

平成30年度 第1回野田市児童福祉審議会

日 時 平成30年7月25日(水)
午後1時30分から
場 所 保健センター 3階大会議室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

- (1) 平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画の進捗状況 . . . 資料1
- (2) 平成29年度野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン第3次改訂版の進捗状況
. . . 資料2
- (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について . . . 資料3 - 1
子ども・子育て支援に関する調査票(案) . . . 資料3 - 2
- (4) ひとり親家庭等の支援に関する意識調査の実施について . . . 資料4 - 1
アンケート調査(母子家庭)(案) . . . 資料4 - 2
- (5) 保育の量の見込みと確保について . . . 資料5 - 1
新規施設の確認にかかる利用定員の設定について . . . 資料5 - 2
- (6) 子ども医療費助成制度について . . . 資料6
- (7) 子ども館の整備について . . . 資料7
- (8) 子ども未来教室について . . . 資料8

5 閉 会

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
1	64	既存	低年齢児の受入れ体制整備促進	保育課	・公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 ・地域型保育事業の開設について、低年齢児の待機児童数等を見極めた整備を検討する。	・受入実績(3月1日現在) 22園 0歳 157人 1歳 339人 2歳 397人 計 893人 聖華未来のこども園 4月開園	・年度末における年少児の確保量の不足及び年度当初の供給過大について検討する必要がある。		・公立保育所における低年齢児の受入について、保育士の確保に努めていく必要がある。 ・低年齢児の待機児童数等を見極めた整備を検討する。 ・31年4月「kanade野田こども園(定員132人)」の開園	
2	65	既存	保育所の施設整備の推進	保育課	・待機児童の状況に対応し、民間活力の導入を図る中で、受入児童数の拡大を図る。 ・既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しなどを講じるとともに、必要な保育士の確保に努める。	・29年4月「聖華未来のこども園」の開園。 ・(3月1日現在) 定員(22か所) 2,275人 入所実績 2,292人 (内訳) 公設公営(3か所) 374人 公設民営(7か所) 895人 私立(10か所) 852人 認定こども園(1か所) 157人 事業所内(1か所) 14人	・待機児童と入所保留者の状況を踏まえつつ、小規模保育事業所整備の検討及び幼稚園の預かり保育活用を検討する必要がある。		・待機児童・保留者解消野田計画による待機児童を含む入所保留者の解消に向けて、必要に応じて保育所、小規模保育所等の整備を検討する。 ・31年4月「kanade野田こども園(定員132人)」の開園	
3	66	既存	駅前保育の整備	保育課	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	・駅前等の利便性の高い場所にて保育サービスを提供する駅前保育施設の整備を検討する。	・保護者の通勤形態等を検証し、駅前保育所の利用ニーズ等を見極める必要がある。		・駅前保育所の必要性を改めて検証する。	
4	67	既存	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保 H12.8~ (乳児保育所)	保育課	・生後3か月未満の乳児を保育する公立の乳児保育所及び民間活力による保育サービスの充実として民間保育園10園(聖華保育園、コビープリスクールのだ保育園、アスク七光台保育園、アスク川間保育園、コビープリスクールせきやど保育園、すくすく保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園、アスク古布内保育園、コビープリスクールあたご保育園、すくすく保育園分園)及び事業所内保育所(ひばり保育園)で産休明け保育を実施する。 ・今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意し、民間活力による受入乳児数の拡充を図る。	・利用実績 乳児保育所 1人 聖華保育園 0人 コビープリスクールのだ保育園0人 コビープリスクール せきやど保育園 0人 アスク七光台保育園 0人 アスク川間保育園 0人 コビープリスクール さくらのさと保育園0人 すくすく保育園(分園含む) 1人 アスク古布内保育園 1人 コビープリスクール あたご保育園 0人 聖華未来のこども園 (認定こども園) 0人 ひばり保育園(事業所内) 0人 参考 平成28年度利用実績 1人 平成27年度利用実績 4人 平成26年度利用実績 11人	・公立1か所、民間保育園10園、事業所内保育所1か所で産休明け保育を実施しており、施設数は拡充されているが、育児休業制度の普及により、利用者が少ない。 ・利用状況を踏まえ、今後、民間活力を導入していく場合は産休明け保育の実施の必要性があるかを検討する必要がある。		・引き続き産休・育休明け保育所利用申請者については、利用調整にあたり優先的に配慮することを継続する。 育児休業制度の普及により、利用実績が少ないことから、今後、民間活力を導入する場合に産休明け保育の実施及び実施施設の必要性について、検証する。 ・平成30年度より育児休業明け保育所利用予約を実施し、育児休業を取得している保護者が円滑に職場復帰をすることを支援する。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
5	68	既存	新制度における事業所内保育施設の設置促進	保育課	・仕事と育児の両立、雇用環境整備のため、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」制度の普及・啓発を必要に応じて実施する。 ・子ども・子育て支援新制度の地域型保育給付に関する情報提供を行う。	・平成29年度の事業所内保育施設の利用状況実績(人数) 野田病院内保育室 男18 女16 計24 かぞヤクルト販売(株)春日町センター 男2 女3 計5 かぞヤクルト販売(株)関宿センター 男2 女2 計4 かぞヤクルト販売(株)野田センター 男0 女2 計2 キッコーマン総合病院内託児所 男15 女11 計26	・子ども・子育て支援新制度では地域型保育事業に「事業所内保育施設」が位置付けられ、市の認可・確認により地域型給付に移行できることとなっている。しかし、これまでに移行した施設は1施設(ひばり保育園・H28移行)のみである。地域型保育施設への移行は待機児童等の解消に繋がれらるものと考えことから、移行していない施設に改めて移行の意思等を確認する必要がある。 ・平成28年度より国が実施している「企業主導型保育事業」は、典型的に認可外保育施設となっている。同施設は待機児童等の解消に必要な施設と考えてはいるが、市では認可保育所等により待機児童、保留者の解消を目指していることから、既存の事業所内保育施設に対して、新制度への移行を推奨する必要がある。		・子ども・子育て支援新制度では「事業所内保育施設」の位置付けが明確になったことから、低年齢児の待機児童及び入所保留者の推移を見ながら、地域型保育施設への移行を推奨していく。 ・また、国が実施している「企業主導型保育施設」等と子ども・子育て支援新制度に位置付けられている「地域型保育施設」の相違点について、新設や移行を検討している事業者に対し、周知していく。	
6	69	既存	新制度における幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課	・保護者が仕事の都合や急用が生じたときなどに、降園時間を延長するサービスを実施する。	・公立幼稚園では実施していない。私立幼稚園の6園で実施している。	・公立幼稚園の預かり保育の新たな参入は、民業圧迫にもなりかねないため、実施する考えはない。 ・多様なニーズに対応するとともに、高まる保育所ニーズに対して代替的に機能していることから、各私立幼稚園の実施状況を引き続き把握していく必要がある。		・私立幼稚園協会と情報交換を行い、時間外の預かり保育について施設型給付移行に関する情報とともに積極的に発信する。	
7	71	新規	3歳児の保育士配置基準の改善	保育課	・子ども・子育て支援新制度の「教育・保育」の質の改善の趣旨に基づき、教育・保育施設における3歳児の保育士配置基準を改善する。 (子ども20人に保育士1人の配置から子ども15人に保育士1人に改善)	・公定価格における「3歳児配置改善加算」の活用により、国基準以上の保育士の配置について支援した。 ・実績 私立保育所 10園 聖華保育園 コピーリススクールのだ保育園 コピーリススクールせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コピーリススクールさくらのさと保育園 すくすく保育園 すくすく保育園分園 アスク古布内保育園 コピーリススクールあたご保育園 公立保育所 7園 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 南部保育所 北部保育所 尾崎保育所	・野田市では従前から国基準より手厚く配置している。更に私立保育所等では新制度による財政措置(公定価格加算)を活用し、私立保育所等保育事業補助金と合わせて、保育の質の改善に努めている。 しかし、近年の保育士不足により、保育士配置基準の改善(15:1)が難しい状況であることから、保育士全体の処遇改善を図り、保育士を確保することで配置基準の改善に努める必要がある。		・3歳児の保育士配置については、待機児童及び保留者解消の優先を考慮しつつ、実施方針を検討したい。しかし、近年の保育士不足により、保育士の確保が難しいことから、確保に向けた保育士の処遇改善を図り、確保に努めていく。	

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
8	74	既存	乳児家庭全戸訪問事業 S56～	保健センター	・新生児産婦家庭訪問 ・生後2か月児訪問 ・乳児家庭全戸訪問	・新生児訪問及び生後4か月までの訪問 延べ 833件 ・保健推進員による生後2か月児訪問 延べ1,339件	・出生数が減少している現状の中、訪問延数は前年度よりも増加している。専門職による訪問では初回訪問で継続支援が必要と判断されたケースが増えていることが要因と考える。複数回の訪問できめ細やかな支援に努め保護者の育児不安の軽減につなげている。 ・保健推進員の訪問は専門職の訪問回数と重なることもあり見直しが必要である。	1,272	・引き続き専門職による新生児訪問を全員対象に実施することで、安心して育児に臨めるように支援していく。	1,486
9	75	既存	訪問型一時保育事業 H18～	児童家庭課	・自宅で保育している保護者が病気や冠婚葬祭などで保育ができない場合、生後57日目から小学4年生までの健康な児童を対象として、自宅に保育士等を派遣し、保育を行う。	・延べ利用児童数 14人 (延べ利用時間 42時間34分)	・専業主婦や育児休暇中の方が利用する事業のため、利用者は少ない傾向にあった。27年度から乳児の3ヶ月健診時に、チラシを配布して周知していた。	333	「育児支援家庭訪問事業」の支援範囲が緩和され、当該事業の対象者も対応可能となったことから、事業を廃止する。	0
10	76	既存	育児支援家庭訪問事業 H17～	児童家庭課	・子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に支援員を派遣し、過重な負担がかかる前の段階において育児、家事の援助等を行う。	・利用実人数 19人 (内訳：産じょく 0人、虐待予防 19人) ・派遣日数 337日 派遣時間 822.3時間 ・保健センター(野田、関宿)との連携 7件 ・訪問員12名(社会福祉協議会へ委託)	・保健センター及び子ども支援室との連携により、妊娠時より支援の必要な妊婦の把握が行え、出産後すぐに適切な対応ができた。 ・出産直後の育児不安緩和、及び母親の孤立感や育児不安による虐待の防止に効果的な事業として、多くの方の支援ができた。 ・虐待予防のケースが増えることにより訪問員に求められる役割が難化するため、研修を充実させる必要がある。	1,293	・国実施要綱の改正に伴い野田市育児支援家庭訪問事業実施要綱の一部を改正し、平成30年4月から当該事業の支援対象を拡大する。 ・新たな利用者のニーズに添った支援を行うため、委託先である社会福祉協議会と連携し、研修等を開催するなど訪問員の質の充実を図る。具体的には、随時、助言指導を行うと共に、年度当初に開催される、訪問員対象の事務連絡会において、事業内容及び支援方法等について研修を行う。 ・保健センターによる乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業や子ども支援室とも連携し、特定妊婦や要支援児童への早期対応を図る。	1,592
11	77	既存	ファミリー・サポート・センター事業 H14～	児童家庭課	・育児支援を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所までの送迎や降園後の一時的な預かり等育児について、相互に助け合いを行う。	・利用会員 505人 ・提供会員 117人 ・両方会員 39人 計661人 ・延べ利用者件数 3,842件	会員数は、年々増えている。 利用件数については、前年度から減少しています。学童や保育所の送迎の利用が多いですが、年度により利用会員の利用頻度により増減します。 特に利用会員が増える傾向にあることから、提供会員の確保に努める。 引き続き情報誌「ぼんぼこ通信」を発行することにより、広く事業を周知していく。 利用会員の児童年齢を小学6年生までに拡大することで、会員増と市民サービスの向上を図った。	8,194	・市報やホームページなどにより事業の周知を図っていく。 ・野田市社会福祉協議会への委託により事業を継続する。 ・利用会員数と提供会員数が増加するように手続きの簡素化と市窓口での申請受理、広報の強化を図る。	8,230

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
12	78	既存	充実した学童保育サービスの提供 H13年～ (保育時間延長)	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱の方針にのっとり、民間委託を推進しながら、保護者の利用意向を注視しつつ、保育時間の延長等のサービス向上に努める。 直営の学童保育所については、社会福祉協議会への委託を推進する。また、委託までの間、委託学童保育所と直営学童保育所の開所時間の差を見直します。 優れた指導員の確保とともに、指導員に対する研修を実施し、指導員の質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内34学童保育所のうち20箇所の学童保育所を民間委託で運営している。 直営学童保育所の保育時間を27年9月から、平日18時30分を19時00分に延長している。 直営学童保育所の保育時間を29年7月から、土曜日及び学校休業日18時30分を19時00分に延長している。 年に2回の自主研修会を実施し、スキルアップを図っている。 千葉県放課後児童支援員認定資格研修に参加し資格取得を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託学童保育所も参加する毎月の定例会で、保育内容の発表等を行い、情報やスキルの共有化を図っている。 新制度に対応し、児童数の多い一部学童保育所では、おおよそ児童40人を目安にクラス分けを実施し、指導員をクラス別に2名配置した(クラス分け学童数10箇所)。 夏休みから、直営学童保育所の閉所時間を30分延長し、全ての学童保育所の閉所時間を午後7時に統一しサービス向上を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> 直営学童保育所の民間委託については、各学童保育所の保護者会と協議を行うための準備を進める。 学校区単位で過密化している箇所については、今後の入所児童数の動向を踏まえ、新たな施設の設置等を実施する(岩木第二学童保育所新設)。 新制度に基づき、おおよそ40人のクラス分けと適正な指導員の配置を継続して実施する。 	
13	79	既存	新制度への対応と学童保育所の受入れ体制の整備 H22に整備 開所年月 H22.10 4か所 H22.11 3か所 H23.04 3か所	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図る。 放課後における学童保育所について、おおよそ40人で集団(クラス)に分割して運営の充実を図ります。 小学校5、6年生の受入れについて、児童の保育状況を考慮して柔軟に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託学童数 13,350人(20学童保育所) うち、第二・三学童設置数14箇所 9,117人 直営学童数 4,215人(14学童保育所) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21から22年の第二学童保育所の整備により一旦は過密化の改善が図られたが、既存学童との児童数の差が生じて、第二学童の過密化の問題が新たに生じている。 宮崎第三学童保育所の増設工事を実施した。 北部学童保育所移転の工事を実施した。 小学校区単位で2箇所以上学童保育所がある学童保育所で過密化改善のための保護者説明会を実施する。 	166,479	<ul style="list-style-type: none"> 学校区単位で過密化している箇所については、今後の入所児童数の動向を踏まえて、新たな施設の設置等を実施する。以下の施設の整備を進める。 岩木第二学童保育所の増設工事を実施する。 小学校区単位で2箇所以上学童保育所がある学童保育所で過密化改善のための保護者説明会を継続して開催するとともにアンケート調査を実施し、保護者の意向を踏まえて対策を検討する。 	14,079
14	80	既存	学童保育所の施設環境整備の推進	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が著しい学童保育所施設について、緊急度を勘案し整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化に伴う大規模な修繕は実施しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急度を勘案し、整備を進めていく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 計画的に整備をしていくために日常的な管理の中で現状把握を行なう。 	
15	81	既存	病児・病後児保育の充実 H15.11～	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態にあり、保護者の家庭で保育できない場合を対象に、施設型の病児・病後児保育事業として小張総合病院に委託し、定員4人とする「ひばりルーム」を病院敷地内に開設し、保育を実施する。 利便性の向上に配慮していくとともに、感染症における利用の制限等についても理解を得るため、周知を図る。 	平成29年度利用実績 354人(延べ人数) (参考) 利用状況(延べ人数) 平成26年度 332人 平成27年度 307人 平成28年度 283人	<ul style="list-style-type: none"> 開設日数293日に対して、利用した人数が354人となっており、一日平均利用人数が1.21人となっている。実際の利用人数には偏りがみられるものの、定員4人に対して余裕がある日もあることから、引き続き利用に関する周知を図る必要がある。但し、感染症により、利用を断った事例もあるので感染症対策への検討及び利用の制限等について検討する必要がある。 	5,981	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性の向上を配慮すると共に、感染症における対応の検討、利用の制限等について理解を得るため周知を図る。 	5,981

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

資料1

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
16	82	既存	一時預かり事業の拡充 H18.4~	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、適当な設備を備える保育所等において、保育を行う。 ・既に実施している民間保育園4園（聖華保育園、アスク七光台保育園、コビープリスクールせきやど保育園、コビープリスクールさくらのさと保育園）で引き続き実施していく。 ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業の一つとして位置付けられ委託事業として再編されることから、他の地域子育て拠点の事業や幼稚園の事業を含め、ニーズ量への対応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の利用状況（延べ人数） 聖華保育園 1,050人 コビープリスクールせきやど保育園 178人 コビープリスクールさくらのさと保育園 405人 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に実施している民間保育園4園に新たに新設された「聖華未来のこども園」の1園を加えて、引き続き実施した。 ・年間の利用状況は平成26年度をピークに減少傾向にあることから、必要量は充足しているものと思われる。 ・今後は子育てサロン等、他の地域子育て拠点事業も含めた、一時預かり事業の適切な実施と内容の充実を図る必要がある。 	8,783	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では一時預かり事業の必要量が充足していることから、今後は利用状況を見極めつつ、民間活力を導入する際に改めて実施の有無を検討する。 	10,969
17	83	既存	子育てサロン事業の充実 H14.5~	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代の交流や相談、一時預かりなどを実施する「子育てサロン」を設置しているNPO法人に対し、事業費の一部を補助する。 ・子ども子育て支援新制度に対応する支援サービスを提供できるよう市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況（延べ） ゆう&みい 7,244人 ゆっくっく 9,658人 野田市どろんこの会 3,522人 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の保護者の交流を進めるNPO法人の活動事業費の一部を補助した。 ・市内の地域子育て支援拠点の事業の共通化（交流・相談・情報提供・講座）を実施する。 	7,830	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て支援拠点として引き続き多様なサービスを提供する。 ・NPO法人に運営費の一部を補助していたが、サロン開設日等を拡充するなど、市内の同様施設の統一を図り、利用者のサービス向上を図るため平成30年度より委託事業として実施する。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。 	10,407
18	85	既存	つどいの広場事業の充実 H18.1~ H19.10~ (いちいのホールに移転)	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において、乳幼児を持つ保護者同士が打ち解けた雰囲気の中で気軽に交流を図る場を設けるだけでなく、アドバイザーが保護者からの相談や助言を行うことにより子育てへの不安感を取り除き、育児負担を軽減する。 ・子ども子育て支援新制度に対応する支援サービスを提供できるよう市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況（延べ） 大人 2,202人 乳幼児 2,963人 計 5,165人 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年1月の開設以来（19年10月いちいのホール移転）、閑宿地域において乳幼児とその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う中で交流を図るとともに、育児相談等を行う場として、子育て中の保護者の負担感の緩和に努めた。 ・市内の地域子育て支援拠点のサービスの共通化のため、交流事業の親子サークルを実施する。 	3,305	<ul style="list-style-type: none"> ・閑宿地域の子育て拠点として、NPO法人への委託により事業を継続する。 ・地域子育て支援拠点における事業（交流・相談・情報提供・講座の4事業）の共通化を継続する。 	3,469
19	86	既存	地域子育て支援センターの整備 H14.11~	保育課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て拠点として、子育て世代の交流・相談・サークル支援等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・聖華未来のこども園の子育て支援センター（コアラルーム）が4月に開設。 ・サークル参加人数（延べ人数） 子育て支援センター（東部保育所） 1,436人 さくらんぼルーム（聖華保育園内） 438人 ぼかぼかひろば（アスク七光台保育園内） 580人 コアラルーム（聖華未来のこども園内） 215人 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度において、地域子育て支援事業は13事業の1事業に位置づけられていることから、子育て支援センターと子育て支援拠点事業施設と連携を図り、子育て世代の交流、相談、サークル等の内容の共通化を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・開設2年目になる聖華未来のこども園の子育て支援センター（コアラルーム）について、既存の子育て支援センター、子育て支援拠点事業施設と連携し、事業内容の共通化を図る。 	

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

資料1

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
20	87	既存	巡回相談等による相談支援体制の充実 H13～(巡回相談)	児童家庭課	・市内の保育所、学童保育所等への巡回相談 (利用者、施設周辺住民対象) ・育児相談会の開催	・家庭児童相談員2名により市内各保育所(保健師が同行)、学童保育所、子ども館などにて巡回相談を実施した。 <巡回相談実績> 認可保育所 21か所(相談 223件) 認可こども園 1か所(相談 9件) 学童保育所 33か所(相談 142件) 子ども館 5か所(相談 11件) 園庭開放 1か所(相談 7件) 合計 61か所(相談 392件)	・施設利用者や職員などへの相談支援を行い、早期発見・早期支援を行うことで虐待防止に寄与している。 ・発達など母子保健分野の相談があることから、保健センター及び子ども支援室と役割を分担しながら連携して対応した。		・虐待の未然防止のため、今年度も継続して全ての市内各保育所、学童保育所、子ども館などで巡回相談を実施する。 ・前年度と同様、家庭児童相談員の巡回に保健師も同行する形とし、発達等の相談に対応する。	
21	88	既存	公民館での電話及び面接相談の実施 H13～	公民館	・東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ヶ瀬公民館に配属されている社会教育指導員を相談者とし、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による相談事業を実施する。	・各公民館に配属されている社会教育指導員を相談員として電話及び面接による相談事業を行った。	・現場に精通する指導員ならではの相談対応に、相談者からも高い評価を受けている。 ・課題としては、平日の指導員出勤日以外にも、毎月の第3日曜日の「家庭の日」を相談日としていることを引き続き周知していくなど、相談しやすい環境づくりに努めていく必要がある。		・29年度に引き続き、毎月第3日曜日の「家庭の日」を相談日として、電話及び面接による個別の子育てに関する悩みなどの相談に応じていく。	
22	89	既存	心配ごと相談事業の充実 S36～	社会福祉協議会	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設 ・相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。	・相談件数：34件	・相談員の資質の向上と、更なる事業の周知を図る。	529	・日常生活における悩みごとの初期相談窓口として、毎週火曜日及び第1金曜日に相談所を開設 ・相談所のPR活動を図るとともに、事例検討や定期研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。	376
23	90	既存	子育て支援総合コーディネート事業 H17.7～ 児童家庭課 H27.10～ 保健センター	子ども支援室	・市内の子育て支援情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、各種子育て支援サービスの情報を発信する。 ・妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じて、保護者がワンストップで安心して相談できる「子ども支援室」を新設して、その事業の中で子育て支援総合コーディネート事業を実施する。	・情報収集 524件 ・相談 26件 ・案内 26件 ・ホームページ閲覧 25,740件	・母子保健事業に参加するなど積極的に子育て情報を提供した。インターネットによる子育て支援情報局「かるがもネット」をより利用しやすくするために求められている。	3,320	・インターネットによる野田市子育て支援情報局「かるがもネット」をより利用しやすくするために検討を重ね平成30年10月にリニューアルする。母子保健事業に参加し、子育て情報を提供する。	4,312

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
24	92	既存	延長保育の充実 H14.4~	保育課	<p>・全公立保育所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施する。 ・保育所の指定管理者導入に伴い、公立保育所において午後7時以降の延長保育を実施する。 ・民間保育園において午後8時までの延長保育を実施する。 ・事業所内保育所では、ひばり保育園(午後8時)で延長保育を実施する。</p> <p>午後8時 ・公立 清水保育所 花輪保育所 東部保育所 北部保育所 尾崎保育所 木間ヶ瀬保育所 午後10時 ・公立 南部保育所</p> <p>・私立 聖華保育園(H27まで午後9時) コピーのた保育園 コピーせきやど保育園 アスク七光台保育園 アスク川間保育園 コピーさくらのさと保育園 すくすく保育園 コピーあたご保育園 すくすく保育園分園 ・事業所内保育所 ひばり保育園 ・幼保連携型認定こども園 聖華未来のこども園</p>	<p>・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数</p> <p>公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 2,136人 9,707人 午後8時まで 174人 3,147人 午後9時まで 0人 78人 午後10時まで 0人 2人 計 2,310人 12,934人</p> <p>私立 (月極利用) 午後7時まで 1,434人 午後8時まで 420人 計 1,854人</p>	<p>・全保育所に加え、4月に開園した聖華未来のこども園でも延長保育を実施した。 ・遅い時間帯までの延長拡大については、実績が少ない現状もあり、今後の利用状況等を見極めながら検討する必要がある。</p>	11,060	<p>・全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、延長時間の拡大等については、これまでの実績を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。</p>	19,850
25	93	既存	休日保育の充実 H15.4~	保育課	<p>・日曜・祝日等の保護者の就労その他の理由により、家庭で保育することが困難となった乳児又は幼児について、休日の保育を行う。 ・目標事業量及び実施場所の地域性を踏まえ、指定管理者制度を導入している尾崎保育所及びコピープリスクールあたご保育園(平成26年11月開園)で引き続き休日保育を実施する。</p>	<p>・休日保育利用人数 コピープリスクールあたご保育園 申込実人数 30人 延べ利用者数 384人</p> <p>尾崎保育所 申込実人数 12人 延べ利用者数 207人</p>	<p>・休日保育の事業拡大については、実績と今後の利用ニーズを踏まえ、利用状況等を見極める必要がある。</p>		<p>・引き続き、尾崎保育所及びコピープリスクールあたご保育園で休日保育を実施する。</p>	
26	94	既存	病児・病後児保育の充実	保育課	【事業番号15再掲】					
27	94	既存	新制度における幼稚園の預かり保育の拡充	学校教育課	【事業番号6再掲】					
28	95	新規	求職者子育て支援サービス H26.6~	保育課	<p>・求職活動中の保育所申込者で、希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス(ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業)の費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>問合わせ件数 18件 利用実績 0件</p>	<p>・平成26年6月から事業を開始したが現在までの利用が0件(平成29年度)である。当該事業は保護者の求職活動をしやすくすることを目的として開始された事業であったが、利用実績が無いことから、事業内容等を見直す必要がある。</p>		<p>・利用実績が無いことから事業の見直しを行った結果、新たに代替保育利用支援事業を実施することで、求職者子育てサービスの拡充を図る。</p>	1,060
29	96	新規	保育所の耐震補強の実施	保育課	<p>・平成24年度から25年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、耐震補強を要する5保育所5棟(清水、中根、東部、北部、尾崎)について、他の公共施設の計画や推進状況、具体的な補強等の方法及び時期等について検討する。</p>	実績無し	<p>・他の公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする尾崎保育所の整備計画を検討する。また、工事費の財源確保等についても検討する必要がある。</p>		<p>・他の公共施設の耐震補強工事の進捗状況を見極めながら、耐震補強を必要とする尾崎保育所の整備計画を検討する。また、工事費の財源確保等についても検討する。</p>	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
30	97	既存	保育環境向上のための施設整備の推進	保育課	・施設維持に伴う修繕及び保育児童数等の変化に対応する改修工事の検討・実施。また、更新時期を迎えているエアコン設備等の計画的な整備を行う。	・エアコン設備改修工事实施保育所保育室 木間ヶ瀬(1室)、東部(2室)、尾崎(1室)、花輪(3室)、南部(事務室) 木間ヶ瀬(調理員休憩室) ・保育所施設改修工事实施保育所保育室床工事(中根、北部) 浄化槽改修工事(木間ヶ瀬) 遊具設置工事(北部) ロッカー修繕工事(中根) 厨房シンク交換工事(東部) 給湯器修繕工事(乳児) 暖房機交換工事(尾崎、花輪、中根) 塀改修工事(中根) 屋根改修工事(清水) オイルサーバー交換工事(福田) ・給水管布設工事(乳児) ・漏水修理工事(福田)	・更新時期を迎える公立保育所のエアコン整備を今後も計画的に推進する。また、未整備となっている調理室のエアコン設置について、検討する必要がある。 ・経年劣化が顕著な保育所の修繕や保育児童数等の変化に対応した改修工事を、財源確保も含めて検討する必要がある。	53,319	・保育に必要な施設等の修繕及び改修工事を計画的に実施し、良好な保育環境の整備に努める。(30年度工事实施予定) ・エアコン設備改修工事实施保育所保育室等 北部(1室)、東部(1室)、乳児(2室)、木間ヶ瀬(1室)、花輪(1室) ・テラス改修工事(尾崎、花輪) ・内装改装工事(北部、東部、南部) ・外構改修工事(花輪) ・遊具設置工事(中根、清水、乳児、花輪、木間ヶ瀬、尾崎、南部、東部、福田)	43,312
31	99	既存	子育てに関する意識啓発の推進	児童家庭課	・子育て等に関する各種支援団体の講演会やシンポジウムの支援をすとも、子どもを生み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組を推進する。 ・野田市エンゼルプラン第4期計画について、市ホームページや広報を通じて周知する。 ・子ども館6館合同事業で、子育てに関する講演会を年1回実施する。	・子ども館合同講演会の実施 平成29年10月12日(木)野田市役所8階大会議室 講師：板良敷信子氏 「心を育てる食育」 参加人数 142人	・子ども館合同講演会参加者によるアンケートでは、子育てに有益な情報があった等の意見が多数あり、好評を得ている。	30	・今後も子育てに不安を抱える保護者のニーズに沿った啓発事業の実施や後援について対応していく。 ・子育て支援を実施している民間団体の支援を行うことで社会全体で子育てを支援する意識を醸成する。	50
32	100	既存	子育て世帯への情報提供 H14.3~(ガイドブック 3年を目安に改訂)	児童家庭課 子ども支援室	・子育て情報を一元化した子育てガイドブックを制作し、対象年齢児童の保護者に配布する。 ・野田市子育て支援情報局「かるがもネット」の中で、ガイドブックを公開する。	・のだし子育てガイドブック配布箇所 児童家庭課 保健センター(新生児) 市民課(転入児童)	・平成26年3月作成のガイドブックが大変好評をいただいたので、更に改訂版ではデジタルでの情報提供を検討する。また、毎年発行を検討する。 ・「かるがもネット」は子育て中の保護者が求めている情報をより多く盛り込むように工夫して常に最新情報を提供するように努める。		・「のだし子育てガイドブック」の発行を企業広告を活用し、経費を掛けずに毎年発行に変更する。 ・かるがもネットにおいては、常に最新の情報を掲載するよう情報収集とHP利用の周知に努める。	
33	102	既存	高齢者と保育所の子どもとのふれあい活動の充実 H10~	保育課	・地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深める。また、地域施設に訪問し、交流を図る。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	・公立保育所(10施設)では、年2~11回実施しており(清水保育所は8月を除いて毎月実施)、延べ41回実施した。 内訳 伝承遊び 6回 花植え 3回 夏祭り 2回 散歩 2回 運動会 2回 世代間交流 2回 芋苗植え 7回 その他 5回 芋掘り 3回 クリスマス会 1回 施設交流 8回	・保育所と地元自治会、いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められている。 ・高齢者との交流により、花の苗植えや芋掘りを行うことで土に触れる機会が作れる。		・引き続き、地元自治会やいきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し、伝承遊び、園芸菜園の耕作などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深める。また、運動会やクリスマス会などの保育所行事に参加を推進することで、より一層の交流を図れる。 ・地域の中で子育て支援を行うとともに高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進する。	

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

資料1

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
34	103	既存	主任児童委員・児童委員活動の充実	生活支援課 児童家庭課	・地域のひとり親家庭への相談や実態把握を行う。また、対応が困難なケースについては、専門部会等の中で協議するなど、的確な対応に努める。特に新規世帯や要支援世帯に対しては、母子自立支援員との同行訪問を実施する。 ・要保護児童及びその保護者、妊産婦等の生活と環境を適切に把握しサービスを利用するために必要な情報を提供する。	・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 199件 ・主任児童委員連絡会研修 第1回 母子家庭訪問について、要保護児童対策について(H29.6.22) 第2回 市外施設見学(H29.10.16) 第3回 ひとり親支援について、要保護児童対策について(H30.2.22)	・ひとり親家庭の実態把握については、民生委員児童委員に対する個人情報の提供を拒否する家庭も多いことから困難な点もあるが、母子父子自立支援員と情報を共有し、児童の健全育成のため、地域での見守りをさらに推進する必要がある。	634 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	634 (主任児童委員報償費)
35	104	既存	青少年相談員活動の充実	青少年課	・スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図る。 ・青少年の非行防止活動を推進する。 ・社会環境の浄化活動を推進する。 ・スポーツルール、レクリエーション活動を学習する。 ・青少年の社会参加を促進する。	・活動の充実を図るため青少年相談員連絡協議会に対し、補助金(891千円)を交付し、相談員活動の自主事業の開催及び他事業の協力支援を行った。 ・第13回野田市青少年相談員CUPドッジボール大会 開催日：H30.2.4 会場：関宿総合公園体育館 20校参加 ・「こどもまつり」は、荒天につき中止 ・第62回野田市青少年柔剣道大会に協力 開催日：H29.4.16 会場：野田市総合公園体育館 参加者：39人 ・「東葛飾地区少年の日・地域のつどい大会」に参加 開催日：H29.11.18 会場：県立柏の葉コミュニティー体育館・県警第三機動隊 参加者：福田第一小8人、福田第二小9人、相談員9人 ・「スケートで遊ぼう」を地域活動として実施 ・「みこしパレード」、「歩け歩け大会」、「びーほーパレード」、「南部地域あおいそら南部支部まつり」などの各地域行事に参加、協力した。 ・地域環境浄化活動(違法ピラ撤去)実施1回 16枚撤去	・スポーツ・レクリエーション活動の開催を通じて、世代間の交流と市内の子どもたちが相互の親睦と友情を深めることができた。 ・市内8地域に分かれ、より一層地域に根差した身近な相談員を目指し、地域事業に参加していく必要がある。	892	・スポーツ、文化活動を通じて青少年の健全育成を図る。 ・社会環境の浄化活動を推進する。 ・スポーツルール、レクリエーション活動を学習する。 ・青少年の社会参加を促進する。	1,000
36	106	既存	少年非行対策等の充実	青少年センター	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を実施する。 ・計画としては、年間770回を目標とする。	・街頭補導の実施 実施回数：739回(ほぼ目標数達成) 延べ従事者数：1,929人 ・補導少年数(前年比 25人) 男：18人 女：13人	・非行防止対策の要となる街頭補導活動を青少年センターと補導員が協力連携しながら継続することが重要である。 ・学校周辺でのたむろ、喫煙などの現実に対処するため、青少年センター・学校・警察等の関係機関がより緊密に連携していく必要がある。	8,808	・青少年補導員、社会教育指導員等の連携により、青少年センターを中心とした計画的な街頭補導を行う。 ・計画としては、年間770回を目標とする。	8,883
37	107	既存	友だちづくり推進事業の推進 H14～ (サテ-クラブ)	青少年課	・オープンサタデークラブによる各種講座の開講 土曜日に地域の教育力を活用した課外活動を行うことにより、子どもたちに体験を通じて「豊かな人間性の育成と共に規範意識を育む」場を創出する。	・新規講座を1講座開講することにより、会場数・講座数は昨年それぞれ1増の27会場・36講座で開講することができた。(年最高17回) ・参加数 延べ 9,835人 出席率57.8%(前年比 2.9%)	・体験を通して地域の方々や学校、学年の異なる子ども達同士の交流やふれあいが増えた。 ・各種団体及び個人講師による講座が継続できる体制を整えることが重要であり、関係者相互の情報交換を緊密に行うことが必要である。	7,130	・新規講座を1講座開講することにより28会場、37講座の開催を行う。(年最高12回) ・参加児童の発表イベントを開催する。 ・各種講座の連絡調整を行う。	6,893

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
38	108	既存	世代間交流事業の充実 H8～ (ふるさと伝承講座)	青少年課 指導課	(青少年課) ・世代間交流事業として、「ふるさと伝承講座」を実施し、地域の方々と子どもたちとの世代間の交流を図る。 (指導課) ・学校・保護者・地域が連携し教育活動を支援するため学校支援地域本部の設置と地域教育コーディネーターの配置	(青少年課) ・ふるさと伝承講座を開催した。 開催日 平成30年2月5日(月) 平成30年2月21日(水) 会場 関宿中央小学校 児童数 66名 内容 昔遊びの実演体験、うどんづくりの実体験を通して、日本人が持つ文化を体験し、世代間の交流を深めた。 (指導課) ・地域人材による特別授業の実施、授業補助や補習支援、図書室の利活用の推進、キャリア教育の推進、地域の行事との交流、学校の教育環境の整備等へ重点的に取り組んだ。	(青少年課) ・学校支援地域本部地域コーディネーターとの連携により、地域の人材による講座を開催した。 ・市内小中学校の協力を得ながら、多様な技能を持つ地域の人材を発掘していく必要がある。 (指導課) ・地域の方、諸団体との理解や交流を深めることができた。今後は、PTAや保護者との積極的な交流を深め、ボランティア活動に協力いただける方を増やすこと、地域教育コーディネーターのスキルアップと世代交代に努めていく。	(青少年課) 17	(青少年課) ・世代間交流事業として、地域の方々の協力を得ながら「ふるさと伝承講座」を開催し、子ども達との世代間の交流を図る。 (指導課) ・地域人材による特別授業の実施、授業補助や補習支援、図書室の利活用の推進、キャリア教育の推進、地域の行事との交流、学校の教育環境の整備等に重点的に取り組んでいく。	(青少年課) 50
39	109	既存	こどもまつりの充実 S54～	青少年課	・子どもたちにより良い遊びと創造の文化を与え、みんなで子どもたちを守り、健全な地域社会を作る一翼を担う。	・市内青少年健全育成団体等が実行委員会を組織し、テーマに沿ったアトラクションコーナーを設け、野田市こどもまつりを柳沢小で実施する予定だったが、雨天のため中止になった。 開催日 平成29年10月22日(日) 会場 柳沢小学校 雨天のため中止	・子ども達の仲間づくりや体験活動の場として子どもや保護者が参加する予定だったが、雨天のため中止になった。 ・こどもまつり同様の交流を主目的にした行事が多方面でも実施されているため、今後の方向性について検証する必要がある。	636	・子ども達により良い遊びと創造の文化に触れる機会を提供し、みんなで子ども達を守り、健全な地域社会を創造する。	983
40	110	既存	子ども館の機能の充実 (閉館日解消のため開館委託) H14.7～	児童家庭課	・子ども館の休館日(月・火・祝日)を業務委託することで年末年始を除き開館する。 ・気軽に交流できるサークルやセミナーなど親子のふれあいの場を作るとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点としての事業を検討する。	・開館日 359日間 77,676人 うち社会福祉協議会への委託により開館 113日間 12,888人	・子ども達の健全な遊びの場として休館日を解消する。 ・児童厚生員による遊びの指導などを行っている。 ・18歳までを対象とする異年齢の子どもが利用する施設であることから、安全に利用できるように日々の施設管理を徹底する。		・より積極的に子育て家庭が気軽に交流できるサークルやセミナーなど親子のふれあいの場をつくるとともに、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理と職員の研修等に努める。 ・委託を解消し、全て直営で全日程サークル等を実施出来る方法を検討する。	
41	111	新規	プレーパーク活動への支援	児童家庭課	・自然を活かし様々な道具を使って子ども達と遊ぶプレーパーク活動への支援について、活動する団体への活動場所の提供や子ども館事業との連携、活動を広報により周知する。	・活動団体との協議により、平成28年度から山崎子ども館が協力し、施設横の雑木林の空き地で実施している。	・野田市エンゼルプラン第4期計画で位置付けた内容で支援を進めることが出来た。		・月1回の実施を予定しているが、今後回数が増加ができるか実施団体「のだ遊ぼうよの会」と協議を進める。 ・子ども館と共同または連携で実施できる催しがないか検討する。	
42	112	既存	育児サークル活動の充実	児童家庭課 保育課	・子ども子育て支援新制度に対応するために、子ども館以外にも市内の地域子育て支援拠点全てで育児サークル活動を実施する。 ・サークルの活動促進について、機関紙・ホームページをはじめ広く参加者を募集する。 ・各施設のスタッフは、サークルの参加者に対して、スムーズに活動ができるよう適切な助言を行う。	・サークル参加人数(延べ) 子育て支援センター 1436人 (東部保育所) さくらんぼルーム 438人 (聖華保育園内) ぼかぼかひろば 580人 (アスク七光台保育園内) コアラルーム (聖華未来のこども園) 215人	・多くのサークル参加者があり、親子の交流を図ることができた。 ・利用者のニーズにあったサークルを開催していく必要がある。		・今後もサークルの活動を推進していく。 ・地域子育て支援拠点における事業(交流・相談・情報提供・講座の4事業)の共通化を継続する。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
43	113	既存	ブックスタートの推進 H16～	興風図書館 保健センター	・0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成・配布する。 ・ブックスタートボランティアを養成し、3か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。	・延べ146人のボランティアの方々に協力していただき、絵本の読み聞かせの大切さを伝えながら、出生祝品として、3か月児健診の受診対象の親子857人へ1,714冊の絵本を贈った。	・ブックスタートボランティアについては定期的に募集をかけ、加入いただいているところであるが、定着が難しい状況にあり、その結果慢性的にボランティア不足が続いている。	776	・引き続き、0歳児向け絵本リスト、1・2歳児向け絵本リストを作成、配布する。 ・ボランティアの協力を得ながら、絵本の読み聞かせの大切さを伝え、出生祝品として、3か月児健診時の親子へ絵本を贈る。 ・ブックスタートボランティアの募集を行い、3か月児健診時の親子に読み聞かせを実施する。	1,785
44	114	既存	街区公園等その他の都市公園及び児童遊園の整備促進 H12～	みどりと水のまちづくり課 生活支援課	・利用しやすく、安全な公園管理を基本に地元自治会等の要望を取り入れながら公園施設の整備を促進する。	(みどりと水のまちづくり課) ・遊具の付替え1か所、老朽化した遊具の撤去3か所、遊具修繕1か所、施設利用看板設置1か所を実施。 (生活支援課) ・安全点検の結果により、緊急度の優先順位を付け、5か所の遊具撤去を実施し、その内1か所は土地を地主に返還、1か所はみどりと水のまちづくり課に移管。	・公園施設については老朽化が進んでおり、安全点検の結果により緊急度の優先順位を付け、今後も引き続き改修を実施していく必要がある。	(みどりと水のまちづくり課) 1,198	・公園を安全で快適に利用できるよう、老朽化した遊具等の改修を引き続き実施していくとともに、地元の要望等を聞きつつ整備を図っていく。	(みどりと水のまちづくり課) 951
45	115	既存	保育所・幼稚園・学校等の園庭や校庭及び体育館等の開放促進	保育課 学校教育課	・保育所の園庭を開放し、地域の子どもの遊び場を確保する。また、園庭開放の周知については、市報等を活用して広報に努める。 ・幼稚園の園庭、小・中学校の校庭や体育館等の施設を、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の使用に提供する。 子どもの遊び場を確保する保育所園庭の開放、スポーツ、レクリエーション、文化活動等を目的とする社会教育関係団体等の活動場所として提供する幼稚園園庭、小・中学校校庭、体育館等の施設開放等について、地域の実情を踏まえ継続して実施する。また、その他の社会資源の活用を検討する。	(保育課) ・園庭開放 公立保育所(10施設)の実績 年間開放回数 108回 年間延べ利用人数 1,192人 (学校教育課) ・小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施した。 ・利用実績 幼稚園：園庭開放 5回、122人 小学校：屋外施設 2,003回、85,741人 屋内施設 6,761回、164,611人 中学校：屋外施設 106回、6,285人 屋内施設 4,285回、59,987人	(保育課) ・園庭開放の中で実施しているアンケートの結果を踏まえ、30年度から親子ふれあい保育所体験を実施することとした。今後も事業継続及び実施にあたっては地域における子どもの遊び場の状況把握やその使用ニーズを踏まえ、より有効的な活用方法などを検討する。 (学校教育課) ・今後も、学校教育に支障のない範囲で、学校開放の促進に努めていく。		(保育課) ・引き続き、保育所等の園庭開放をするとともに利用ニーズを把握し、地域の子ども達によりよい園庭開放ができるよう検討する。 (学校教育課) ・小学校20校、中学校11校でバレーボール、サッカー等の利用で学校開放を実施する。	
46	116	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	・園庭を開放し、地域との触れ合いの場を提供する。 ・地域の女性団体等の交流活動を実施(収穫祭を兼ねたカレーパーティー・伝承遊び等) ・絵本読み聞かせの実施	・園庭の開放、こばとプレイルームの開催(未就園3歳児保育体験教室)、行事への地域住民の招待等で、地域の方々とのふれ合いの場を設定した。 ・幼児教育センターとしての情報の提供を進め、人間形成における幼児期の大切さを伝える。ひまわり相談との連携を図り、子育てに悩む保護者への支援に努めた。	・次年度に入園する子ども・保護者にとって、幼稚園がどのような所かを理解するための良い機会となっている。 ・ひまわり相談から就学相談へと移行することで、早期からの相談・スムーズな就学につながっている。		・園庭を開放し、地域とのふれ合いの場を提供する。 ・絵本の読み聞かせやパネルシアター、製作活動を実施する。 ・夏祭り、収穫祭を兼ねたカレーパーティーや伝承遊びなど、地域との交流活動を実施する。 ・絵本読み聞かせを実施する。 ・ひまわり相談とのより一層の連携を図る。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
47	117	既存	子ども会育成連絡協議会活動の充実のための施策の推進 H12～	青少年課	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全などを旨とし、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会補助金の交付及び各種事業の支援を行った。 補助金の交付(1,822千円) ・ジュニアリーダー県外キャンプ研修会 開催日：H29.8.19～21開催 ・第35回親子映画会 開催日：H30.3.4 会場：文化会館大ホール 参加者約800人 ・育成者の集団活動指導のための安全講習会を1回実施 ・指導者講習会を8回開催 ・子ども会活動の充実を図るため、ジュニアリーダー講習会を14回開催	・子ども会育成連絡協議会の各種事業を通して子どもたちの健全育成が図られた。 ・これからも、多くの子どもたちの参加を得て活動を充実させる必要がある。	1,822	・子どもの居場所、ボランティアや自然体験、遊びを通じた地域の教育力の向上、子どもの安全などを旨とし、子ども会育成連絡協議会の事業を支援する。	1,747
48	118	既存	あおいそら運動推進委員会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成団体地区別懇談会にはあおいそら運動推進委員会の委員さんにも参加をいただいているので、あおいそら運動のPR、支部設立についてのお話等をうかがえる機会をもうけていきます。	・青少年健全育成団体地区別懇談会に、あおいそら運動推進委員会の委員さんにご参加いただき、各支部の活動状況等についてお話いただくとともに、他の団体の方々と共に地域の青少年育成活動に引きつづきご尽力いただくよう働きかけた。	・青少年の健全育成活動に終わりはない。毎年、地道に継続していくことが大事。		・青少年健全育成団体地区別懇談会に、あおいそら運動推進委員のご参加をいただき、あおいそら運動についてのPR、支部設立についてのお話等をうかがえるような機会をもうけていきます。	
49	119	既存	野田レクリエーション協会活動の充実のための施策の推進	青少年課	・野田レクリエーション協会にはこれまで同様、市が関係する事業に積極的に参加、協力をいただく。(こどもまつり)	・雨天のため、こどもまつりは中止になったが、29年度もこどもまつり実行委員会にご参加いただき、子ども達の健全育成にご尽力いただいた。	・今年度も野田レクリエーション協会のご協力を頂きながら事業を推進しているが、年々高齢化していることが懸念される。		・こどもまつりにご参加いただき、子ども達の健全育成にご尽力いただきます。	
50	120	既存	子育て支援団体の活動充実のための施策の推進	社会教育課	・子育て支援を行う団体・サークルの活動や講演会活動に対し、公民館等における会場提供やパンフレット掲出等の協力を行う。	・随時実施した。 パンフレット等の配布・掲示 44件	・継続的に子育て支援に係る活動の周知等を行い、活動団体を支援するとともに、保護者や地域のニーズに合わせた情報提供を行う等、双方のニーズがうまく結びつくための調整、支援を行う必要がある。		・引き続き、子育て支援団体の活動充実のための支援を行い、子どもたちの健全育成のための環境醸成に努める。	
51	121	既存	野田市民俗芸能連絡協議会活動の充実のための施策の推進	社会教育課	・野田市民俗芸能連絡協議会に加盟する団体が、学校等での指導を行うとともに、指導を受けた児童・生徒の発表する機会の提供として「野田市民俗芸能のつどい」を開催する。	・第20回野田市民俗芸能のつどいの開催 出演 小学校6校・中学校1校 114人	・継続して子どもたちの学習機会の拡充を図る。	308	・後継者育成活動等において一層の連携体制の構築を図る。 ・継続して子どもたちの学習機会をより一層充実させる。	347
52	122	既存	野田市サイクリング協会活動の充実のための施策の推進	社会体育課	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備について検討し、整備済み区間についてもサイクリングの妨げとならないよう除草を行う。	・野田市スポーツ公園から境大橋、運河橋から水堰橋の区間の道路両端から1m幅について年2回除草を実施。	・福田地区の利根川未整備区間でのサイクリングロードの整備については、国土交通省との調整が必要である。	5,425	・平成18年度までに福田地区の利根川堤防未整備区間を除き、サイクリングロード整備が終了したが、今後も事業の継続を図る。 ・除草の実施。	5,524
53	123	既存	野田市体育協会活動の充実のための施策の推進	社会体育課	・野田市体育協会の活動充実のため、前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	野田市体育協会 加盟28種目、9,352人 ・行事調整会議(平成30年度実施用) 期日：平成29年12月8日(金) 会場：野田市総合公園体育館集会室 参加：40団体 ・市体育協会事業補助金、市民体育大会種目別大会補助金、県民体育大会派遣費補助金を交付。	・市民体育大会では多数の市民参加を得ておおむね生涯スポーツの普及が図られているため、引き続き事業の重要性に鑑み、協会の活動充実を図る必要がある。	6,155	・今後も事業を継続し、野田市体育協会の活動充実のため前年度に行事調整会議を開催して、大会の場の確保に努める。 ・また、補助金の交付により、生涯スポーツの普及・発展を図る。	6,172

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
54	124	既存	ボーイスカウト、ガールスカウト活動の充実のための施策の推進	青少年課	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援するもの。	・野田市スカウト連絡協議会へ補助金を交付し(350千円)、清水公園清掃奉仕、覚醒剤乱用防止街頭キャンペーン、歳末助け合い運動などの活動を支援した。	・青少年健全育成団体として、子どもたちに奉仕活動や体験活動を通し、健全な人間形成に大きく寄与している。	350	・青少年健全育成及び奉仕活動を実践している野田市スカウト連絡協議会に対し事業活動を支援する。	350
55	125	既存	スポーツ少年団活動の充実のための施策の推進	社会体育課 青少年課	・野田市体育協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに、各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。	・野田市スポーツ少年団加盟団体19団体、団員数324人 ・近隣交流大会4種目(ミニバスケットボール、空手道、サッカー、バレーボール) ・野田市体育協会を通じて、事業補助金や市民体育大会種目別大会補助金を交付	・少子化の影響により団員数が減少傾向にある。	113	・今後も事業の継続を図り、広報活動、大会、講習会の実施に努めるとともに各団体との連携、調整を密にして、スポーツ少年団の組織の充実、整備を図る。 ・野田市体育協会を通じて野田市スポーツ少年団に事業費補助金や市民体育大会種目別大会補助金の交付を行い、活動を支援する。 ・各単位団の認定指導者を増やすために、認定員になるための講習会費を補助する。	174
56	126	既存	社会福祉協議会の体制強化	社会福祉協議会	・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	・ファミリー・サポート・センター会員数 利用会員 505人 提供会員 117人 両方会員 39人 ・学童保育所運営委託 16箇所 内新規受託学童保育所 2箇所 平成29年4月開設 清水第三学童保育所 平成30年1月開設 宮崎第三学童保育所	・既に受託されていた14学童保育所以外に新たに2箇所の学童保育所を受託し、円滑な運営に努めた。 ・以前として保育室の確保ができておらず学童単位として、入所児童1人当たりの保育面積1.65㎡を確保できず過密状態となっている学童の対応が必要。		・地区社会福祉協議会が行う「ふれあいいきいきサロン」等の事業がより効果的な事業となるよう支援するとともに、ファミリーサポートセンター等の育児支援事業や学童保育所等の円滑な運営を行う。 ・新制度における学童保育所の新基準である、おおむね40人を超える集団を2つに分けることに対応するため、指導者の確保などに努める。	
57	127	既存	性に関する啓発活動の充実 H18～H19(青少年健全育成講演会) H20～(思春期教育講演会)	保健センター	・思春期教育講演会の開催や啓発のためのパンフレット配布を行い、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図る。	・野田健康福祉センターと共同で開催し、市内の希望のある中学校を対象とし、その各中学校を会場として、思春期教育講演会を実施。 中学校：10校 1,299名 ・講演会後などに、親や子からの直接的な相談はなかった。	・講演会後の生徒、教諭へのアンケート結果から「命の大切さ」や「人への思いやりの大切さ」等の感想が多く、好評だった。 ・若年妊娠や性感染症の増加があり、今後も正しい知識の普及・啓発に努める必要がある。市内中学校全校での実施が必要であると思われる。	164	・中学校や野田健康福祉センターとの連携を図りながら、今後も思春期教育講演会の開催や啓発を行い、正しい知識の普及に努める。 ・今年度は、中学校を含めた担当者会議をもち、会議を通して養護教諭とともに思春期講演会の今後の方向性と内容を検討する。	213
58	128	既存	性教育の充実 H14～	指導課	・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。	・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習した。(主に1年生で学習) ・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習した。(4年生)	・性教育については、性についての興味関心の個人差が大きく、また受け止め方にも差がある。指導方法や表現など、学年や男女の別、実態等をふまえて適切に行う必要がある。 ・LGBTについては、まだ広く知られていないこともあり、その取り組みについては、教員への研修が今後必要となると思われる。		・小学校においては、保健領域「育ちゆく体とわたし」で、思春期における体の発育・発達について学習する。 ・中学校においては、保健分野「心身の機能の発達と心の健康」で、身体機能の発達・生殖にかかわる機能の成熟について学習する。 ・LGBTについての知識を、人権も含めた研修などによって深めていく。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
59	129	既存	人権教育・啓発の推進及び「子ども」の人権への取組について H14.2～	人権・男女共同参画推進課	・子どもじんけん映画会の開催(人権に関わるアニメビデオの上映、啓発物品の配布・啓発資料の配布による人権意識の啓発) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした小学校人権教室の開催(啓発ビデオの視聴・話し合い) ・人権擁護委員と連携し、「いじめ」をテーマにした中学校人権講演会の開催(市内中学校11校を3年で一巡)	子どもじんけん映画会 開催日 平成29年10月14日(土) 会場 野田市総合福祉会館第3会議室 映画 みんないっしょ! それいけ!アンパンマン 来場者 214人 小学生人権教室 開催日及び実施校 ・平成29年12月4日(月)福田第一小学校 聴講者 29人(3、4年生) ・平成29年12月6日(水)関宿中央小学校 聴講者 128人(3、4年生) ・平成29年12月8日(金)柳沢小学校 聴講者 40人(4年生) 講師 人権擁護委員 中学生人権講演会 開催日及び実施校 ・平成29年6月20日(火)岩名中学校 聴講者 369人 ・平成29年7月5日(水)第一中学校 聴講者 693人 ・平成29年7月6日(木)第二中学校 聴講者 340人 ・平成29年9月20日(水)関宿中学校 聴講者 57人 講師 NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里氏・小森新一郎氏	子どもじんけん映画会は、開催日を産業祭当日に合わせ、市報やホームページによる広報を行うとともに、産業祭会場において、来場者に呼びかけを行った結果、多くの親子が来場し、人権意識豊かな子どもの成長を手助けすることができた。 小学生人権教室は、毎年小学校3校を選出し、4年生を対象に「いじめ」についての講演を実施。他人への思いやりや、いたわりあう心を持つことで、人間関係の大切さを学ぶ機会を設けた。 中学生人権講演会については、いじめを苦に自殺する事件が発生していることから、子どもがいじめにより自ら命を絶った遺族の方を講師に招き、命の大切さを実感させることで、いじめや暴力のない社会、命の大切さを改めて考えさせることができた。	5	あらゆる機会を利用し、継続的に人権教育・啓発事業を実施する。 他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に実施する。 子どもじんけん映画会 開催日 平成30年10月13日(土) 会場 野田市総合福祉会館第3会議室 小学生人権教室 開催日 12月上旬予定 実施校 2～3校の予定 講師 人権擁護委員 中学生人権講演会 開催日及び実施校 ・平成30年5月16日(水)木間ヶ瀬中学校 聴講者 306人 ・平成30年6月29日(金)南部中学校 ・平成30年6月29日(金)東部中学校 講師 NPO法人ジェントルハートプロジェクト 小森美登里氏・小森新一郎氏	3
60	131	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備 H17～	指導課 児童家庭課 青少年センター	・非行等の問題を抱える子ども、いじめを受けた子ども・いじめをする子どもとそれらの家庭に対して他機関と連携した相談・支援を行い、解決に努める。 ・ひばり教育相談、「保護者の会」では懇談会や講演会を行い、家庭における子育て意識の啓発を行う。 ・地域において、子どもと大人が心を通わせるようなキャリア教育等の啓発活動を行う。	・市スクールカウンセラー、スクールサポートカウンセラーが、学校と連絡を取りながら子ども同士の間を調整し、個別の相談を行うことにより、解決につながった。 ・市スクールサポーター・スクールサポートカウンセラーの配置 4校 ・ひばり教育相談相談件数延べ2397件 「保護者の会」参加人数 50人	・学校や地域の関係機関と連絡を密にとり、情報の共有を図った。それにより、非行問題等に悩む家庭や子どもに対し、早期の対応や役割分担による組織的な対応をとることができた。	22,789	・学校、指導課、児童家庭課、青少年課を核とし、他の連携機関のネットワークを広げ深めることにより、非行等の悩みを持つ家庭や子どもの見守り、相談体制を強化する。	23,117
61	132	既存	一日体験保育の充実 H12～	保育課	・保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象として、保育所行事に参加して頂き、子育ての相談や情報交換の場を提供する目的として、一日体験保育を実施する。	・公立保育所(10施設)の実績 運動会 169人 消防車見学 6人 人形劇鑑賞 5人 お楽しみ会・クリスマス会 24人	・一日体験保育の更なる事業拡充と充実を図るための周知方法を検討する。		・引き続き、保育所や幼稚園に通っていない児童及び保護者を対象に保育所行事への参加や子育てに関する相談、情報交換の場として一日体験保育を実施する。 ・30年度から親子ふれあい保育所体験を実施する。	
62	133	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流 H12～	指導課 高齢者支援課	・児童が昼休み等にデイサービスセンターを訪問するとともに、交流給食を行う。また、6年生のお別れ会・合同運動会・クリスマス会などを通して交流を行う。	・近年では、交流給食は行っており、昼休みに20～30分くらいの交流を各クラスで行っている。週1回程度・1か月で1学年が実施できるような予定で、歌や運動会で行ったダンスの披露、折り紙などの昔遊びなどを通して交流を図っている。	・日常的な交流により、地域の人々との温かな関わりが継続して持っている。 ・なお、冬の時期(1月以降)は感染症の心配があるので、これらの交流活動は控えている。 ・日程や内容の調整等、よりきめ細かな指導が必要になっている。		・学年ごとの計画による交流活動を通して、コミュニケーションを図る。(デイ訪問として、昼休みなどに実施。季節の歌を歌ったり、遊んだりする。)	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
63	136	既存	妊婦・乳児一般健康診査の促進 H9.4～	保健センター	妊娠中の定期健康診査の費用助成を行う。契約していない医療機関受診分の償還払いを行う。 ・妊婦一般健康診査 14回 ・乳児一般健康診査 2回 (3～6か月児・9～11か月児)	・妊婦健康診査 延 10,071件 ・妊婦償還払い 延 56件 ・乳児健康診査 延 1,287件 ・妊婦歯科健康診査 延 143件	・妊婦健康診査においては、県外医療機関受診の希望があった場合には、市と医療機関との契約を迅速に進めている。また、契約不可の場合には、償還払いの制度の活用を必ず説明し、すべての妊婦が健診を受診しやすい制度整備に努めている。 ・乳児健康診査の制度について、母子健康手帳交付時、新生児訪問、3か月児健診等で説明している他、里帰り先でも受診できる償還払いの制度について説明を行い、周知を図っている。	84,216	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため妊婦一般健康診査の受診勧奨や啓発に努める。	83,723
64	137	既存	妊産婦・新生児訪問指導の充実 H9.4～	保健センター	・妊婦訪問は保健推進員・常勤保健師が実施 ・新生児産婦訪問は訪問指導員・常勤保健師・助産師が実施	・訪問指導員新生児産婦訪問 延べ 580件 ・常勤保健師妊産婦新生児訪問 延べ 582件 ・常勤助産師新生児産婦訪問 延べ 312件 ・保健推進員妊婦訪問 延べ 156件	・専門職による新生児訪問を実施した。 ・訪問指導員と連携し、訪問時に支援が必要と判断した場合は、継続して地区担当保健師が対応することができた。 ・出生連絡票の提出がない場合や新生児訪問希望のない場合は、予防接種の説明や1か月健診～3か月健診までのフォローのために常勤保健師と助産師が訪問し、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努めました。 ・低出生体重児やハイリスクの家庭は地区担当保健師が訪問し、支援を継続して行った。	1,272	・訪問で、産婦や新生児の健康状態の把握や育児不安の軽減に努める。 ・地区担当保健師が低体重児やハイリスク家庭に対し訪問を行い引き続き支援していく。 ・保健推進員による妊婦訪問は廃止し、専門職による訪問により支援していく。	1,486
65	138	既存	保健推進員活動の充実 S61.3～	保健センター	・妊婦訪問(希望者のみ) ・生後2か月児訪問 ・乳幼児健康診査未受診者受診勧奨 ・市の保健サービスの情報提供 ・研修及び地区活動の推進者としての各種活動や会議等への参加	・妊婦訪問 延べ 156件 ・生後2か月児訪問数 延べ 1,339件 ・研修会 12回 ・健康づくりフェスティバルへの参加 テーマ「赤ちゃんの防災と事故防止」 ・保健センター事業への協力	・家庭訪問を通じて、母親への声かけや保健センター事業の案内、健診の受診勧奨を行った。心配なケースについては、保健師へ連絡をし、その後の支援につなげることができた。 ・住民のニーズの変化を踏まえ、今後も地域の身近な存在として、母子保健及び健康増進事業の啓発などの実施方法を検討していく必要がある。未受診訪問については、今年度は保健師が対応し、早期発見・早期介入し、関係課との連携につながっています。 ・保健推進員の乳児等への個別訪問については、保健師の活動と重なることもあり見直しが必要です。	777	・今年度から、保健推進員の活動から訪問活動を廃止し、保健事業のサポートや検診(健診)のPR活動、子育て中の親子に対する講演会の企画・運営活動を中心に、積極的に健康増進を図ります。	1,059
66	139	既存	保健師の適正な人員配置	保健センター	・保健・福祉・介護等の様々な部門に適切に保健師を配置することで市民の健康ニーズに対応する。	・保健センター 19名 ・関宿保健センター 3名 ・子ども支援室 2名 ・地域包括支援センター 2名 ・介護認定係 1名 ・介護予防係 1名	・保健師を適切に配置し、市民の健康ニーズに応えている。なお、保健センターにおいては、妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行う子ども支援室の開設に伴い、相談・指導業務の内容が複雑・多様化してきている。		・支援が必要な対象者の増加等から、引き続き適正な配置に努める。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
67	140	既存	乳幼児健康診査の促進 S53.4~(1歳6か月) S56.4~(3か月) H9.7~(3歳)	保健センター	・乳幼児健康診査の実施により発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた適切な相談指導・情報提供等の支援を行うことで、正しい生活習慣の確立や、健やかな成長・発達の促進を支援する。また、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては精密検査の実施や、関係機関と連携してきめ細かな関わりを持ち、育児不安への軽減に努め支援等を充実・継続する。	・3か月児健康診査 対象者885人 受診者859人 受診率97.1% ・低出生体重児健康診査 対象者171人 受診者154人 受診率90.0% ・1歳6か月児健康診査 対象者951人 受診者932人 受診率98.0% ・3歳児健康診査 対象者1,049人 受診者970人 受診率92.5% ・5歳児健康診査 対象者32人 受診者32人 受診率100.0%	・健診後のミーティング、健診従事者研修会等の実施、積極的な勉強会への参加等で職員のスキルの向上に努め、成長発達の早期発見や適切な指導につなげた。 ・未受診者の状況把握を他課と連携し行い、状況に応じ、受診勧奨等の支援につなげている。また、発育、発達、親子関係等気がかりなケースは関係機関と連携し支援に努めている。 ・児童家庭課等関係機関との調整会議をひらき、育児支援の必要なケースのフォローに努めた。 ・子ども支援室の心理士が乳幼児健康診査に参加することにより、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関して早期に相談に繋がられた。	11,912	・発育・発達や親子関係等気がかりな親子に対し、今年度から、理学療法士を乳幼児健診に配置し、より多くの職種の視点から、早期の相談及び親子教室、療育施設の紹介等の切れ目ない支援に繋げ早期発見、早期治療に努めます。 ・未受診フォローマニュアルを活用し、関係機関と連携し未受診者の状況把握に努める。	12,172
68	141	既存	母子健康教育(母子健康手帳の交付)の充実	保健センター	・妊娠届出、母子健康手帳交付時に保健師が心理士またはコーディネーターとともに全員に面接し、妊娠・出産・育児に関する不安の解消及び今後の支援の基礎とする。	・母子健康手帳交付数895件	・関係機関と連携し、保健指導の必要なケースに対しその都度受診勧奨に努めた。 ・母子手帳交付時からの切れ目ない支援の中で関係機関と連携し継続支援に努めた。 ・引き続き、妊娠中の健康管理・妊婦訪問等継続して支援できる相談相手として保健センター及び子ども支援室の利用を進めていく必要がある。	266	・子ども支援室及び保健センターは妊娠中から気軽に相談できる場であることを妊娠届出時及び各事業を通して周知する。 ・妊娠届出時にアセスメントを行い、必要な支援を行う。	242
69	142	既存	両親学級の充実 S60.6~H9.3(母親学級) H9.4~(両親学級)	保健センター	・初妊婦(経産婦の希望者含む)及びその配偶者を対象に、妊娠・出産及び育児に関する正しい知識を習得し、仲間づくりを行う。両親学級修了者を対象に同窓会を開催し、仲間づくりや子育て情報交換等の場を提供する。子育ての不安を解消し自信を持って育児ができるように支援し、必要に応じて個別相談を行う。	・コース 21回 受講者 延258人 ・コース 9回 受講者 延230人 ・同窓会 7回 参加者 延68人 ・交流会 7回 参加者 延155人	・両親学級に関しては視察を通して、育児、産後うつに関する内容のさらなる充実が必要であることから、次年度の事業内容を多職種で話し合いを行いました。 ・グループワークを取り入れ、妊婦同士の思いや悩みを共有する場、情報交換や仲間づくりの場として活用されている。 ・平日開催が殆どであり、仕事をしている妊婦は参加しづらい状況にあるため、土曜日開催が好評だった。 ・夫の参加を期待するコースでも参加しやすいよう土曜日開催の回数を増やし、4回実施した。	109	・今年度から、子ども支援室職員も従事スタッフに入り、妊娠期から、産後うつ、子育て情報の提供の時間を取り入れる。 ・正しい知識を普及するとともに交流会や同窓会を通して、妊婦や配偶者の仲間づくり、育児の情報交換、夫の育児参加を支援する。 ・コース ・コース とも土曜日、日曜日の開催日を設け実施する。 ・人形を使って体験型の沐浴やオムツ交換や抱っこなどの実習を設けることで引き続き夫の参加を促す。	110
70	144	既存	親子教室の充実・育児相談の充実 H5.4~	保健センター	・親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子のかかわり、行動、言葉の発達等の支援を行う。 ・育児相談は乳幼児の発達状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を行い、発達上の問題が発見された場合には、小児科医師等に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたる。	・親子教室36回 実255人 延べ764人 ・育児相談31人	・親子教室に関しては、発達が気がかりな児に対して、スタッフミーティングでの方針検討等、多職種で行い充実させた。しかしながら、1歳6か月児健診事後教室(みつばち教室)は、毎回の参加者が多く、保護者と今後の方針を十分話すことができない状況になっています。	286	・親子教室に関しては、今年度から作業療法士がスタッフとして入り、より多職種の視点で親子への支援をしていくともに保護者と十分に方針等について話ができるよう取り組んでいきます。 ・保護者の発達に関する育児不安、悩み等に対し、教室や個別相談を実施し、関係機関等の連携を深め、継続した支援を行っていく。	286

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
71	145	既存	健康づくり実践活動事業(健康づくりフェスティバル等)の推進 S54.10~	保健センター	・市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示や発表等を行い、市民が自らの健康づくりについて、考える機会とする。	・健康づくりフェスティバル参加者1,005人	・健康づくりフェスティバルは、野田、関宿の2会場で、多くのコーナーに興味、関心をもってもらうように工夫した。 また、野田会場では産業祭と同時開催とすることで集客効果が得られたため、引き続き、多くの方が参加しやすい実施方法を検討していく。関宿会場では、野田会場の開催2週間後であること、また時期的に他のイベントと重なるため、来場者が減少傾向。更に午後の来場者がほとんどないことから、開催時期や時間帯等の検討が必要と考える。	608	実施にあたり、両会場ともに幅広い年齢の方に楽しんで参加していただくテーマ及び魅力あるコーナーづくりに努め、充実した内容で実施する。 また、関宿会場の開催時期や時間帯について検討していく。	738
72	146	既存	乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進 H18~	保健センター	・保健推進員による生後2か月児訪問の際に事故防止に関するパンフレットを配布する。 ・離乳食講習会時の事故予防の健康教育	保健推進員生後2か月児訪問時にパンフレットを配布 897件 離乳食講習会時の事故予防の健康教育 _____141人 健康づくりフェスティバルでの啓発 11人	・乳幼児の死亡原因は事故によるものが最も多く、事故を防ぐためには日頃からの保護者の注意が重要である。健康づくりフェスティバルや離乳食講習会等を活用して、保護者にとって理解しやすい内容のパンフレットの配布や健康教育を通して、家庭での事故防止に役立てられるように啓発を継続していく。		・乳幼児健康診査時、配布物や掲示物等を活用し事故予防の啓発に努める。 ・離乳食講習会では、健康教育を実施し、起こりやすい事例や予防策について伝えていく。 ・健康づくりフェスティバルにて、赤ちゃんの事故防止についてのPRを実施する。	
73	147	既存	育児学級の開設 H17.5~	保健センター	・親の心身の悩みや病気等のため、集団になじみにくい親子同士が交流を持ったり、専門職と気軽に相談できる場をつくっていく。ストレスや育児不安の解消を図り、育児能力の向上や児童虐待の未然防止を目的に実施する。育児学級の参加により、適切に個別プランの見直しをすすめ、地域で親子が安心して楽しい育児が行えるように支援する。	・育児学級(えだまめクラブ)2会場で各月1回実施 参加者数 232人(親子延べ数)	・育児学級に関しては、野田市保健センターでの実績が減っている現状がある。 ・必要時、専門職による個別相談や保健師による継続支援につなげることができた。 ・就園に向けての切れ目のない支援を行うために、関係機関との連携強化が必要である。	271	・育児学級に関しては、子ども支援室の個別相談や子育て相談会での対応が可能ことから野田市保健センターでは廃止し、関宿のみ実施します。 ・安心して育児に臨めるように、不安やストレスを解消をするとともに、教室内では親子遊びを紹介したり育児学級終了時にはサークル等を案内したり地域で楽しく育児ができるように促す。	217
74	148	既存	口腔衛生指導の充実 S57.7~(はみがき教室) S58.1~(2歳3か月児) H1.5~(フッ素塗布)	保健センター	・むし歯予防の知識の普及啓発のため、歯科健診・歯科相談及びはみがき教室などの指導を実施する。	・はみがき教室 21回 239人 ・フッ素塗布 18回 504人 ・保育所・幼稚園・学校等の巡回指導 160回 3,844人 ・2歳3か月歯科相談 49回 836人 ・親と子のよい歯のコンクール 10組	・乳幼児期は、まだ自分で十分に歯や口の手入れができないため、保護者への働きかけや、情報提供を継続的に進めていく必要がある。	2,057	・子どもへのむし歯予防の知識普及に加え、保護者にも歯と口の健康への意識づけを図る。	2,196

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
75	149	既存	予防接種の推進	保健センター	定期予防接種 ・結核(BCG) ・百日せきジフテリア破傷風(DPT) ・ジフテリア破傷風(DT) ・麻しん風しん混合(MR) ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 ・ヒブ感染症 ・小児の肺炎球菌感染症 ・ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん等) ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポ	定期予防接種 ・BCG 878人 ・ジフテリア破傷風(DT) 2期957人 ・麻しん風しん混合(MR) 1期911人 2期1158人 ・日本脳炎 1期初回1080人 2回目1,085人 1期追加1028人 2期1059人 ・ヒブ 1回目870人 2日目862人 3回目863人 4回目920人 ・小児肺炎球菌 1回目875人 2回目860人 3回目866人 4回目923人 ・子宮頸がん1回目2人 2回目2人 3回目1人 4回目0人 ・百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ(DPT-IPV) 1回目863人 2回目885人 3回目901人 追加接種953人 ・不活化ポリオ(単抗原IPV) 1回目3人 2回目10人 3回目12人 追加接種45人 ・水痘 1回目909人 2回目804人 ・B型肝炎 1回目873人 2回目860人 3回目867人	・転入者については、予防接種の情報連携により、正確な記録の把握に努めた。 ・市民や医療機関に対して国や県からの感染症の流行状況等、予防接種に関する情報の周知に努めた。 ・BCG集団予防接種者数が減少し、接種可能な医療機関も増えたことから集団接種を廃止し、個別接種のみとする事とし、医療従事者向けに研修会を行った。 ・保護者に予防接種の必要性や副反応の症状等の情報提供を十分に行うとともに、医療機関との連携等により接種率の向上を図る必要がある。	207,088	・予防接種法に基づき、市報の健康ガイド及びホームページ、予防接種のお知らせのチラシ等で日程や予防接種の必要性について情報提供を行う。 ・転入者に対しては、市民課と連携をとり、転入届提出時に案内文を配布し、周知をはかる。また、情報連携を行い正確な予防接種の記録の把握に努める。 ・過誤接種が起こらないようにチェックリストなどを活用し過誤防止に努める。	211,411
76	150	既存	医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化 H12～	保健センター	・母子に関する会議や研修会に参加し、医療機関・学校・保健所・児童相談所・庁内関係課等との連携と情報交換を行う。	・保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加 ・保健所管内保健師等業務連絡研究会への参加 ・要保護児童対策会議への参加	・円滑な母子保健の推進を図るため会議や研修会に参加し情報交換を行い連携を図った。児童虐待が増加しているため、子ども支援室や母子保健福祉に関わる担当者・保育所・幼稚園、学校関係者との更なる緊密な連携が求められている。		・引き続き、医療機関・学校・保健所・庁内関係課等との連携強化に努めていく。	
77	151	既存	母子等医療費の助成の推進 S47.4～	保健センター	・妊産婦の疾患(出産後2か月まで)や未熟児出生等の医療費に対し助成する。	・母子等医療費助成金申請件数 70件	・制度利用の結果、支援対象者の早期把握につながっている。 ・母子健康手帳交付時や両親学級、妊産婦訪問指導等を通して制度の周知を図り、継続した保健指導を行う必要がある。	6,690	・制度の更なる周知に努め、制度を利用した結果から妊娠出産に起因する疾病を把握し継続した保健指導を行う。	7,077
78	152	既存	健康教育の充実 H2～ (生活習慣病等予防講演会)	保健センター	・生活習慣病予防、骨粗しょう症予防等、健康増進について、正しい知識の普及を図り、健康の保持増進に資するため、講演会や保健師等による健康教室等の保健指導や情報提供を行う。	・生活習慣病等予防講演会3回 113人 ・ウォーキング講習会3回 144人 ・まちなかウォーキング2回 18人 ・骨太教室 4回 80人 ・健康づくりフェスティバル時の骨量測定 100人	・生活習慣病、ロコモティブシンドローム等に関する幅広いテーマを取り上げ講演会等を実施しているが、参加者は高齢者が多いことから若い年代の参加も促していく必要がある。	1,226	・引き続き、生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防のための教室を開催し、健康に関する幅広いテーマを取り上げる。また、がん検診の会場でPRを行い、若い年代の参加を促していく。	1,006
79	154	既存	おやこの食育教室の充実 H20～ (おやこの食育教室)	保健センター	・生涯にわたる食生活の基盤が形成される幼児・学齢期に親子で食の楽しさ、大切さを学び、食への関心を高める。 ・離乳食講習会はおおむね6か月児の保護者を対象に、また、おやこ・こどもの食育教室は5歳以上の幼児から中3までのこどもと保護者(小4以上はこどものみでも可)を対象に実施する。	・おやこ、こどもの食育教室 3回 63人(子40人、保護者23人) ・離乳食講習会 12回 141組(子141人、保護者154人)	・全3回とも定員いっぱい集客があり、好評であった。調理実習や“食べ物クイズ”“食べ物しりとり”などを通して、食に親しむ中で、楽しく「食育」を行うことができた。 ・食生活の多様化に伴い、食をめぐる諸課題(生活習慣病、朝食欠食等)が顕在化していることを踏まえ、市民一人一人が“食”に関心をもち、自らの食について考え、正しく判断する力を身に付けられるよう、更に食育を推進していく必要がある。	97	・食育基本法の趣旨に基づき、経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、家庭でも健全な食生活を実践できるよう導いていく。 ・「食」を通じて親子の関わりを持つ中で、「食」への興味を育み、家庭の食生活を見直すきっかけづくりの場とする。	104

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
80	155	新規	食育講座の充実	保健センター	・様々な「食」に関わる講話や体験、調理実習などを行う。 ・体験を通じ、食への関心を育み、健全な食生活の実践へとつなげる。	・2回 48人	・“おせち”をテーマとして取り上げると、関心も高く定員いっぱいの集客があった。由来や手作りのコツなどを伝えると共に、調理実習をとおして、食の特徴や作る喜びなどを伝えることができた。 ・1回を県民の日に開催することで、多くの小中学生にも参加していただけた。様々な世代の市民へのアプローチできるようテーマや日程を検討していく。	22	・食や健康への関心を育み、健全な食生活が実践できる市民が増えるよう、教室の充実を図り、ライフステージに応じた食育を推進していく。	34
81	156	既存	講習会、講演会の充実	保育課	・0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行う。	・食と遊びの講習会 7月3日(月)大人8人 子ども9人 10月23日(月)天候不良により中止 保健センター集団指導室、栄養指導室にて実施。	・講習会への参加周知と併せて、内容の充実を図る。		・講習会への参加周知としてメールや駅自由通路を利用し、参加者を募る。また、継続して事業を実施することで、食による児童の健康づくりの啓発等に努める。	
82	157	既存	食生活改善推進員活動の充実 S46.10~H8.3 (栄養改善推進員) H8.4~ (食生活改善推進員)	保健センター	・健康づくり料理講習会の開催 ・おやこの食育教室開催 ・広報活動誌「食生活改善推進員」だよりを年2回発行 ・地産消費で地場産の料理紹介 ・幼稚園・学校等での食育に関する教室や人形劇の開催	・健康づくり料理講習会 24回 472人 ・おやこ・こどもの食育教室 3回 63人 ・「食生活改善推進員だより」6月に第36号・2月に第37号を発行し自治会班回覧 ・地場産料理の紹介 枝豆を使った料理、食推オリジナルの枝豆しょうゆまんじゅうの紹介 3回 56人 ・食育に関する依頼事業 中央こども館にて人形劇公演1回 28人 ・ウォーキングの開催 3回(3コース) 13人	・各地区で健康づくり料理講習会を開催し、地域住民の健康づくりや正しい食生活についての知識等の普及啓発を行うことで、食に対する意識が高まってきた。 ・推進員の配置にばらつきがあり、地区によっては同一の事業を実施する際、個人負担が大きくなる場所がある。	1,230	・地域住民と行政のパイプ役になっており、「食生活で市民の健康づくりを支援する」を目標に各地域を拠点にさらに活動を展開する。 ・食生活改善推進員の配置の適正化を図りつつ、食育基本法の趣旨にのっとり、食育を推進する。	1,551
83	160	既存	性に関する啓発活動の充実	保健センター	【事業番号57再掲】					
84	160	既存	性教育の充実	指導課	【事業番号58再掲】					
85	161	既存	薬物乱用防止対策事業の推進 H14~	学校教育課 保健センター	・小学校では、体育(保健体育)の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・中学校では、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施する。 ・学校や地域、保健所等と連携し、適宜、「薬物乱用防止」についての正しい知識の普及に努める。	・薬物乱用防止教室を実施 小学校実施 16校 参加延べ人数:1,313人 中学校実施 11校 参加延べ人数:3,648人	・薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき、各小中学校で保健の時間を中心に計画的に指導していく必要がある。 ・警察官等を招いての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの活用を含めて推進していく。中学校については、市内全ての学校が年間1回以上の開催できた。		・引き続き、小中学校においては授業の中で「薬物乱用防止」について指導を実施していく。 ・学校・地域・保健所等と連携し、学校薬剤師の協力も得ながら、更なる正しい知識の普及に努める。 ・30年度も中学校の全校で「薬物乱用防止教室」を実施する。	
86	163	既存	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底 S56.4~(急病センター)	保健センター	・休日診療、緊急時の医療体制の周知	・休日診療や急病センターについて、市報、市ホームページ、ちば救急医療ネット、声の便利帳を活用し、周知した。	・休日診療で、診療科目を間違える利用者がいたことから、市ホームページのレイアウトを見やすく変更した。今後も他の周知方法を含め、利用しやすくなるよう表記を検討していく。		・休日診療、緊急時の医療体制の周知を継続実施する。	

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

資料1

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
87	166	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実 H5.4~	営繕課	・民間賃貸住宅居住支援制度を活用し、住宅情報の提供や入居保証及び家賃助成を行う。 ・市営住宅については、ひとり親家庭向け住戸を確保している。	・協力不動産物件のあっせんによる民間賃貸住宅情報の提供 0件 ・入居保証制度利用 0件 ・民間賃貸住宅入居時に家賃等の一部を助成 7件	・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題がある。 ・家賃助成は昨年度より利用者は減ったが、入居時の経済的負担軽減は図ることができた。	入居保証料助成 0 家賃助成 697	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。 ・利用者の経済的負担を軽減するため、住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業において、保証料の助成額(限度額)を増額し対応する。	入居保証料助成 40 家賃助成 1,900
88	168	既存	街路樹管理事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・街路樹の適正な管理を行うため、計画的に除草、剪定や害虫駆除等を実施する。	・市内全域の街路樹等の除草、剪定、害虫駆除等の実施。 除草面積58,646㎡ 高木剪定785本 低木剪定16,229㎡ 害虫駆除4路線	・市内都市計画道路や区画整理事業の完了により、街路樹が植栽され緑化が進められているが、管理面積や数量の増加により管理費用が増大している。	47,539	・継続的に市内街路樹の適正な維持管理に努める。	47,539
89	169	既存	市民の森保全事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・市内8か所の市民の森及び中央の杜の緑地保全を推進する。	・市民の森8か所と中央の杜の除草、剪定、害虫駆除を実施。	・都市化の進展や市街地の拡大により、緑にふれあい親しめる環境が減少しており、市民の森を継続して保全し良好な住環境を確保していく必要がある。	7,328	・現在の市民の森と中央の杜を適正に管理し、良好な緑地の保全を図っていく。	7,772
90	170	既存	公共施設等植栽事業の推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等に植栽し、緑化の推進を図る。	・山崎吉春線中野台地先にサツキ植栽65本を実施。	・継続的に事業を推進して都市化による緑の減少をカバーする必要がある。	173	・継続的に市内各所の公共施設に植栽し緑化を推進する。	767
91	171	既存	みどりのふるさとづくりの推進	みどりと水のまちづくり課	・公共施設等への拠点植樹や苗木の無料配布、環境をテーマにしたイベントなどを開催し、緑化活動と啓発普及活動を展開する。 ・また、研修会や視察などを行い、知識・技術の向上を図る。	・拠点植樹： 354本 ・苗木配布： 1020本 ・花苗配布： 600鉢 ・球根配布： 600袋	・より一層子供たちも参加できる市民参加型の緑化活動を行っていく必要がある。	1,465	・都市化により減少した潤いややすらぎなどの恩恵を与える「みどり」の保全・育成・創出に向け、市民と行政が連携した緑化活動を展開する。	1,172
92	173	既存	子どもに配慮した交通安全対策の推進 H12~	市民生活課管理課	・交通安全施設の設置及び補修については、市内小中学校の通学路を把握するとともに、安全点検を実施し、その結果を基に、関係各課とともに通学路改善会議を実施し、登下校時の児童生徒の安全対策の向上に努める。 ・朝の見守り活動について、児童の推移及び交通状況を勘案して活動場所を変更する。	・信号機の設置(改良)については、平成29年度は設置83件、改良21件を野田警察署に要望している。 ・通学路改善会議での指摘等を踏まえ、道路パトロール、市民からの通報等を受け交通安全施設の設置及び修理を行った。 ・平成29年度は、朝の見守り街頭活動箇所について、委託先の(一社)野田交通安全協会と対象となる小学校と調整し、4箇所を要望に合わせ変更した。	・信号機の設置(改良)の要望増加に伴い、設置までに長い期間が必要。また、道路形状・交通形態等から、現状の形での設置ができない箇所も多い。 ・警察、交通安全協会、自動車教習所等関係機関の協力をいただきながら、参加・体験・実践型の交通安全教育を充実させる必要がある。また、交通事故防止については、警戒標識等の交通安全施設の設置も、子どもの事故防止には効果がない場合があり、新しい交通安全施設の開発・導入が求められる。	2,799	・引き続き、平成29年度同様、信号機要望のあった箇所について、すべて野田警察署に要望・協議し、可能な限り応えられるよう取り組む。さらに、通学路改善会議での要望を受け交通安全施設の設置、補修に努める。 ・朝の見守り活動についても、交通状況を把握しつつ活動箇所の検討を行う。	2,800

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
93	175	既存	道路パトロールによるバリアフリー化の推進 H9～	生活支援課 営繕課	・妊産婦や乳幼児連れの人等すべての人が安心して外出できるよう、福祉のまちづくり運動推進協議会に係る関係部署の協力を得て「福祉のまちづくりパトロール」を実施し、公共施設又はその周辺の道路についてバリアフリー対応に修繕すべき箇所を指摘していただきながら、応急的な改修を図る。	福祉のまちづくりパトロールを実施 通算67回～68回 6月1日(木)実施(4路線×2回) 通算69回～70回 10月3日(火)実施(4路線×2回) ・市改修箇所：69箇所(7,564,320円) ・県等改修依頼か所：32か所(県土木17、警察15) ・公共施設のバリアフリー化：5件(6,349,860円) ・トイレ改修 勤労青少年ホーム、福田公民館、関宿公民館 3件(入口扉、便器洋式化、手すり設置、LED照明化等) ・中央公民館改修1件(玄関ポーチ階段手すり設置) ・携帯型集団補聴システムの購入1件	・市分の指摘箇所69箇所に対して、69箇所全てを改修できた。 ・市の対応箇所以外の指摘箇所については該当機関に対応依頼を行い県土木10か所、警察5か所が改修された。 ・公共施設のバリアフリー化については「ファシリティマネジメントの基本方針」に基づき、平成28年度から総合計画実施計画に位置付けし、公共施設のバリアフリー化工事を実施している。	13,915	・平成28年度からの3か年間の計画の最終年度であり、その計画に沿って、公共施設関係1,000m以内の福祉のまちづくりパトロール16路線を実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図る。 ・公共施設のバリアフリー化計画については、交通バリアフリー法専門部会で決定されたトイレ洋式化等4事業を実施していく。	15,000
94	176	既存	子育て世帯にやさしい設備の整備 H14～	児童家庭課	・多目的トイレの設置、ベビーキープ、ベビーシート、授乳スペースの設置	既存の設備の清掃等を実施した。	子ども連れで訪れる施設について、より一層の施設の充実が必要である。		子ども連れで訪れる施設について、施設の充実を検討する。	
95	177	既存	子育て世帯への情報提供	児童家庭課	【事業番号32再掲】					
96	178	既存	公共交通機関のバリアフリー化の推進	企画調整課 都市整備課 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所	・愛宕駅周辺地区を重点整備地区として交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進する。 ・重点整備地区以外の駅(準重点整備地区)についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進する。	・愛宕駅西口駅前広場は、用地買収等を進めている。(事業費進捗率 11.1%) ・まめバス乗務員へのバリアフリー教育を実施し、接客サービスを向上させている。 <参考> ・愛宕駅東口仮駅舎が開設され、駅構内の簡易的なバリアフリー化が図られた。 ・愛宕駅及び野田市駅の完全バリアフリー化は、連続立体交差事業の整備により図られることから、早期完成を促進している。 (全線仮線切替え完了、愛宕駅東口仮駅舎の供用開始 決算見込額 412,930千円 事業進捗率 28.9%)	・全線仮線切替により、愛宕駅東口仮駅舎が開設され、駅前広場(暫定形)と一体的な利用が可能となり、簡易的なバリアフリー化が図られ、駅利用者の利便性が向上しました。 ・愛宕駅及び野田市駅については、千葉県施行の連続立体交差事業で整備を行うため、国庫補助金の配分により、事業進捗が影響し、完成まで時間を要する可能性がある。 ・野田市駅周辺の道路及び駅前広場の整備は、連続立体交差事業の実施にあわせて整備するため、完成まで時間を要する可能性がある。 ・引き続きまめバス乗務員の接客サービスの向上を図っていく必要がある。	愛宕駅西口駅前広場 102,334	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、引き続き愛宕駅西口駅前広場を整備し、バリアフリー化を図る。 ・まめバス乗務員へのバリアフリー教育を充実させ、接客サービスの向上を図る。 <参考> ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業により完全バリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を促進している。 当初予算額 450,000千円	愛宕駅西口駅前広場 101,232
97	180	既存	防犯灯等の防犯設備整備の推進	防災安全課	・学校や自治会長等からの要望に基づき、東京電力柱等に防犯灯を新規設置するとともに、既設の防犯灯の維持管理を実施する。	・通学路にも配慮した形で、平成29年度は防犯灯を150灯新設し、73灯の寄付を受け、11灯の撤去を行い、平成30年3月末時点、20,588灯となっている。 ・従来の蛍光灯からLED型防犯灯への切り替えを1,924灯行った。 ・防犯カメラを15台新設し、平成30年3月時点で75台稼働している。	・防犯灯の新設については、通学路にも配慮した設置に努めている。 ・防犯灯の設置に伴い、修繕費用及び電気料の負担が増加している。 ・防犯カメラの設置箇所について、地区によるばらつきがある。	111,835	・防犯灯については、引き続き、予算の範囲により計画的に設置し、維持管理を図る。 ・LED型防犯灯への切り替えを進める。 ・防犯カメラについては、既存設置箇所の地区のバランスも考慮しながら新設していく。	90,684

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
98	181	既存	防犯に関する広報啓発の推進等	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> 市のイベント等における啓発物資等の配布や市報やホームページを活用した広報、また、警察から提供される犯罪発生情報を安全安心メール防犯情報等の配信により、自主防犯組織等に提供し、啓発を実施する。 スーパーマーケットやコンビニエンスストアと連携し、店内ATM(現金自動預け払い機)を利用した振り込め詐欺に対する注意喚起を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏まつり躍り七夕や産業祭などにおいて、子供に配慮した啓発物資を配布し、野田署と連携した防犯キャンペーンを実施した。 警察との連携により市内スーパーマーケットATM(現金自動預け払い機)付近において、振り込め詐欺や自転車盗に対する注意喚起を行った。 市ホームページに防犯対策を掲載するほか、市報に11回、安全安心メールで防犯情報を33件配信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の防犯意識の向上により、自治会を単位とした自主防犯組織等による防犯パトロールが継続的に実施されている。 今後、さらに市民一人一人の防犯意識の高揚を図っていく必要がある。 	648	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きキャンペーンの実施や市報等に関連記事を掲載するとともに、安全安心メール防犯情報等の配信や防災行政無線の活用により、防犯に関する広報啓発を実施していく。 スーパーやコンビニエンスストアと連携し、振り込め詐欺に対する注意喚起を行う。 	2,555
99	184	既存	家庭教育に関する意識の醸成 H14～ インターソップ	保育課 指導課	<ul style="list-style-type: none"> 中学校の職場体験学習の一環として、中学生が各保育所において保育体験を実施している。小中学校における合同行事、小学6年生の中学校一日体験入学等を実施している。各学校で、他学年との交流活動を実施している。 幼稚園や保育所、小学校、中学校等異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人々との交流活動を通して、様々な年齢層とふれあい、語り合う場を設ける。 幼稚園、保育所、学校との連携を強化し、小学校での職場見学及び中学校での職場体験における保育体験を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育(職場体験) 中根保育所 18人 福田保育所 8人 乳児保育所 12人 幼稚園 25人 小学校との交流(5歳児の就学前交流) 福田保育所 30人 	<ul style="list-style-type: none"> 地域、家庭との協力や連携により推進していくことが重要と考える。また、幼稚園、保育所での体験を継続実施するとともに幼稚園や小中学校との更なる連携強化が必要となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、幼稚園や保育所、小学校、中学校等の異年齢・異学年との交流活動、保護者や地域の人との交流活動を通してさまざまな年齢層との触れ合いの場を設ける。 	
100	185	既存	中学生が保育所・幼稚園児童とふれあう機会の提供 H17～	保育課 指導課	<ul style="list-style-type: none"> 中学校技術家庭科家庭分野の学習内容にある「家族・家庭と子どもの成長」において家族の役割、幼児の遊びの意義を学ぶ。その際、幼児とのふれあいができるよう留意する。 キャリア教育の一環の中で、地域の保育所、幼稚園において、職場体験を実施する。家族と家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児とふれあう取組を推進する。幼児とのかかわりの中で、自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育(職場体験) 中根保育所 18人 福田保育所 8人 乳児保育所 12人 幼稚園 25人 小学校との交流(5歳児の就学前交流) 福田保育所 30人 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が幼児とのふれあいを通して、学んだことをより実践的な力につなげていくためには、家庭との連携が必要であり、地域と家庭の協力のもとに進めていくことが重要となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 家族、家庭の大切さについて理解を深めるために、地域の保育所や幼稚園の幼児と触れ合う取組を推進する。 幼児とのかかわりの中で自分の成長を振り返り、これからの自分と家族とのかかわりについて学ぶ機会とする。 	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
101	186	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進 H8～(講演会) H9～(女性情報コーナー) H10～(フレッシュ発行)	人権・男女共同参画推進課	・男女共同参画を進める上で、開催方法等を工夫しながら性別や年代に合わせたテーマによる講演会やセミナーなどを開催し、意識改革を図る。また、男女共同参画に関する様々な制度や情報を収集し、広く市民に提供する。 ・男女共同参画に関する講演会等の開催 ・女性情報コーナーの整備充実 ・男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行	男女共同参画に関する講演会等の開催【デートDV講演会】 開催日及び対象 ・平成29年11月16日(木) 千葉県立清水高校 1年生164人 ・平成30年1月25日(木) 千葉県立関宿高校 2年生 91人 ・平成30年2月1日(木) 千葉県立野田中央高校 1年生360人 講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき氏 女性情報コーナーの整備充実 興風図書館及びせきやど図書館の女性情報コーナーに男女共同参画関連の図書34冊を整備(興風図書館28冊、せきやど図書館6冊) 男女共同参画推進だより「フレッシュ」の発行 AV出演強要問題やJKビジネス問題等を取り上げ、市報折込により全戸配布を行った。	一般市民を対象とした講演会等については、男女共同参画審議会の意見を踏まえて、市民の関心を引くテーマを選定するとともに、地元資源を活かして幅広いテーマで男女共同参画につなげる工夫をして実施することが求められている。 高校生へのデートDVについての啓発は、学校側からも高評価を得ており、継続的に実施していくことが望まれているが、県が同様の事業を実施していること、性の低年齢化による中学校での実施が課題となっていることとあわせて検討していく必要がある。 女性情報コーナーは、図書館に設置することで、活用状況の把握が容易であり、啓発や情報提供の役割を果たしている。 男女共同参画だより「フレッシュ」は、全戸配布することで、相談申込につながるなど、啓発の役割を果たしている。	396	男女共同参画に関する講演会等の開催【人権擁護委員の日記念講演会】 女性の人権の観点から、「女性活躍」をテーマに講演会を開催する。 開催日 ・平成30年6月2日(土) タイトル 「女性も男性も暮らしやすい社会を目指して」 講師 (独)国立女性教育会館客員研究員 西山 恵美子 氏 聴講者 42人 【デートDV講演会】 開催日及び対象 ・平成30年11月15日(木) 千葉県立清水高校1年生 ・平成30年11月22日(木) 千葉県立野田中央高校1年生 ・平成30年11月29日(木) 千葉県立関宿高校2年生 講師 NPO法人レジリエンス 西山さつき 氏、柴田 千春 氏 女性情報コーナー 蔵書の貸出状況や、男女共同参画において注目を集める事柄を踏まえ、さらなる充実を図り、啓発や情報提供に努める。 男女共同参画だより「フレッシュ」 国の事業や、男女共同参画における問題点を取り上げ、全戸配布を行い、さらなる意識改革に努める。	407
102	188	既存	学校教育における男女平等教育の推進	指導課 人権・男女共同参画推進課	・男女平等教育推進校を指定する。 ・男女平等教育について、適切な学習活動の実践(道徳、学級活動、家庭科、技術・家庭科)を実施する。 ・キャリア教育の取組により、望ましい勤労観、職業観を身に付ける。 ・男女平等教育資料「自分らしく」を活用する。	(指導課) ・男女平等教育推進校指定は実施していない。学校人権教育研究指定校を岩木小学校と木間ヶ瀬中学校で指定。岩木小学校で公開研究会を実施した。 (人権・男女共同参画推進課) 小学校6年生及び中学校2年生に「自分らしく」を配布するとともに、各小中学校にアンケートを行い、活用状況及び30年度作成に向けての要望事項の確認を行った。	(指導課) ・学校人権教育の中に男女平等の考えを包含し、道徳、国語、理科等全教科・領域において互いを認め合う授業内容が展開された。 (人権・男女共同参画推進課) 男女平等教育資料「自分らしく」では、キャリア教育やワーク・ライフ・バランスを取り入れ、職業等を見つける教育を推進していく。	305	(指導課) ・「男女平等教育」と「学校人権教育」を関わらせて一人一人が自分らしく生きることがめざした教育を実践できるよう、継続して研究指定を行っていく。 (人権・男女共同参画推進課) 29年度に実施した学校へのアンケート調査結果を踏まえ、教育委員会と協議し、見直しを行う。	247
103	189	既存	学校での子育て意識の啓発 H12～	指導課 社会教育課	・子育てに関する講演を、各学校で実施する。 ・「家庭教育手帳」「学校から発信する家庭教育支援プログラム」のデータ活用について、学校や関係機関における促進を図り、家庭でのしつけや教育に役立つ情報を提供する。 ・ひばり教育相談、スクールカウンセラー等と学校が連携を図る中で教育相談体制を確保し、子育て支援を行う。	・就学時健康診断時家庭教育講演 小学校20校1,286人 出前家庭学級講演 中学校11校1,214人 ・「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用状況調査(県による調査)と合わせて、活用促進の資料を配布した。各学校において、有効的な活用が図られた。 ・ひばり教育相談や県のスクールカウンセラー(中学校11校、小学校4校に配置)による教育相談を通年行い、子育てに対するアドバイスや支援を行った。	・子育てに関する情報提供や相談機関など、周知を広める必要がある。情報や相談の活用が円滑に行われる仕組みが必要である。 ・不登校の背景として複数の要因を抱えている児童生徒、または長期にわたる対応が必要な児童生徒について、教育相談担当者や児童生徒と関わる周囲の人材の一層の研修が必要である。	(指導課) 16,412 (社会教育課・公民館) 245	・教育相談活動や学校における教育活動を通して、家族の大切さ、子育ての意義を学ぶようにする。 ・「家庭教育手帳」「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の周知をより一層広め、しつけなど子育てに関する具体的な手立てなどの情報提供をする。	(指導課) 18,220 (社会教育課・公民館) 310

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
104	191	既存	確かな学力の向上 H14.4~	指導課	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第2・第4土曜日を原則とした土曜授業を実施する。土曜授業は教育課程に位置付け、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	・平成29年度は14回実施した。小学校については算数の習熟度別学習や少人数授業、中学校についてはNIE学習や数学・英語の習熟度別学習、少人数授業を取り入れる学校が増え、土曜授業ならではの取り組みを実施した学校が多い。 ・土曜授業アシスタントとして150名の方にご協力をいただいた。	・土曜授業アンケートにおいて小学校の児童については、「学習内容をわかりやすく教えてもらっている。」と肯定的に回答した児童生徒の割合はそれぞれ79.9%、57.6%であった。今後も自校の児童・生徒の実態を把握し、目の前子どもたちのために必要な学習をていねいに行っていく必要がある。また、「土曜授業は自分のためになる。」と肯定的に回答した児童の割合は63.7%、「土曜授業は自分の学力向上に役立っている。」と肯定的に回答した生徒の割合は40.4%であった。今後も児童生徒が「土曜授業に来て良かった。」「自分のためになった。」と思えるような充実した土曜授業の取り組みを推進していく必要がある。	15,600	・学力向上を目指し、市内全小中学校で第2・第4土曜日を原則とした土曜授業を実施する。土曜授業は教育課程に位置付け、平日になかなか取り上げられない補充的・発展的な学習を、土曜授業アシスタント等を活用したきめ細かな指導体制で行う。	16,124
105	192	既存	いじめ、少年非行等に対応する地域ぐるみの支援ネットワークの整備	指導課 児童家庭課 青少年センター	【事業番号60再掲】					
106	193	既存	教育相談、指導体制の充実 H12~	指導課	・ひばり教育相談では、学校や家庭と連携して、学校生活・家庭生活に関わる相談を受け、児童生徒・保護者・学校に支援助言を行う。 ・野田市スクールカウンセラーが学校に出向き教育相談を行う。 ・ひまわり相談では、未就学児の発達等の相談を行う。 ・適応指導学級では、学校や家庭と連携して、不登校の解消を目指す。	・ひばり教育相談・適応指導学級において、学校や保護者との連携を図りながら、悩みや不登校の解消に繋いだ。 （29年度相談実績 延べ2397件） ・野田市スクールカウンセラーやひばり教育相談員が学校に訪問し、教育相談及び支援にあたっている。（29年度相談実績延べ16件、支援回数延べ602回） ・ひまわり相談において、保護者の話を丁寧に聞き取り、未就学児の発達相談等に対応した。（29年度相談実績 延べ37件）	・教育相談の内容は、複雑化深刻化している。専門知識を持つ者と関係機関と連携して対応できる体制を更に充実していく必要がある。 ・保育園幼稚園、小中学校等の連携を強化し、継続して長期に見守る体制が必要である。	22,789	・ひばり教育相談・適応指導学級において、学校や保護者と連携を図りながら、課題や悩みを抱える児童生徒の支援を行う。 ・教職員向けの研修会・相談会を実施し、未就学から思春期の幼児・児童生徒に対応できる体制を作る。 ・保幼小中の情報共有を行い、計画的・継続的な相談を行える体制づくりをする。	23,117
107	194	既存	体験学習等教育内容の充実	指導課	・学校・保護者・地域が連携し、児童生徒の学力の向上や教育環境の整備など教育活動を支援する体制づくりを行う。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定に基づき、児童生徒の体験学習の充実を図る。	・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の一つ「特別授業」では、小学生1,309名、中学生568名が、教授をはじめ院生・学生の協力で楽しい授業を体験することができた。キャリア教育では、福田一小・山崎小・みずき小の3校の169名が研究室訪問を行い、各研究室で教授よりわかりやすく講義いただき、科学技術に興味関心を持つ機会になった。「学生・院生派遣事業」では、オープンサタデークラブや放課後補習に学生支援ボランティアの支援をいただいた。 ・中学2年生対象の「キャリア教育」では、500を超える事業所との連絡調整を行い、職場体験等を実施した。	・キャリア教育や読書環境、特別授業の実施、環境整備が充実した。また、地域との合同行事や伝統文化体験等への参加が徐々に浸透してきた。 ・地域人材が支援ボランティアとして学校に関わることで、「開かれた学校づくり」につながっている。 ・特別授業等で得られたノウハウや地域ボランティアとの交流をさらに活性化させるとともに、新たな人材の発掘が課題である。 ・特別授業は、学校の年間計画に組み込まれ、発展的な授業として定着した。	11,567	・担当課と学校が多方面から地域住民への働きかけを行い、理解と協力を高められるよう広報活動に努める。 ・学校のニーズに合わせ支援内容を共有化させ、学校支援地域本部の活動を推進する。 ・司書、地域コーディネーターを中心として読書環境のさらなる充実に努める。 ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業をさらに推進し、より多くの児童生徒が特別授業を体験できるよう努める。	13,070

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
108	195	既存	学校外体験活動の推進 H12～	公民館	・公民館主催による講座、教室等において、児童生徒の学校外の体験活動事業を開設していく中で、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・また、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。	(公民館主催による講座) ・野田公民館 「エアロスポートジュニアアカデミー」6回 延べ50人 「忍者修行体験」1回 42人 「親子体験教室～母の日お母さんありがとう パン作り～」1回20人 「親子体験教室～父の日お父さんありがとう ピザ作り～」1回 10人 「手作りプラネタリウム公演と星空観望会」8回 179人 「親子影絵体験」1回 20人	・少子化や過保護、過干渉時代に育った現在の子どもたちは、異年齢児との交流や体験活動の不足から人間関係を築く能力が弱い傾向、より多くの子どもたちが参加できるよう、魅力的な学習の場を考えていかなければならない。その中で、特に、各公民館で実施の「子どもの学び舎 夏休み子ども自習教室」については、年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。	1,945	・29年度に引き続き、各種の創作活動や体験学習・活動を通じて、親子(家族)や地域住民との交流を深める。 ・さらに、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」の開設により、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流も図っていく。	1,856
109	197	既存	国際理解教育の推進	指導課	・外国語指導助手(ALT)を中学校に3名、小学校に5名配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化・習慣に触れることで、国際感覚の養成と国際理解教育の推進を図る。 ・英語に堪能な地域人材を小学校に配置し、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会をもつ。 ・中学生の英語での自己表現力や学習意欲を図るための「野田市イングリッシュ道場」の実施 ・教員の指導力向上のための研修の充実を図る。	・8名の外国語指導助手(ALT)を直接雇用し、3名を中学校、5名を小学校に配置し、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に役立てた。 ・英語に堪能な地域人材の活用により、児童のコミュニケーション能力の向上に役立てた。 ・中学生を対象とした「野田市イングリッシュ道場」を実施し、英語での自己表現力や学習意欲の向上に役立てた。 ・教員を対象にした研修を実施し、指導力向上に役立てた。	・外国語指導助手(ALT)や地域人材を活用した、より効果的な指導方法の研究を行う必要がある。 ・新学習指導要領の完全実施に備えて、外国語指導助手(ALT)の増員について検討する必要がある。 ・「野田市イングリッシュ道場」をとおして、参加生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上に寄与することができた。 ・教員の指導力向上研修の内容や研修参加者についての見直しを行う必要がある。	29,494	・外国語指導助手(ALT)や英語に堪能な地域人材を有効に活用し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に役立てる。 ・中学生を対象にした「野田市イングリッシュ道場」の指導内容を工夫し、参加生徒の英語での自己表現力や学習意欲の向上を目指していく。 ・教員を対象にした英語研修を実施し、指導力向上に役立てる。	44,772
110	198	既存	文化センター事業の充実	社会教育課	・委託文化事業については、子どもたちや子どものいる家庭のニーズを踏まえ、優れたメディア芸術作品の鑑賞機会を提供する。また、文化芸術に素直に触れ、体験できるようなワークショップ等の機会を設ける。	・こどもオペラ(3月10日) ・ミュージックフェスタ2018(3月21日)	・子どもや子どものいる家庭向けの自主文化事業を展開し、1,799人の来場者を得られた。 ・文化会館の指定管理者制度導入に伴い指定管理者が事業を実施するが、事業の内容や周知方法等を検討し、一層の集客を図る必要がある。	1,680	・劇団四季ファミリーミュージカル 魔法をすてたマジョリン(8月12日) ・ミュージックフェスタ2019(3月21日)	4,600

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
111	199	既存	子ども放送局事業への参加 H20～	社会教育課	<p>・野田公民館の情報活用コーナーにおいて、子ども放送局事業をインターネットにて視聴する場を提供する。 平成20年度から、教育情報衛星通信ネットワーク事業は「子ども放送局事業」(文部科学省のインターネットを活用した教育情報発信事業)へ移行した。 子ども放送局事業は、国立青年教育振興機構が運営するサイトで、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を制作し、インターネットで配信することにより子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としている。 ・引き続き、インターネットで配信されている子ども放送局事業を活用し、子どもたちの様々な体験活動を促進するとともに、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図る。</p>	<p>・子ども放送局事業のインターネット配信が無くなったことから、視聴の場の提供は行っていない。</p>	<p>・子ども放送局事業は、子どもたちに夢と希望を与える映像や、体験活動に対する興味・関心を高める映像を配信することにより、子どもたちの様々な体験活動を促進し、体験活動等の重要性に関する啓発・普及を図っていくことを目的としていたが、インターネット配信が無くなったことから、視聴の場の提供は行っていない。子どもたちの体験活動の促進、重要性の啓発・普及については、引き続き、公民館講座等において実施していく。</p>		廃止	
112	200	既存	子どものスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実 S50～(釣り大会) H15～(野球教室) H20～(子どもの学び舎)	社会教育課 社会体育課 青少年課	<p>(社会教育課11公民館) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」では、夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流を図る。 (社会体育課) ・子どもの参加に配慮した種目を設けたスポーツ大会を開催し、競技力の向上及びスポーツ人口の拡大を図る。 (青少年課) ・柔剣道大会、親子映画会、子ども釣り大会、少年野球教室を継続し、子ども達が心から楽しみ、何かを学ぶことが出来るような行事を実施する。</p>	<p>(社会教育課11公民館) ・「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」(事業番号108再掲) 11館で実施。53コース 延べ3,056人 (社会体育課) ・市民駅伝競走大会 参加選手770人 ・関宿城マラソン大会 積雪のため中止 (青少年課) ・柔剣道大会、子ども釣り大会、少年野球教室、親子映画会を実施。その中で礼節等を学び、あるいは異世代、親子の交流を図りながら社会性、人間性を身に付けていくことができるよう実施した。 【柔剣道大会】 日時：平成29年4月16日 場所：野田市総合公園体育館 参加者：385人 【子ども釣り大会】 日時：平成29年6月3日 場所：旧関宿クリーンセンター調整池 参加者：476人 【少年野球教室】 日時：平成29年11月26日 場所：野田市総合公園野球場 参加者：269人(関係者除く) 【親子映画会】 日時：平成30年3月4日 場所：文化会館大ホール 参加者：約800人</p>	<p>(社会教育課11公民館) ・各公民館で実施の「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」については年々参加者も増え、学習することのほか他校の児童生徒同士の交流も図られており、また、公民館利用者や地域の人たちによるサポートで充実した学習ができた子どもたちを始め、保護者や教える側からも高い評価を受けている。 (社会体育課) ・関宿城マラソン大会に代わる新たなマラソン大会の計画。 (青少年課) ・柔剣道大会、子ども釣り大会、少年野球教室、親子映画会とともに盛況でした。</p>	<p>(社会教育課11公民館) 1,365 (社会体育課) 768 (青少年課) 581</p>	<p>(社会教育課11公民館) ・29年度に引き続き、「子どもの学び舎・夏休み子ども自習教室」を開設することにより夏休み中の子どもの学習意欲を維持するとともに、公民館で行うことにより、学校とは違った他校の子どもたち同士の交流も図っていく。 (社会体育課) 市民駅伝競走大会 (青少年課) ・子ども釣り大会・少年野球教室を開催する。</p>	<p>(社会教育課11公民館) 1,335 (社会体育課) 337 (青少年課) 594</p>

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
113	202	既存	学校保健教育の推進 H10～ (生活習慣病健診) H2～ (サマースクール)	学校教育課	・生活習慣病健診の実施 ・小児期における生活習慣病対策サマースクールの実施 ・保健指導の実施 ・薬物乱用防止教室の実施	・生活習慣病健診：1,177人(小4、小6有 所見者で希望者) ・サマースクール(生活習慣病対策の一 環)：56人(小4以上の希望及びその保護 者) ・保健指導：85人(肥満傾向にある児童 生徒の希望者) ・薬物乱用防止教室：4,961人(小中学校 での参加者)	・健康問題の解決には学校での推進及 び体制の確立のみならず、学校・家 庭・地域社会が一体となって取り組むこ とが必要であり、地域に根ざした健康 教育の取組が必要である。 ・生活習慣病健診の対象者を肥満の特 徴が表れ始める小学校段階へと変更し 実施した。小4の受検率は75.2ポイン トとやや増加し、小6の受検率は81.9 ポイントであった。サマースクールの 参加者は増加した。引き続き積極的な 働きかけを行い健康・自分の体への意 識を高める指導・支援が必要である。	2,339	・今後も引き続き、事業を実施 していく。なお、生活習慣病健 診、サマースクールについて は、参加者増加のための方策及 び、効果的な活動内容を検討し ていく。 ・平成30年度も生活習慣病健診 の対象を小学4年生と、4年の検 診時に所見のあった小学6年生 の希望児童とし、小学段階でラ イフスタイルを改善し、自己管 理・予防に努められる力を育て る。	2,476
114	203	既存	外部指導者を活用 した運動部活動の 充実	指導課	・市内全中学校を対象に、柔道4人、剣道 2人の講師を各校に1人ずつ派遣する。 講師は、体育科の授業の武道領域及び運 動部活動をチームティーチングによ り指導を行う。	・市内中学校の保健体育「武道」の授業の 安全と指導の充実のため武道講師を派遣 し、保健体育担当教員とともに授業を 行った。また保健体育担当教員の指導力 と技術向上のための連絡会を3回実施し た。(会議1回・実技研修2回) 剣道：講師2名 * 3校に派遣 柔道：講師4名 * 7校に派遣 ・各校の実情により、部活動に外部指導 者を活用している。	・各中学校の保健体育担当教員と武道 講師の専門的な指導・協力のもと、礼 法や基本となる技を中心に武道の学習 を行うことができた。安全面について は、今後も配慮を続けていく。 ・若い教職員が増えているので、若手 の育成も課題である。 ・各学校で選択している種目にかかわ らず、実技講習会への参加を勧める。	1,264	・柔道4人(現時点では3 名)、剣道2人の講師を中学校 に1名派遣する。講師は、体育 科の授業の武道領域を保健体育 担当教員とチームティーチン グにより指導を行う。また保健 体育担当教員の指導力と技術向 上のための連絡会を3回実施す る。(会議1回・実技研修2 回) ・国から示された部活動指導員 については、今年度活用に向け ての整備をおこなう。また従来 の外部指導者については、教師 の負担軽減の観点からも、今後 も進めていく。	1,657
115	204	既存	学校評議員制度の 充実 H15.4～	学校教育課	地域に開かれた学校づくりのために、 各学校に学校評議員を委嘱し、次に掲 げる事項について意見を伺う。 ・学校運営や教育活動に関する事項 ・学校と家庭や地域社会との連携に関 する事項 ・その他校長が必要と認める事項	・市内全小中学校に151人の評議員が委嘱 されている。	・開かれた学校づくりを推進するに は、保護者や地域住民等の意向を把握・ 反映すると共に、情報発信する必要が ある。その点で学校評議員は地域と学 校を結ぶパイプ役としての大切な役割 が今後も期待されている。 ・今後は、地域の目で学校運営を点 検・評価・支援することをより強力に推 進し、学校が実施した自己評価の結果 を評価する学校関係者評価について、 中心となって進めていただくことが求 められている。	750	・地域住民の学校運営への参画 の仕組みを制度的に位置づける ため、今後も保護者、地域住 民、有識者などから1校につき5 名以内の学校評議員を委嘱して 実施する。	465
116	205	既存	幼稚園の施設整備 の推進	教育総務課	・園児の心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備や、園児が安全で豊か な幼稚園生活が送れるように、現状の施 設を必要に応じて改修する。 ・平成29年度に保育室、管理諸室等 の空調設備設置工事を行う。	保育室、管理諸室等の空調設備設置工 事、施設の教育環境整備を継続的に進め た。 ・幼稚園空調設備設置工事 ・幼稚園空調設備設置工事監理業務委託 ・関宿南部幼稚園土留めブロック 補強工事 ・関宿南部幼稚園内窓取付工	・経年劣化に伴う建物の整備を実施 し、施設の耐久性の確保と教育環境の 整備に継続して努めていく。	75,503	・施設の教育環境整備のための 改修工事等	1,494

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
117	206	既存	学校施設整備の推進	教育総務課	・児童・生徒の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備や、児童・生徒が安全で豊かな学校生活が送れるように、現状の施設を必要に応じて改修する。 ・平成29年度に普通教室、特別教室、管理諸室等の空調設備設置工事を行う。	普通教室、特別教室、管理諸室等の空調設備設置工事、トイレの洋式便器設置工事等施設の教育環境整備を継続的に進めた。 ・小学校空調設備設置工事 ・小学校空調設備設置工事監理業務委託 ・北部小学校プレハブ借上げ ・清水台小学校普通教室棟増築工事設計業務委託 ・北部小学校階段設置工事 ・木間ヶ瀬中学校、関宿中学校トイレ改修工事設計業務委託 ・福田中学校、川間中学校、岩名中学校トイレ改修工事 ・小中学校施設修繕工事	・トイレ改修工事については、国の補助金や学校施設整備等基金を活用し、現計画は平成30年度で完了する予定。平成31年度以降は、女子用トイレの洋式化率の向上に取り組む。	2,611,370	・中央小学校、福田第二小学校トイレ改修工事設計業務委託 ・北部小学校プレハブ借上げ ・北部小学校第二プレハブ校舎改修工事 ・清水台小学校プレハブ借上げ ・清水台小学校普通教室改修工事 ・木間ヶ瀬中学校、関宿中学校トイレ改修工事 ・木間ヶ瀬中学校屋内運動場改修工事 ・施設の教育環境整備のための改修工事等	207,138
118	208	既存	公立幼稚園の機能の充実	指導課	【事業番号46再掲】					
119	209	既存	保育所・幼稚園・小学校との連携強化 H14～	指導課 保育課	・小学校低学年生活科や各種行事で保育所や幼稚園との交流を実施する。 ・2月に全体で連絡会を持ち、今年度の活動を発表し合い、反省をまとめる。	・就学前の生活環境、就学状況等の情報交換を行うことにより、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるように保育所・幼稚園・こども園・小学校が連携した。さらに、教育内容の充実や共通理解を図った。	・年間2回の連絡会で担当者が直接話し合い、計画的な交流活動を通して、情報交換が効果的に行われた。 ・遠距離のために交流活動の実施が難しい地域の場合の、情報交換の持ち方を確認することができた。	44	・就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境・就学状況等の情報交換を行い、小学校入学後において安全かつ健康な生活が送れるよう、連携を図る。(アプローチャリキュラム・スタートカリキュラムも視野に入れて。)	42
120	211	既存	家庭教育学級の整備、充実 S39～	公民館	・講座の企画・運営に保護者が参画し、意見を取り入れることで、参加者が実際に抱えている悩みや不安に応えられる身近な講座となるよう事業内容の充実を図る。 ・引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	・家庭教育学級(小学コース) 8コース 46回 5,777人参加 ・家庭教育学級小学コース運営委員会 8コース 8回 239人参加 ・家庭教育学級(幼児コース) 2コース 11回 178人参加 ・就学児健康診断時家庭教育講演(小学校) 20回 1,286人参加 ・出前家庭教育講演(中学校) 11回 1,214人参加 ・すくすく広場 南部梅郷公民館 6回 94人参加 北部公民館 6回 83人参加 川間公民館 6回 70人参加	・就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深めた。今後も、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り家庭教育力の向上に努めていく必要がある。 ・また、子育て期にある親の全ての参加が望ましいが、参加できない親もいるのが実情である。そのため、学校や保護者からなる運営委員と協力し、一層の参加促進を図り、家庭教育力の向上に努めていく必要がある。	1,236	・29年度に引き続き、小中学生の保護者を対象に、子どもの成長に伴う発達理解や保護者の役割、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性などを学習する。また、就学前児童の保護者を対象に、家庭教育の重要性について理解を深める。	1,316
121	212	既存	世代間交流事業の充実	青少年課 指導課	【事業番号38再掲】					
122	212	既存	岩木小学校老人デイサービスセンターにおける交流	指導課 高齢者支援課	【事業番号62再掲】					
123	213	既存	野田市総合公園の整備	社会体育課	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	・水泳場ろ過ポンプ修繕 ・体育館トイレ用自動ドア修繕 ・合併浄化槽流量計交換工事 ・水泳場ろ過装置修繕工事 ・合併浄化槽設備配管修繕工事 ・体育館防火シャッター修繕工事 ・体育館ボイラ交換工事	・老朽化していく施設の安全性・緊急性等を総合衡量して優先順位の高い箇所から修繕を実施する。	15,585	・水泳場ろ過ポンプ修繕 ・体育館管理用カメラ改修工事 ・浄化槽調整プロア交換工事	9,684

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
124	214	既存	野田市スポーツ公園の整備 H15～17(三ツ堀里山自然園整備)	みどりと水のまちづくり課	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベントの開催等を実施し、市民に自然とのふれあいの場を提供する。	・市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理。 ・里山まつり、各観察会の実施。 ・水田でのもち米栽培、かかし作りの実施。	・三ツ堀里山自然園について、市民ボランティアである「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働による施設の維持管理やイベント及び観察会等が実施できた。	3,016	・今後も「三ツ堀里山自然園を育てる会」と行政の協働により、地域に根差した三ツ堀里山自然園づくりに向け維持管理やイベント等の開催を実施していく。	2,071
125	215	既存	春風館道場の整備	社会体育課	利用者の安全性を確保し、武道に親しむことができる場所を提供する。	なし	今後も広く子どもたちが安全に武道に親しむ場を提供していく必要がある。		柔剣道場、弓道場を子どもたちが武道に親しむことができる場所として提供する。	
126	216	既存	キャリア教育を通しての地域教育力の向上	指導課 商工観光課 保育課	・キャリア教育推進協議会を組織し、学校・家庭・地域が一体となって、職場体験・職場訪問を中心としたキャリア教育に取り組む。 ・小学校6年生による職場見学、中学校2年生による3日間連続の職場体験を実施する。 ・地域において、子どもと大人が互いに認知し、互いに声を掛け合うキャリア教育の有効性について、いろいろな機会呼びかける。	・市内中学校2年生が職場体験を実施(11校1,276人) ・市内小学6年生が就業密着観察学習を実施(12校709人) ・小中学校9年間を見通したキャリア教育の充実 ・主に地域の社会人をキャリアアドバイザーとして招いての講話を各学校で実施 ・767の事業所が受け入れ協力事業所となり、小学生または中学生に地域による教育の機会を提供	・「キャリア教育」をとおして、仕事に対する意識を改めたり、仕事をする大人との関わりをとおして将来について考えたりするという有効性について、学校・家庭・地域が連携して進めていけるように、より一層の働きかけが必要である。 ・体験はあくまでも「きっかけ」であり、事後につながる指導を各校で工夫して取り組んでいくことが、地域教育力の向上につながると思う。 ・職業の種類も多様になってきている現状をふまえ、受け入れ事業所の開拓を行う必要がある。	759	・「職場体験・職場訪問」を実施することにより、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動する力を養う機会をつくる。 ・職場体験・職場訪問を実施することにより、地域において働く大人と地域の学校に通う子どもとが知り合う機会を捉え、より一層「地域の子は地域で育てる」という意識の高揚に努める。	938
127	218	既存	青少年センターの機能の充実	青少年センター	・環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を実施する。 ・年間1回、補導員及び相談員による合同環境浄化活動を実施する。	・地域環境浄化活動(違法ビラ撤去)実施回数:1回16枚撤去 参加者:補導員8人、相談員10人 指導員3人、青少年課2人	・補導員、相談員合同による違法ビラの撤去により、枚数が減っており成果が上がってきたが、同場所に貼付されていることから引き続き継続していく。		・環境浄化活動として、市内の電柱及び電話柱の違法ビラ撤去を実施する。 ・年間1回、補導員及び相談員による合同環境浄化活動を実施する。	
128	219	既存	青少年問題行動防止活動の推進	青少年センター	・生徒指導主任連絡会議の継続実施 ・補導活動の推進 ・子ども達を取り巻くインターネット問題について、大人(保護者)としてどうすればよいのか認識を深めていただくため、講演会を実施していく。	・生徒指導主任連絡会議を実施し、各学校間で問題行動のある子ども達について情報交換をおこなった。 ・年間を通し補導活動を実施した。(延739回、延1,929人) ・青少年の健全育成を目的とした、大人向けのインターネットに関する講習会を実施した。 日時:平成29年8月4日 場所:保健センター3階大会議室 参加者:66人(関係者除く)	・大人向けの講習会は、昨年とは違う講師として、警察署による講義を実施したところ、参加者数が前年より多かった。今後も同様に実施したい。		・生徒指導主任連絡会議を実施。 ・年間を通し補導活動を実施。 ・青少年の健全育成を目的とした、大人向けのインターネットに関する講習会を実施。	
129	220	既存	情報モラル教育の推進	指導課	・市主催教員向けのICT活用研修会等を活用するなどして、各校で学級活動や道徳、各教科の指導の中において、積極的にモラルの向上につながるような授業展開が行われるよう指導に努める。ネット社会の中で生活していかなければいけないことを踏まえ、ネット社会の利便性を教えるのと同時に、その中に潜む危険性も教えていくよう指導に努める。	・各校の実態に応じて市で提携している情報モラルサービス等を活用し、情報モラル学習が実施された。 ・家庭や教職員に向けた情報モラルに関する授業や研修を行った学校もあった。 ・STOP IT導入を見据え、全校の中学1年(現2年)を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施した。	・市内各小中学校において実態に基づいた情報モラル教育が進められてきている。 ・家庭の指導力向上が課題である。保護者向け研修会を実施し、ますます家庭における情報モラルの向上を進める。SNSにおけるいじめなどの人権侵害が生徒指導上の問題となるケースがあるので、対応を検討する必要がある。		・いじめ通報アプリ「STOP IT」を導入し、中学生におけるいじめの早期発見と抑止及び相談体制づくりを進める。併せて、全校中学1年を対象に、「傍観者にならず、行動を起こす」意識を育てる授業を実施する。 ・スマートフォンの所持状況などの調査結果を活用し、児童生徒・家庭に向けた授業、職員への研修をより一層進める。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
130	223	既存	「親子の交通安全大会」への参加の呼びかけ	市民生活課	・子どもの交通事故を防ぐために、野田警察署と野田交通安全協会が各幼稚園に出向き交通安全教室等を行う。	・平成27年度より、社会情勢の変化・多様化などから、野田警察署と野田交通安全協会が、各幼稚園からの要望を受けて幼稚園に出向いて、より身近な交通安全教室等を行う方針に転換した。				
131	224	既存	チャイルドシート着用の推進	市民生活課	・チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進を図る。交通安全運動実施時にパレード・街頭キャンペーン、広報啓発等に努める。	・交通安全運動実施時に広報啓発活動を年4回実施した。また、春の全国交通安全運動実施時に出動式及びパレード・街頭キャンペーンを実施した。	・チャイルドシート着用の推進について交通安全運動実施時に広報啓発活動を実施しているが、更なるシートベルト着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努める必要がある。		・平成29年度同様、交通安全運動実施時に広報啓発活動等を実施し、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進に努めていく。	
132	225	既存	チャイルドシート貸出事業の推進 H12～	社会福祉協議会	・市内在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月(1回延長可能で最長1年間)のチャイルドシート貸出を実施。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のため、最長3か月のチャイルドシートの貸出を実施します。 ・老朽化に伴う入れ替えを実施します。	・貸出実績：368件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実施しました。 ・チャイルドシートの老朽化に伴う入れ替えを引続き実施します。	2,439	・市内在住の6歳未満の乳幼児を対象に6か月(1回延長可能で最長1年間)のチャイルドシート貸出を実施。また、里帰り等により市内に短期的に在住する乳幼児のため、最長3か月のチャイルドシートの貸出を実施します。	720
133	227	既存	青少年の消費者問題対策の推進	市民生活課 青少年課	・消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに、青少年の消費者問題について広く市民に啓発する。	消費生活展、消費生活セミナー、出前講座等を通じ消費生活センターのPRを行い、消費者問題について啓発する機会が増えるよう努めるとともに消費者問題について広く市民に啓発を図った。 ・消費生活展:2日間(産業祭と同時開催) ・消費生活セミナー:1回 ・出前講座:6回(内1回は学生対象に実施)	・消費者被害防止のため、消費生活センターの事業内容等について啓発を実施しているが、青少年に関わりのある団体等からの出前講座の申込みは減少している。 今後、成人年齢が引き下げられることもあり、高校への依頼や野田市子ども育成連絡協議会などの関係団体に働きかけていく必要がある。	298	・平成29年度同様、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図る。また、関係団体と連携を図り、出前講座を実施していく。	475
134	228	既存	子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換の実施	防災安全課 指導課 青少年課	(防災安全課) ・野田市防犯組合、野田警察署との連携による防犯活動の実施 ・防犯推進員(警察官経験者)による「まめばん」での在所警戒や防犯パトロールの実施、防犯相談、児童を対象とした防犯教室の実施 ・安全安心メール防犯情報の配信(指導課) ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築する。各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し適切に処理・対応する。 (青少年課) ・野田市子ども安全メールの配信 ・野田市学校警察連絡協議会との連携	(防災安全課) ・野田市防犯組合に設立された17の支部による各種防犯活動が実施されるとともに、自治会を単位とする自主防犯組織による防犯パトロールが継続的に実施された。また、10月開催の防犯組合情報交換会では、「防犯活動の現状と課題について」をテーマに各支部での取り組みを話し合った。 ・防犯の拠点として開設した「まめばん」は、毎日午後2時から午後7時まで防犯推進員を配置し業務にあたった。 北部まめばんの平成29年度利用は、延べ218件。 ・青色回転灯搭載の防犯パトロール車2台を活用した防犯推進員による防犯パトロールについては、市内全小中学校を中心に子どもたちの下校時刻に合わせて延べ244日間実施した。 ・安全安心メール(まめメール)で防犯情報を33件配信し、防犯意識の向上を図った。 ・防犯推進員による防犯教室を市内全20校の小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導した。 (指導課) ・児童生徒を守るため情報共有の流れを構築し、各学校からの情報は、速やかに関係機関に連絡し、適切に処理・対応した。(青少年課) ・学校等から提供された不審者情報を速やかに配信した。(配信件数27件) また、不審者の発生状況に対応したパトロールを実施するとともに、各小中学校に警戒の呼びかけと市民生活課及び警察に情報提供とパトロールの強化要請を行うなど、情報交換及び連携を図った。 ・野田市学校警察連絡協議会に対し、事業補助金の交付(100千円)を行い、個人、会社等に「子ども110番の家」の普及と子どもたちへの自転車の正しい乗り方コンテストの開催など子どもたちを犯罪、事故等から守る事業実施の支援を行った。また、夏季休業前、冬季休業前に小中学校を始め関係機関との会議を開催し、情報交換及び連携が図られた。	(防災安全課) ・市民の防犯意識の向上により、防犯組合支部及び自主防犯組織による防犯パトロール等が実施されたが、市内の犯罪件数は平成29年は1,253件で前年より27件の増加となり、今後も継続的に防犯意識の抑止に努める必要がある。 (指導課) ・他課や関係機関と連携し、不審者情報を各学校へ配信した。また、防災安全課と連携し、防犯推進員による防犯教室を市内全小中学校において実施した。これらにより、児童・生徒の防犯意識を高めることができた。今後も地域としての防犯意識を高めるため連携・協働を推進する必要がある。 (青少年課) ・不審者情報を配信することで、家庭、地域、学校の情報の共有が図られ、児童生徒の安全・安心に役立つことができた。 引き続き、各学校との連携により不審者情報の速やかな配信を行うとともに、関係機関との情報交換や発生防止、抑止に向けて協力を行う。 ・学校警察連絡協議会事業により犯罪等の被害から子どもたちを守る為の各種事業について、引き続き協力を行う。	(防災安全課) 11,387	(防災安全課) ・防犯組合各支部へ補助金を交付し、野田署と連携し各地域の防犯活動を推進していく。 ・防犯推進員による「まめばん」での在所警戒に加え、巡回パトロールを実施していく。 ・防犯推進員が実施している「まめばん」での防犯相談について、より相談しやすい環境の整備に努め、児童の安全を図る。 ・防犯推進員による防犯教室を小中学校で実施し、犯罪から身を守る方法を指導する。 ・安全安心メールにより、防犯情報を配信していく。 ・防災行政無線により日没前に帰宅を促すミュージックチャイム(夕焼け小焼け)を放送していく。 (指導課) ・子どもの安全を守ることを最優先し、情報共有を適切に行う。防災安全課と連携した防犯推進員による防犯教室を全小中学校で実施することで、地域としての防犯意識を高めるだけでなく子どもたちが自らの安全を守る能力の育成にも努める。(青少年課) ・家庭、地域、学校での情報の共有化を図り、児童生徒の安全安心に役立つ情報を引き続き配信していく。 なお、不審者情報の多発から、平成25年4月11日より防災行政無線を利用し、子どもの見守り放送を開始した。この放送についてはパブリック・コメント手続き実施し、市民の意見を参考に、2回の繰り返しを1回に変更した上で、放送を継続して行うことに決定した。 ・野田市学校警察連絡協議会との連携を継続していく。	(防災安全課) 11,594

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
135	231	既存	子どもに配慮した防災対策の推進	防災安全課 指導課 保育課	<p>(防災安全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の子ども(乳幼児)の生活を考慮した野田市地域防災計画の修正、備蓄品の整備及び自主防災組織の設立を推進し、自主防災組織の資機材整備に対して助成を実施する。 ・安全安心メール防災情報の配信(指導課) ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。特に、着実に避難訓練を実施するなど防災意識を高め、児童生徒・教職員が一体となった防災体制を作る。また、保護者や地域住民とも一体となって、地域ぐるみの防災体制を醸成する。 (保育課) ・保育所においては、年12回の火災及び地震に対する避難訓練を実施し、防災意識の醸成を図る。さらに、保護者に不審者に対応するための避難訓練や引渡し訓練を実施し、不審者に対しての意識を高めるとともに災害に対する防災意識を保護者に高めてもらえるよう周知する。 	<p>(防災安全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の子ども(乳幼児)に配慮した備蓄品(粉ミルク)の整備を行った。また、自主防災組織の設立を推進するため、自主防災組織に対する助成制度の見直し(拡充)を行い、自主防災組織の資機材整備に対する助成を実施(新設18団体、修繕等6団体)した。 (指導課) ・各学校において防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組んだ。 ・平成29年度は川間中学校が「避難所対応」をテーマとして、県指定の研究に取り組んだ。生徒が保護者や地域住民と一体となった、地域ぐるみの防災体制づくりに関わるよい機会となった。公開研究会の際は市内小中学校の管理職や安全主任が参加し、防災に関する授業を参観したり、避難所訓練の様子など、地域と連携した取組について学ぶなど、防災教育の充実に努めた。 (保育課) ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高める。また、東日本大震災の教訓を生かし、保護者に 	<p>(防災安全課)</p> <p>自主防災組織は平成17年以降、毎年平均10数団体が設立され、平成30年3月末現在で217団体が設立となり、組織率が50.5%となっているが、組織率が低い状態であるため「自助・共助」の取組を推進し、引き続き自主防災組織の整備育成を図っていく必要がある。</p> <p>(指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、熊本地震により各校の防災意識は高まっている。今後も風化させずに継続的に防災教育に努めていく必要がある。特に学校・子どもたちと地域の関わりについて意識するよう指導していく必要がある。たとえば、地域の方と挨拶をするなど、日常的に地域と関わっていくことが大切である。 (保育課) ・災害等に対する避難訓練の実施に併せて、保育所職員と保護者にも防災意識を高める必要がある。また、保護者には不審者への対応等について、意識向上に努めてもらう必要がある。 	<p>(防災安全課)</p> <p>8406</p>	<p>(防災安全課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の推進を図り、必要に応じて計画の見直しをする。計画の見直しの際には子どもや女性などに配慮した修正を行う。 ・引き続き地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を推進していく。 (指導課) ・各学校における防災計画を作成し、子どもの安全確保に取り組む。平成29年度は川間中学校が「避難所対応」をテーマとして、県指定の研究に取り組む。生徒が保護者や地域住民と一体となった、地域ぐるみの防災体制づくりに関わるよい機会となるので、公開研究会の際は市内小中学校が参加し、防災教育の充実に努める。 (保育課) ・保育所は防災計画に従い避難訓練を継続して実施し、災害等に備える意識を高める。また、保護者に対しても防災意識を高めるよう周知する。保護者との通信手段として、携帯電話の導入をしていく。また、不審者対応への訓練として、さすまたを設置し、警察からの指導を受けていく。保護者の不審者への対応等について周知徹底を図る。 	<p>(防災安全課)</p> <p>4,728</p>
136	233	既存	学校付近や通学路等における関係機関・団体等と連携したパトロール活動の推進及びスクールサポーター制度の活用 拡充 H23.4～(スクールサポーター)	指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校警察連絡協議会等を通じて情報を共有し、その情報を広く発信できるように努める。 ・「子ども110番の家」の協力を広める。 ・学校からの要請でスクールサポーターの派遣を依頼する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の問題行動に取り組む学校にスクールサポーター、スクールサポートカウンセラーを派遣し、問題の解消にむけて支援を行った。 ・不審者情報等については各課と連携を図り情報を共有し、必要に応じて各校や関係機関に情報を提供した。 ・登下校の安全指導は、各校において地域の協力を得て行っている。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会で情報を共有し、各校の生徒指導に活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールサポーター、スクールサポートカウンセラーによる支援や助言により、問題行動に効果的に対応することができた。 ・登下校時における地域や保護者からの安全指導協力は、時間的に難しい面もあるが引き続き協力を依頼する。 ・学校警察連絡協議会、生徒指導主任連絡会での情報共有により、関係する学校間で連携を図り問題行動に対応することができた。 	<p>6,377</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の問題行動に取り組む学校にスクールサポーター、スクールサポートカウンセラーを派遣し、いじめ等の問題の解消にむけて支援を行う。 	<p>6,808</p>
137	235	既存	被害にあった子どもの保護の推進	児童家庭課 指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が被害にあった場合、被害の種類状況により、児童相談所や警察等の関係機関と連携し、児童の安全を第一に適切な対応を行う。 ・柏児童相談所へのケースの送致、警察への協力要請、医療機関への援助依頼等、専門機関との協力関係を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市で虐待を把握したケースで一時保護や専門的対応が必要と判断しケースを児童相談所へ送致した人数 9人 うち、一時保護された人数 5人 うち、3月末現在一時保護解除 3人 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が虐待を受けた場合、その情報を正確に受け、警察・児童相談所等との連携により、虐待者から児童を分離するなど児童の安全確保を第一に対応した。 ・今後も関係機関との連携を密にし、適切な対応を図っていく。 		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も児童が虐待を受けた場合、その情報を正確に受け、警察・児童相談所等との連絡相談を密にし、虐待被害を最小限に押さえることに努める。 ・児童の安全を確保するため、他に優先する手段を取る明確な理由がない場合、ただちに立ち入り調査・一時保護を児童相談所に要請する市の原則を要対協の関係機関で徹底していく。 	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
138	238	既存	児童虐待防止対策の充実 H18.5~ 要保護児童対策地域協議会 (H13.5設置の野田市児童虐待防止対策連絡協議会が前身)	児童家庭課 指導課	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応などきめ細かい対応と地域や関係機関との連携を一層強化し、地域全体の取組による児童虐待防止の推進を図る。 ・要保護児童対策地域協議会による要保護ケースの進行管理 ・虐待通報受理後48時間以内の安全確認の徹底 ・虐待防止啓発事業としてポスター展等の開催 ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営など	・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議2回 実務者会議 2回 進行管理会議12回 個別支援会議 4回 関係機関への研修会 H29.11.20に開催(参加者65名)。 ・児童虐待相談対応件数 延べ3405件(相談実人数142人) ・児童虐待相談受付電話「子どもSOS」受付件数10件(内虐待2件) ・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換 ・居住実態が把握できない児童について 児童家庭課への情報提供件数30件 安全確認、出国確認等により対応済みの件数30件 ・児童虐待防止推進月間の取り組み ・「わたしの願う家族・家庭」ポスター展 応募総数847点(小学校725点・中学校122点) 優秀作品を市ホームページにて公開 ・子どもSOSの連絡先を記載したカードサイズの啓発物資を学校等関係機関に配布。 児童虐待防止ステッカー等を公用車及び市内タクシー事業所の車両に装着し児童虐待防止意識の向上を図った。	・平成28年3月に改定した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に位置付けた子ども支援室との連携や子育て短期支援事業等の施策・事業を実施し児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めた。 ・児童虐待相談受付件数は増加傾向にあったが、発達の問題や特定妊婦など、虐待リスクの高い案件について、子ども支援室等と連携し、早期に対応することで未然防止につなげることができた。また、個別支援会議等のケース会議の開催によって、継続的に家族支援を行うよう努めた。 ・乳幼児健診未受診等で保健師等が訪問しても居住実態が把握できない児童について、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携により確認するシステムを構築し、早期発見、早期対応を実行している。 ・平成28年6月に改正された児童福祉法に基づき、国・県・市の役割分担が明確化され、市は保護等に至らない児童への在宅支援を中心となって行うなど、役割が増えることから、29年度に要対協の調整機関である児童相談係に専門職として社会福祉士を1名配置し、関係機関との連携強化を図った。		・平成28年3月に改定した「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」に基づき、今後も、代表者会議や実務者会議等を開催し、関係機関と連携及び情報の共有化、研修会の開催等を行い、全ケースの進行管理による児童虐待の未然防止や重篤化の防止に努めていく。 ・児童福祉法の改正により、児童家庭課が子ども家庭総合支援拠点を担うため、専門職の配置を進める。また、「野田市児童虐待防止対応マニュアル」について、国や県の対応マニュアルの改訂が示され次第、法の趣旨を反映させるとともに、時点修正を行い、早期発見・早期対応が適切に行えるよう内容を見直す。 ・居住実態が把握できない児童については、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によるシステムを適切に運用し、早急に実態を把握するよう努める。 ・児童養護施設に一時的に入所させる子育て短期支援事業(ショートステイ)については、子育てへの疲労、育児不安を抱えた保護者などに対しレスパイト(休息、息抜き)目的の利用を促進する。	
139	241	既存	千葉県柏児童相談所との情報の交換、連携 H12~	児童家庭課	・柏児童相談所と毎月開催の実務者会議にて定期的に情報交換を行う。	・毎月の実務者(進行管理)会議で情報交換を行うほか、随時、電話や児童相談所職員の来課時に情報交換を行っている。 ・対応困難ケースについては随時援助を依頼し、助言及び同行訪問等の援助を依頼している。 援助依頼件数 1件	・新規及び継続中の困難ケースへの対応に関して、専門的・技術的な助言を受け、援助方針の決定を行った。		・児童福祉法改正(29年度施行)により、児童相談所の業務は一時保護や入所措置などの業務が中心となり、家庭での支援は市の業務となっていることから、相談や支援に必要な専門性の高い見解や援助技術についての情報を取り入れる。 ・児童の安全を確保するため、他に優先する手段を取る明確な理由がない場合、ただちに立ち入り調査、一時保護を児童相談所に要請する市の原則を要対協の関係機関に徹底して共通認識を改めて図っていく。	
140	243	既存	要支援家庭の早期発見、早期対応	保健センター 児童家庭課	・乳幼児健康診査や相談等の母子保健事業において虐待の早期発見に努め、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら必要時早期に「育児支援訪問事業」につなげる等関係機関と連携して虐待の予防に努める。	ハイリスク母子に対し、保健師・助産師等による妊娠期からの家庭訪問等によるサポートを実施した。乳幼児健診では、母親の育児不安や親子関係の状況把握に努めるとともに、未受診者への家庭訪問等を実施した。	子ども支援室との連携により、妊娠期からのハイリスクの早期発見・対応につなげることができた。乳幼児健診未受診者への家庭訪問では、不在ケースが多いため、訪問時間を夕方にする等、接触する機会を高める工夫を行った。早期発見と適切な対応につなげるため、一層の医療機関との連携も不可欠である。		引き続き、子ども支援室や医療機関等との連携によりハイリスク者や問題のある家庭を早期に把握し対応する。乳幼児健診未受診者への対応も他機関と連携し、早期に適切な支援へとつなげていく。	
141	244	既存	乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	【事業番号8再掲】					

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
142	246	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実 H16.4~	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する自立支援策について、市報、ホームページ、児童扶養手当の窓口を活用し、広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報提供や相談の充実に努める。 ・野田市母子寡婦福祉会の各種イベント等の団体事業を通じ、会員相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図る。	〔29年度実績〕 ・母子家庭、父子家庭相談：853件 ・婦人相談：124件 ・市報及び市ホームページに相談事業及び助成制度を掲載 ・「ひとり親家庭支援のしおり」（平成29年7月改訂版）作成 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレット作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業（そば打ち、パン作りなど）、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内 ・母子・父子自立支援員研修会（平成30年3月23日開催） 内容：離婚に伴う 住民基本台帳の事務処理内容 戸籍の動き 手続きの詳細 など 講師：野田市役所市民課職員 ・ひとり親家庭情報交換事業の実施（野田市母子寡婦福祉会に委託全9回実施） 参加者合計126人	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確かな情報提供を行なう必要がある。 ・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリピーターも多いことから、さらにリピーターを増やし母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	5,059	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確かな支援を行うため、国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による情報提供 ・ひとり親家庭支援のしおり改訂(30.8) ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改訂(30.6) ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親同士の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	5,250
143	248	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充 H16.4~	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等と連携し、母子・父子自立支援員がひとり親家庭個々の実情に応じてきめ細かく支援し、就業に結びつける母子・父子自立支援プログラム策定事業を推進する。 ・職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会等を開催し、就労や収入増に向け、ひとり親家庭のスキルの向上を図る。 ・平成25年度から実施していた母子・父子自立支援員と市の無料職業紹介所が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と提供の事業の見直しを行い、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更し、ひとり親家庭が働きやすい環境の構築に努める。 ・自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給により、ひとり親家庭の資格取得を支援する。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行った。 なお、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 (H29年度啓発活動訪問事業所件数 23件) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業(16人策定のうち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用：3人 非正規雇用：10人 ・就業支援パソコン講習会と就職準備セミナー 受講者数 14名 うち資格取得者数 ワード 13名 エクセル 13名 (参考：H28年度) 受講者数 16名 うち資格取得者数 ワード 14名 エクセル 11名 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ・2人に支給：介護職員初任者研修2人 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 ・支給人数：9人 ・資格の種類別：看護師5人、准看護師1人、教員1人 作業療法士1人、保育士1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 ・支給人数：1人 ・就業実績：正規1人	・ひとり親家庭等については、依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため雇用と収入の増に結び付け情報の開拓に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、個々のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施し、雇用促進に効果を上げた。 ・職業訓練について、受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、講習会と併設し行われる就職準備セミナーでは、就職活動に係る履歴書の書き方や面接など、就職活動の支援に一定の効果があると考えられる。しかし、当該講座は受講期間が長く参加しづらいとの意見もあり、参加しやすい工夫を行った。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業は、長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に関わり実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業において就業希望状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業について、平成28年4月より、アフターケアとして、同プログラムで設定した目標を達成した後においても、達成後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・就業支援パソコン講習会と就職準備セミナーについて、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、受講期間が長く参加しづらいとの意見がある。そのため、平成29年度から利用者のスキルに応じて選択できるようにし、30年度は、長期24回、短期12回の2コースを設定し、多様なニーズに対応する。また、パソコン講習会の中で実施していた就職準備セミナーについて、受講者を広く募集するため単独開催も行う。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業については、29年4月から雇用保険法の一般教育訓練給付（20%上限10万円）の支給資格者に対しても当該制度（60%上限20万円）との差額を支給する拡充がされたことから、さらに利用の促進を図る。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業について、30年4月から、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合も対象とできる制度改正がされたことから、さらに利用促進を図る。	14,180	19,898

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
144	250	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実 H16.4~(日常生活支援事業) H14.1~(ファミサポ利用料) 拡充H23.4~(ファミサポ利用料) 拡充H23.10~(ホームヘルプサービス)	児童家庭課	・母子家庭等日常生活支援事業の利用促進、ファミリー・サポート・センター利用料助成制度の活用により、ひとり親家庭等における育児負担や経済的負担の軽減を図る。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子家庭、父子家庭、寡婦の方が技能習得のための通学、病気などで一時的に支援を必要とする場合などに、野田市母子寡婦福祉会への委託により家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育をはじめとした日常生活の支援を行った。 なお、保育所入所申請後の待機時の求職活動中などに家庭生活支援員を派遣する生活援助を平成23年10月から拡充している。更に、市の制度が、平成28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大された。 ・子育て支援及び生活援助利用者数〔29年度実績〕 子育て支援 5人延べ38日 225時間 (うち保育所待機時利用 実績なし) 生活援助 実績なし	・パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えたいよう検討が必要である。 ・母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。	472	・本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携し、事業の一層の周知に努める。 ・利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報(資格、対応範囲、対応時間)をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。	1,254
145	251	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】					
146	252	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実 H16.1~	児童家庭課	・養育費問題の解決を図るために、「養育費取得のしおり」を作成し、児童扶養手当等の申請窓口を通じて説明を行うほか、母子寡婦福祉会の取組による「無料法律相談事業」の支援及び弁護士による「養育費等個別法律相談会」を開催する。	・無料法律相談事業〔29年度実績〕 実施：10回 相談者：20名 相談員：法律専門家1名 ・養育費等個別法律相談会〔29年度実績〕 実施日：30年2月25日(日) 相談者：7名 相談員：弁護士2名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。 ・休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるが、定員に満たないことから、児童扶養手当の通知や窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	58	・母子父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と「養育費法律相談」を連携させるため、相談回数を増やす。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるため、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	156

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
147	253	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実 S37.1~ H15.4~H22.7(父子手当) S52.4~(ひとり親家庭等医療費助成)	児童家庭課	・所得の低いひとり親家庭等や父又は母のいない子を養育する祖父母などの養育者に対し「児童扶養手当」や「養育者支援手当」などの支給により生活基盤を支えるための支援や、医療費による経済的負担の軽減を図る「ひとり親家庭等医療費助成」による支援に努める。 〔29年度実績〕 支給総額 626,169,970円 父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当(22年8月創設) 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔29年度実績〕 支給総額 3,069,010円 ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担分について、入院費のうち食事療養費及び生活療養費の標準負担額及び通院・調剤費のうち診療(調剤)報酬明細書1件につき1,000円を控除した額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔29年度実績〕 助成件数 8,501件(述べ受給者数1,671人) 支給総額 23,096,940円	・児童扶養手当 離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の推進を図った。 〔29年度実績〕 支給総額 626,169,970円 父子家庭支援手当については、平成22年に児童扶養手当が改正され父子家庭の父も同手当の支給対象となったことを受けて、廃止した。 ・養育者支援手当(22年8月創設) 父母等の離婚等により、父親及び母親と生計を同じくしていない児童を養育しているが、公的年金を受給している養育者、精神的負担の軽減と児童の福祉の推進を図った。 〔29年度実績〕 支給総額 3,069,010円 ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の母、父または養育者及びその子が医療費等の給付を受けた場合に保険診療に係る自己負担分について、入院費のうち食事療養費及び生活療養費の標準負担額及び通院・調剤費のうち診療(調剤)報酬明細書1件につき1,000円を控除した額を助成し、ひとり親家庭等の経済的負担及び精神的不安感軽減を図った。 〔29年度実績〕 助成件数 8,501件(述べ受給者数1,671人) 支給総額 23,096,940円	・児童扶養手当について相談窓口で制度の周知を図り適切に支給するとともに、事実婚などにより返還金が生じている受給者については、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 また、返還金の発生については、年1回の現況届の聞き取りも行うが、発見が遅れるほど返還金が多額になってしまうため、早期発見の必要がある。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口で領収書を示して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金(診療1件あたり1,000円まで)を支払う「現物給付」への移行が求められているが、現物支給化は明らかに過剰な診療を招くことになり、現物支給化にすることによる費用対効果は、事務職1人分費の人員費削減効果を大きく上回ることが想定され、効果が見込めないことから現物支給は行わない。	652,883	・児童扶養手当や父母のいない児童を養育する公的年金を受給する養育者に支給する市独自の養育者支援手当などの制度について、適正な受給資格の認定を行うとともに、的確な情報提供と周知とあわせ、円滑な支給を行う。 ・返還金の発生の早期発見のため、現況届時の聞き取りを強化する。 ・返還金の滞納者については、督促、電話連絡を行っているが、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は通知連絡を行い接触の機会、納付を促していく。 ・児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額が平成30年8月分の手当から引上げされること等の制度改正について、周知するとともに適正な支給を行う。 ・児童扶養手当現況届の手続等について、平成30年度からマイナポータル(子育てワンストップサービス)を利用した受付予約を行い、利便性の向上に努める。 ・ひとり親家庭等医療費助成について、市の現在の状況では、ひとり親家庭が過剰に診療している傾向はなく、現状の償還払いの給付を続けていく。	673,642
148	255	既存	心身障がい等についての意識の啓発 S56.6~(おひさま)	障がい者支援課	・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会等への参加を支援する。	・子ども釣大会と障がい者釣大会の同時開催(平成29年6月3日、旧関宿クリーンセンター調整池、参加者71人) ・サンスマイル(平成29年7月25日、文化会館、参加者約1,100人) ・千葉県障害者スポーツ大会(平成29年5月28日、千葉県総合スポーツセンター陸上競技場、陸上競技参加選手等47人(応援等を含む))の参加について支援した。	・障がいのある人に対する理解を深めるには、できるだけ早い時期から障がいのある人となない人が地域等様々な場において交流する機会が必要である。	372 (内訳) 障がい者釣大会負担金 272 サンスマイル補助金 100	・継続的に共生社会の理念を普及するとともに、障がいのある人に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、各種行事や講演会を中心に幅広い層の参加を支援する。	524 (内訳) 障がい者釣大会負担金 424 サンスマイル補助金 100
149	256	既存	障がいを持つ子どもの社会参加の促進 S55.4~	障がい者支援課	・重度障がい者等が会合への出席、通院、訪問などの際、福祉タクシーを円滑かつ迅速に利用することにより、社会活動の範囲を広げ、障がい者の福祉の向上を図っている。	・福祉タクシー登録事業者は、61事業者(63営業所)で、内リフト付・ストレッチャー対応の事業者は、43事業者となっており、重度障がい者等の社会活動の範囲の拡大を図った。 ・子どもの登録者数は 61人でした。	・重度障がい者等の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充や車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの利用の促進を図る。	9,128 (内訳) 福祉タクシー協力費 3,313 福祉タクシー利用者助成金 5,815	・重度障がい者等の社会参加の拡大のため、登録事業者の拡充に努めるとともに、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーの導入について利用の促進を図る。	9,500 (内訳) 福祉タクシー協力費 3,448 福祉タクシー利用者助成金 6,052

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
150	257	既存	障がいを持つ子どもの相談・指導・支援体制の充実 H19.4～	障がい者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 組織改編を伴い平成26年度までの障がい者総合相談センターの業務を障がい者支援課相談支援係が引継ぎ、一般的な相談、当事者・関係者相談の実施及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援協議会を開催するとともに、通所事業所との情報共有のため連絡会を設置する。 相談支援事業所に相談支援業務を委託することで、障がい特性に配慮した相談を行う。 障がい者相談員11名に委嘱し、障がい児、障がい者の生活全般に関する相談受付を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会である子ども部会を4回開催し相談、支援体制の協議を行った。また障がい児通所事業所連絡会を2回開催し通所事業所との情報共有を行った。 子ども部会 第1回 平成29年6月29日 第2回 平成29年9月6日 第3回 平成29年12月13日 第4回 平成30年3月14日 相談支援委託業務による相談受付件数は、350件(障がい児、障がい者)、 障がい者相談員の受付相談件数708件(障がい児、障がい者) 市のホームページにおいて、放課後等デイサービス自己評価表(事業者が放課後等デイサービスガイドラインに沿い、評価及び改善内容を記載したもの)を掲載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども部会において、関係各課と保護者が相談しやすい相談窓口体制の構築について協議を実施した。 相談支援事業及び障がい者相談員による相談受付は、障がい児の保護者を含め多くの方に利用がされている。 	4135 (内訳) 委託 3,000 委託 871 報酬 264	<ul style="list-style-type: none"> 通所支援事業所間の情報交換を行い連携の向上を図る。 引き続き相談支援事業、障がい者相談員による相談受付業務を継続して実施する。 	4135 (内訳) 委託 3,000 委託 871 報酬 264
151	258	既存	心理相談・ことばの相談の充実 S63.6～	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> 臨床発達心理士・臨床心理士による個別相談 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健係受付分 心理相談 19回 実24人 延24人 子ども支援室受付分 心理相談 延277人 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども支援室の開設に伴い、心理相談は臨床発達心理士のいる子ども支援室が行うこととする。 子ども支援室の心理士により保護者の希望日にできる限り添い、早期に相談につなげることができた。 相談後に継続したフォローができるよう他機関との連携を強化する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き子ども支援室の心理士が相談を実施することにより、早期に相談に繋げ、切れ目ない支援ができる。 相談の場において乳幼児と併せて保護者の支援を保健師等が継続して行えるようにする。 適切な関係機関と連絡調整を行えるようにする。 	
152	259	既存	ことば相談室の機能の充実 S63.4～ H16.4～ (関宿ことば相談室開設)	保育課	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等の児童への個別・集団指導を行い、保護者からの相談に応じ、子育て支援の促進を図るとともに、利用希望ニーズに留意し、相談日数、相談員を確保する。また、就学に際しては、学校との連携により、相談業務のスムーズな意向を行う。 「子ども支援室」との連携により適切な支援を図る。 	<p>平成29年度 利用人数 利用件数</p> <p>野田ことば相談室 89人 1,013件</p> <p>関宿ことば相談室 57人 638件</p> <ul style="list-style-type: none"> 「就学に向けての学習会」の講演会を開催し、43名(大人38名、小人5名)の参加があった。その他、研修等への参加を通じて指導員等の資質向上と総合的な機能の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な指導訓練について、多くの希望者に対し適切に行ったが、利用ニーズの高まりに応えるため、引き続き機能の充実が求められている。また、言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できない等の発達障がいの疑いのある利用者も含めて、言語発達遅滞として一括して指導していたが、子ども支援室の開設に伴い、ことば相談室との連携等について、今後も検討していく必要がある。 言語聴覚士を雇用したことにより、指導員の知識・技術の向上を図ることができた。 	14,461	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市内在住の就学前児童について、言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに、保護者からの相談に応じることで子育て支援の促進を図る。また、就学に際しては学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について、関係機関と連携して取り組めるよう検討する。 子ども支援室が開設したことにより、発達障がいのある利用者への適切な支援をするために、ことば相談室との連携等について、引き続き検討する。 	15,077

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
153	260	新規	子ども支援室による支援の推進	保健センター	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口としてH27年10月に開設した。 要支援者には支援プランを作成し関係機関と連携のもと切れ目なく継続的に支援をすることで、妊産婦、子育てする方の不安感や孤立感の解消を図ると共に児童虐待のリスク軽減を図る。	・妊娠届出時面談：814件(プラン220件) ・転入妊婦面談数：71件(プラン21件) ・相談総数：1,671件(プラン111件) 電話相談：1,210件 面接相談：461件 (うち来庁：415件、出張：3件、訪問：43件)	未入籍、若年妊婦、外国人、精神疾患を抱える妊婦等ハイリスクなケースについてプランを作成し保健センター母子保健係や関係機関と連携し支援している。 発達に課題のある児童の相談等についてもプランを作成し、必要に応じて療育支援会議の議題にするなど関係機関と共に支援している。 今後は、庁内関係課とタイムリーにケースの情報共有できる体制づくりと、庁外関係機関との連携を強化していくことが必要である。また、発達に関する専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の配置を検討していく。	10,460	・妊産婦や子育てをする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、児童虐待の発生予防、リスク軽減の観点から、様々な相談に対応できる体制を整える。 ・切れ目ない支援のために必要な支援について、ケース検討や進行管理など、関係機関との連携を強化する。 ・作業療法士と社会福祉士(SSW)の配置により、学校や保育所等施設に専門職を派遣し、教員や保育士等に助言を行う。 ・切れ目ない支援と関係機関との情報共有ができるシステム導入を検討する。 ・子育て情報サイト「かるがもネット」を10月にリニューアルする。 ・子育ての総合相談窓口として子ども支援室があることを広く周知するためのPRを進める。	13,012
154	262	既存	障がい児教育の推進	指導課 保健センター	・特別支援教育に関する研修会を企画・実施し、専門性・資質を高める。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 ・学校の要請により、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制づくりをサポートする。	・教育委員会主催の研修会を実施し、幼、小中学校の通常学級を含めた教員の専門性を高めた。 ・野田市特別支援教育連携協議会で、福祉と教育の連携上における成果と課題を協議した。 ・学校の要請に応じ、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の体制づくりをサポートした。 ・30年度に就学予定児の保護者に対し、特別支援学校の協力のもと、ことば相談室親の会や、あさひ育成園及びこだま学園の就学説明会を7月に開催した。保護者からの就学相談等に応じ、就学に繋がるよう支援を実施した。	・市内小中学校の教職員を対象に、特別支援教育の研修会を行うことにより、障害に対する理解やユニバーサルデザインを考えた環境作りの周知を広げることができた。 ・担当課で同士で、放課後デイ等の情報共有をし、特別支援教育にかかわる支援機関を広げることができた。 ・学校の要請に応じ、スクールカウンセラーやひばり教育相談員を派遣することで、支援を必要とする児童生徒の学習支援や環境づくりを進めることができた。 ・就学予定児の殆どは、就学相談後、スムーズに進路を決定することができた。	16,411	・研修会により教員の専門性の向上を図る。 ・年間3回野田市特別支援教育連携協議会を開催し、関係機関の連携を図る。 ・学校の要請により、スクールカウンセラー、ひばり教育相談員を派遣し、学校の支援体制をサポートする。 ・特別支援学校の協力を得て、5・7月に保護者に対し、就学説明会をこだま学園で実施する。 (保健センター・子ども支援室) 今年度より保健センター及び子ども支援室に配属となった理学療法士、作業療法士及びスクールソーシャルワーカーが配置となったで、学校の要請により学校指導員への助言や支援を行う。	18,219
155	263	既存	障がい者の自立生活を目的とした施設への支援の充実	障がい者支援課	・地域活動支援センターにおいて、本市に居住している障がい者等の利用者数に応じて運営費を補助する。また、重度の障がい者が利用している場合は、重度加算分を補助する。 ・船形地区の第二の福祉ゾーンの活用として、今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図ります。	・地域活動支援センター7か所(市内4か所・市外3か所)に対して運営費等を補助した。 ・障がい者にも対応した特別養護老人ホーム「船形サルビア荘」が船形地先の第二の福祉ゾーンにおいて平成29年4月1日に開設した。	・各事業所に運営費等の補助金を交付することにより、利用者に対するサービスの向上と事業所運営が保たれた。 ・第二の福祉ゾーンについては、障がい者のためのグループホーム及び短期入所施設の整備について、協議を進めている。	54,843 (内訳) 地域活動支援センター委託料 3,000 地域活動支援センター補助金 51,843	・引き続き運営費等を補助することにより、事業所の利用者に対する支援の充実と促進を図る。 ・第二の福祉ゾーンについては、「船形サルビア荘」の入所検討委員会に出席し、障がい者の入所に配慮するとともに障がい者のグループホームの整備について、引き続き法人と協議を行う。	54,804 (内訳) 地域活動支援センター委託料 3,000 地域活動支援センター補助金 51,804

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
156	264	既存	障がいを持つ子どもの機能訓練の充実 H16～	障がい者支援課	・各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図る	・こだま学園において、外部研修として「自閉症カンファレンス」に3人、「ADOS-2臨床用研修会」に2人、内部研修では「応用行動分析コンサルテーション」に年2回で29人が受講した。(外部、内部とも他にも研修受講。) ・あさひ育成園において、外部研修として「スヌーズレン実践パートナー養成講座」に2人、「発達臨床研修セミナー」に1人、内部研修として「個別支援計画、障がい特性の理解」に4人、「行動問題の理解と対応」に5人が参加した。(外部、内部とも他にも研修受講。) ・市の理学療法士があさひ育成園で、機能訓練を実施した。	・平成27年度から、指定管理者として社会福祉法人はーとふるがこだま学園及びあさひ育成園を運営しており、更なる職員の資質向上を行うとともに、市の理学療法士が機能訓練を実施したことにより、充実が図られた。	こだま学園指定管理料 82,356 あさひ育成園26,554	・各種専門的な研修会に参加し、職員の資質向上を図る。	こだま学園指定管理料 82,619 あさひ育成園26,728
157	265	既存	障がいを持つ子どもの生活支援の充実 H14～ (ホームヘルプサービス)	障がい者支援課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等に係る支給決定を受けた障がい者で、指定居宅介護事業所において入浴、排せつ、食事の介護又は通院の介助のサービスを利用したときに要した費用の9割を支給する。	・障がい福祉サービスの支給決定を受けた児童のうち、ホームヘルパー利用者4人で435時間の利用があった。	障がいのある人が地域の中で生活を送れるようにするため、利用者それぞれのニーズに応じた在宅サービスの量的、質的な充実が必要である。	61,992 扶助費 居宅介護	・引き続き利用者のニーズに応じた居宅介護を支援する。 ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に基づきつつ、障害のある人の利用の向上を図る。	63,816 扶助費 居宅介護
158	266	既存	施設サービスの充実(福祉型児童発達支援施設こだま学園、医療型児童発達支援施設あさひ育成園等) S47.4～	障がい者支援課	・入園児の人数により、児童福祉施設最低基準に基づき、非常勤の一般職保育士等を活用し適正な職員配置を行う。	・こだま学園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、児童発達支援(利用者29人)、障害児相談支援(利用者107人)、保育所等訪問支援(利用者22人)を実施した。 ・あさひ育成園において、指定管理者が職員の配置基準を満たし、障がい児12人に対し、日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練を含む児童発達支援を実施した。	・こだま学園、あさひ育成園とも、年度途中で入園を希望するケースもあり、指定管理者と連携し、年間を通して入園希望者を受入できる体制の充実を図る。	こだま学園指定管理料 82,356 あさひ育成園26,554	・引き続き、指定管理者制度により管理、運営を行い、事業所の特性を生かした児童発達支援事業(主に知的障がい児を対象に療育を行うこだま学園、日常生活動作訓練や運動機能等の低下防止を含めた療育を行うあさひ育成園)を実施する。	こだま学園指定管理料 82,619 あさひ育成園26,728
159	267	既存	福祉カー貸出事業の充実 H2.1～	社会福祉協議会	・障がい者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車(ミニバン)及び軽自動車の貸し出しを行った。引き続き、福祉の向上を図るため実施する。	貸出実績 ・車いす対応軽自動車 252件 ・車いす対応普通自動車 87件	・市民への認知度が高まっており、年々利用実績が増加している。 ・車両の老朽化に伴い、軽自動車を購入した。引き続き、適切な利用の周知と利用促進に努める。	14,442	・障がい者(児)及び高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、車いす対応普通車(ミニバン)及び軽自動車の貸し出しを行う。(車いす対応軽自動車1台購入) ・引き続き、福祉の向上を図るため実施する。	1,523
160	268	既存	福祉用自動車(ワゴン車)の貸出の促進 S55～	社会福祉協議会	・福祉用自動車(ワゴン車)の老朽化及び利用件数の減少により、27年度をもって事業を廃止した。					

平成29年度野田市エンゼルプラン第4期計画進捗状況調査表

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
161	269	既存	車椅子等貸出事業の充実 H6～	社会福祉協議会	・市民に対して無料で車いすを貸し出す。 ・引き続き、在宅介護者に対する支援事業として実施する。	・貸出実績：522件	・貸出待機者もなく、円滑な貸出を実施できた。 ・長期的な利用者が多く、台数に限りもあるため、適切な利用の	720	・障がい者(児)及び高齢者等に対し、無料で車いすを貸し出すことにより、社会参加の促進と福祉の向上を図る。 引き続き、在宅介護者に対する支援事業として実施する。	100
162	272	既存	男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	人権・男女共同参画推進課	【事業番号101再掲】					
163	273	既存	雇用環境の整備・充実	児童家庭課 商工観光課	・野田地域職業訓練センターを活用した就業支援パソコン講習会による、ひとり親家庭の職業スキルの向上と資格取得を始め、野田市雇用促進奨励金制度、女性の就職活動支援講座の実施等、雇用環境の充実を図る。	母子家庭等就業自立支援事業(就業支援パソコン講習会) 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方を対象に、就業に結びつく技能の習得、資格を身に付けることを目的とした就業支援パソコン講習会を野田地域職業訓練センターに委託して年3回実施し、自立の促進を図った。 〔29年度実績〕 5月開講コース(夜間)H29.5.16～H29.8.25 受講者：7人 9月開講コース(夜間)H29.9.19～H29.11.28 受講者：6人 1月開講コース(夜間)H30.1.9～H30.3.27 受講者：1人 合計14人 (うち資格取得者 7人・13人・13人) 野田市雇用促進奨励金 3人に支給 女性のための就職活動支援講座 平成30年2月27日(火)開催 6名受講	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。また、講習会と併設し行われる就職準備セミナーでは、就職活動に係る履歴書の書き方や面接など、就職活動の支援に一定の効果があると考えられる。 ・受講期間が長く参加しづらいとの意見があり、参加しやすい工夫をしていく必要がある。 ・雇用促進奨励金制度や女性のための就職活動支援講座については、市報への掲載やチラシの配布等により周知を図り、活用の促進に努めた。	1,699 5,516 (うち、ひとり親37) 497 (女性向け以外の若年者、中高年者を含む)	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、受講期間が長く参加しづらいとの意見がある。そのため、平成30年度からは、利用者のスキルに応じて選択できるよう長期24回、短期12回の2コースを設定し、多様なニーズに対応する。また、パソコン講習会の中で実施していた就職準備セミナーについて、受講者を広く募集するため単独開催も行う。 ・国の新たな施策を注視しつつ、雇用促進奨励金制度の周知を引き続き実施し、ひとり親家庭の就労支援に努める。 ・ハローワーク等の関係機関との連携を図りつつ、就労支援制度の一層の周知を図るとともに、若年者を対象とした「ジョブカフェのだ」の開催等を通じても雇用の確保に取り組む。	1,725 4,984 (ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む) 497 (女性向け以外の若年者、中高年者を含む)
164	274	既存	社会教育における男女平等教育の推進 H13～	公民館	・「男性の料理教室」など、男性の生活上の自立を図っていくための講座を公民館において開催する。 ・引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図る。さらには、調理講習に限らず男性の生活上の自立を図り、子育て支援の一環としても実生活に即した講座の開設に努める。	・野田公民館	・参加者からは大変喜ばれており、多くのリピーターがあるが、一方で、一度も参加したことのない市民も多く、男女共同参画意識を醸成していくため、より一層の魅力的な講座とすることが必要となっている。	107	・29年度に引き続き、楽しみながら調理実習を行う中で、男性の生活上の自立を図っていく。また、調理実習に限らず、これまで主に女性が担ってきた家事などを男性に楽しみながら学んでもらい、家庭での生活自立を支援する講座の開設を図る。	137
165	275	既存	新制度における保育料の適正化 拡充 H23.4～ (保育料口座振替) (保育料最終改定H3)	保育課	・幼児教育の段階的無償化に向けた取組として国から示された、保育所等の利用者負担額軽減措置に基づき、システム改修を行い、29年4月分保育料から適用。 ・引き続き国の動向や経済情勢を注視しつつ、保育料の適正化に努める。	・幼児教育の段階的無償化の取組として29年4月分保育料から、市民税非課税世帯の第二子について無償化。年収360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減措置を更に拡大し、非課税世帯と同額にした。1号認定子どもについては、年収360万円未満相当の保育料を軽減。	・幼児教育の段階的無償化に向けた取組として国から示された、保育所等の多子世帯等に係る利用者負担額軽減措置に基づき、改正を行い、保育料の適正化を図ることができた。		・幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進のため、子ども子育て支援法施行令が改正されたことに伴い、市の規則の改正とシステム改修を行い、30年4月保育料から適用する。	

事業番号	掲載頁	事業区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
166	276	既存	子ども医療費助成制度の推進 H15.4～(乳幼児医療、就学前児童まで対象) H22.12～(子ども医療、小学3年生まで対象) H24.12～(子ども医療、入院:中学3年生まで対象) H27.8～(子ども医療、中学3年生まで対象)	児童家庭課	・子育て支援の一環として、小学3年生までの児童の通院・調剤費と中学校3年生までの児童の入院にかかる医療費の一部を助成するもの。 ・母子健康手帳交付時・出生届時等に助成制度の周知及び申請を行う。	子ども医療費助成 〔29年度実績〕 現物給付 267,655件 490,843,240円 償還払 2,542件 24,162,994円 合計 270,197件 515,006,234円 ・小学3年生までは通院・入院・調剤費を、小学4年生から中学3年生までは入院費を対象に保険診療自己負担分の医療費助成を行っていたが、平成27年8月診療分から、通院費と調剤費も中学3年生まで拡大し、通院1回・入院1回あたり自己負担額を200円から300円に変更した。	・県の制度に基づき適正に運用すると同時に、補助対象外となる部分について市独自で助成を実施し、平成27年8月より、通院・調剤費の助成対象年齢を中学3年生まで拡充し、所得制限は引き続き適用しないこととし、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 ・市県民税の未申告者に対しても受給券を発行しているが、未申告世帯の児童の医療費は県補助の対象外となるため、市単独での助成となることから、未申告世帯を減らすことで県補助対象が増え、市単独の助成の軽減が見込める。	536,314	・子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成30年8月診療分から3歳までの子どもに係る医療の自己負担金を全て無料とする拡充を行う。 ・子ども医療費助成制度の市県民税未申告者の扱いなど制度の周知に努めるとともに、未申告者への対策を検討する。 ・子ども医療費助成制度に係る財政措置について、国の制度がなく、各都道府県の制度の下で実施し、市町村が独自に上乗せしているため、県内においても地域間に格差が生じており、不平等が生じていることから、国が率先して全国的な制度として取り組むよう要望を続ける。	550,673
167	277	既存	児童手当支給事業の推進 H22.4～ H23.4～9 (つなぎ法) H23.10～24.3 (特措法) H24.4～(児童手当)	児童家庭課	・次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で支援することを目的に、中学校修了前(15歳到達時後最初の3月31日)までの対象となる子どもを養育している方に児童手当を支給する。	・児童手当 〔29年度実績〕 延対象児童数 221,564人 支給総額 2,420,465,000円	・制度を適正に運用し、児童手当を支給することにより、児童の健やかな成長に寄与した。 ・受給者の中には制度の趣旨についての理解不足などから、資格喪失などの要件が発生しても、届出を怠るなどにより受給を続けるケースがあり、返還金が生じた場合は、返還計画を立てるように指導し、対象者がその計画に基づき着実に返還を履行するようあわせて指導していく必要がある。	2,425,270	・児童手当の受給資格要件など制度の周知に努めて適切な運営をする。 ・国の財政制度等審議会分科会において、特例給付の廃止とあわせ、所得制限判定方法を世帯合算で判定することも提案され児童手当全体の減額とあわせ、市負担の減が見込まれるため、国の動向を注視していく。 ・国の施策である子育てワンストップサービスやマイナンバーを利用した市町村連携について、行政管理課、電算業者と連携し国の示したスケジュールにあわせ対応する。	2,418,416
168	278	既存	新制度への移行を踏まえた私立幼稚園就園奨励費補助事業の推進 S22～ H16.5(同就園奨励費補助金交付規則制定)	学校教育課	・私立幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図る。	・国庫補助対象者 1,491件、220,299,000円 ・市単独分対象者 189件、2,107,300円	・私立幼稚園就園にかかる経済的負担の軽減に寄与している。 ・市単独補助金については、他市の状況や私立幼稚園の役割を勘案しつつ実施する必要がある。	国庫補助: 220,299 市単独: 2,108	・私立幼稚園に就園させている保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため継続して実施していく。	国庫補助: 215,151 市単独: 2,766
169	279	既存	各種奨学金制度の推進 S33～	学校教育課	・野田市に1年以上住所を有し、経済上の理由で進学が困難な大学生等に対し、月額1万5千円を、就学期間中貸与する。なお、償還は卒業後5年以内で、無利息となっている。	新規利用者 大学生等 0人 継続利用者 大学生等 5人	・経済的な理由により進学や就学が困難な方の教育を受ける機会を守り、有用な人材を育成する一助とすることができた。	900	・今後も引き続き制度周知を図りながら実施していく。	900
170	280	既存	就学援助制度の推進 S22～	学校教育課	・経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	要保護・準要保護児童生徒 小学校 723人 中学校 460人 合計 1,183人	・厳しい経済状況に伴い、多くの児童生徒へ援助を実施した。 制度の周知を図る一方で、認定者のプライバシー保護に十分配慮した運用が求められている。	小学校 53,437 中学校 47,908 合計101,345	・引き続き、経済的理由によって就学困難な児童生徒について学用品費、通学用品費、給食費等を援助することにより、義務教育円滑な実施を図る。	小学校63,917 中学校50,813 合計114,730
171	282	既存	雇用環境の整備・充実	商工観光課	【事業番号163再掲】					

事業 番号	掲載 頁	事業 区分	事業名	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初 予算額(千円)
172	282	既存	「地域における子育て支援サービスの充実」及び「保育サービスの充実」	児童家庭課 保育課	【事業番号8～30参照】					
173	284	既存	ひとり親家庭等の情報提供・相談機能・支援体制の充実	児童家庭課	【事業番号142再掲】					
174	284	既存	ひとり親家庭等の就労支援の拡充	児童家庭課	【事業番号143再掲】					
175	284	既存	ひとり親家庭等の子育て支援の充実	児童家庭課	【事業番号144再掲】					
176	284	既存	ひとり親家庭等の居住支援の充実	営繕課	【事業番号87再掲】					
177	284	既存	ひとり親家庭等の養育費確保のための支援の充実	児童家庭課	【事業番号146再掲】					
178	284	既存	ひとり親家庭等の経済的支援の充実	児童家庭課	【事業番号147再掲】					

平成29年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)「進捗状況調査表

資料2

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	情報提供の充実 H16.4~	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等に対する支援策について、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により広報啓発を行うほか、母子・父子自立支援員による情報の提供や相談対応に努める。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供や相談対応を行った。 ・ひとり親家庭支援のしおりの作成(H29.7改訂版) 主な内容 ひとり親家庭支援に係る、相談、経済的支援、居住支援、就労支援、育児生活支援の各種事業、助成等の案内。 ・個別事業のリーフレットの作成 ひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭の就業支援事業、ひとり親家庭等ふれあい交流事業(そば打ち、パン作りなど)、就業支援パソコン講習会などの各種事業、助成等の案内	・離婚直後の時期にひとり親家庭等に対する支援策についての確かな情報提供を行なう必要がある。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金について、毎年のように制度変更があることからの確かな情報の収集と提供に努める。 ・資格取得等の就業支援事業は、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であり、児童扶養手当の削減にもつなげられることから、今後もさらに周知に努める必要がある。	8	・引き続き、市報、ホームページ、「ひとり親家庭支援のしおり」等により各種支援策の情報提供を積極的に行う。あわせて、早期の段階での確かな支援を行うため、29年4月から開始した「高校卒業程度認定資格合格支援事業」などの国の新しい施策や、各種支援策について児童扶養手当現況届出時等に情報提供に努めるとともに、母子・父子自立支援員が個々の状況に応じた相談を行うことで、自立に向けた意欲の向上を図る。 ・市報、HPによる広報啓発 ・母子・父子自立支援員による離婚時の支援の案内や相談時、プログラム策定時など、各種支援策の情報提供を積極的に行う。 ・ひとり親家庭支援のしおり作成(H30.8) ・ひとり親家庭就業支援事業のご案内改定(H30.6)	6	
	1	相談、支援体制の強化 H16.4~	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や問題解決のための適切な助言及び指導を行う母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の抱える様々な相談に対応する。 なお、就労などの事由により昼間市役所へ来られない方のために毎週月曜日は夜間相談を実施している。 ・母子・父子自立支援員研修 実施日:30年3月23日 内容:「離婚に伴う住民基本台帳の事務処理内容、戸籍の動き、手続の詳細など」 講師:野田市役所市民課職員 母子・父子自立支援員相談 ・29年度相談実績853件 (母子家庭835、父子家庭相談:18件)	・母子・父子自立支援員の研修を独自に実施し、スキルアップの向上に努めたが、ひとり親家庭等となって間もない家庭は多くの問題や困難を抱えており、育児や養育費、就労といった幅広い分野にわたってきめ細かに対応することが必要なため、母子・父子自立支援員の資質の向上のため、引き続きスキルアップを図っていく必要がある。 また、母子・父子自立支援員は婦人相談員も兼任しており、離婚前相談における養育費の取り決めや面会交流についてもきめ細かに対応する。	0	・母子・父子自立支援員の資質向上及び相談技能の向上や相談機能の向上を図るため、自己啓発に努めるとともに、独自の研修会の実施や県主催の研修会等に積極的に参加する。 ・相談業務は多岐にわたるため、パーソナルサポートセンターや子ども支援室等と連携して取り組むと共に、婦人相談員も兼任していることから、DV相談も人権・男女共同参画推進課と連携し対応して行く。	0	
	1	地域における支援体制の充実 H16.12~	既存	児童家庭課生活支援課	・地域社会全体でひとり親家庭を支援するため、特に新たにひとり親家庭になった世帯や要支援世帯に対し、母子・父子自立支援員と主任児童委員等による個別同行訪問を通じた見守りを実施している。 ・母子・父子自立支援員と主任児童委員による同行訪問件数 199件 ・主任児童委員連絡会等での研修(計3回) H29.6.22母子家庭訪問について、要保護児童対策について H29.10.16市外施設見学 H30.2.22ひとり親支援について、要保護児童対策について	・ひとり親家庭の実態把握については、主任児童委員等への個人情報提供を拒否する家庭も少なくなく、困難な点もあるが、児童の健全育成のため、地域での見守りを推進する必要がある。	634 (主任児童委員報償費)	・ひとり親家庭が地域社会の中で安定した生活ができるよう、ひとり親家庭となった直後の家庭や要保護児童の家庭を母子・父子自立支援員と地域の主任児童委員等とが個別に同行訪問し、見守りやニーズの把握、問題解決に向けた施策の情報提供や相談などの支援活動を実施する。 ・主任児童委員と母子・父子自立支援員の連携を図るための研修会を年2回実施する。	634 (主任児童委員報償費)	

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
1 情報提供、相談機能、支援体制の充実	1	ひとり親家庭の交流会の推進 S31.9~(母子会設立) H20.4~(情報交換事業)	拡充	児童家庭課	・母子寡婦福祉会では、「花火を楽しむ会」、「クリスマス会」等の交流事業を実施し、会員を含めたひとり親家庭や寡婦相互の交流・情報交換等を進めている。 ・母子寡婦福祉会の協力により「ひとり親家庭情報交換事業」を実施し、ひとり親家庭の交流を進めている。	・野田市母子寡婦福祉会事業 クリスマス会 72人 子どもチャレンジ広場 2,000人 情報交換事業(9回) 126人	・ひとり親家庭等は離婚直後の不安定な時期に一人で悩みを抱えることが多いため、引き続き母子寡婦福祉会への加入促進を図る必要がある。 ・「ひとり親家庭情報交換事業」について事業の周知を図り、新規企画の検討や参加促進に努める必要がある。また、若い会員のリーダーも多いため、さらにリーダーを増やし、母子寡婦福祉会の新規会員の獲得に努める。 ・イベント系事業については、母子寡婦福祉会の協力により、ひとり親家庭の様々な交流の場が設けられたが、近年では、新規会員が増えていないため子どもの年齢が上がっていることから子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編を検討する必要がある。	316 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)	・児童扶養手当窓口を活用し、母子寡婦福祉会へのひとり親家庭の加入を促進する。 ・ひとり親家庭情報交換事業については、新規企画などのニーズを把握し、開催内容の充実を図り、参加者の増加に努める。 ・母子寡婦福祉会の協力を得て実施している「ひとり親家庭情報交換事業」において、引き続きひとり親の交流に努める。 ・イベント系事業では、子どもの年齢を考慮したイベント内容への再編とあわせ、会員増につなげるための施策を検討する。	333 (情報交換事業消耗品・郵送料・委託料)
	1	母子家庭等地域生活支援事業の推進 H19.2~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上と、生活に密着した様々な法律や経済問題等の解決のため、弁護士などの法律の専門家を招いた事業を実施する「母子家庭等地域生活支援事業」を推進します。 ・平成25年度から「養育費セミナー」を改編して個別法律相談に特化し、さらに就業相談を併設して、より実効性の高い内容とした。	・主任児童委員等と母子家庭を訪問する同行訪問の際に相談を実施した。 ・また、養育費に関する専門家による相談事業として、30年2月25日(日)に弁護士2名による養育費等個別法律相談会を実施した。(29年度相談実績7人) ・母子寡婦福祉会が、月1回の専門家による「養育費相談」を実施した。(29年度相談実績20人)	・「母子家庭等対策総合支援事業」の国庫補助について、28年度から拡充が図られ養育費等相談事業も助成対象となった。 ・相談事業として一定の成果はあったが、定員に満たないことから積極的に周知して、活用を促進するため、更に啓発を図る必要がある。	58	・ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させる。特に、離婚直後のひとり親に対し相談会の活用を促す。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができると、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	156
	1	母子寡婦福祉会の財政基盤の強化 S31.9~	既存	児童家庭課	・養育費相談やイベントなどの団体事業を通じて、ひとり親家庭や寡婦の福祉増進に寄与している母子寡婦福祉会の事業を支援するため、市委託事業及び補助金の継続や公共施設への自動販売機の設置について配慮するなど、団体の財源基盤の安定を支援する。	・公共施設への自動販売機の増設実績なし 自動販売機設置状況:35施設49台	・公共施設への自動販売機の設置については新規設置の余地は少なくなっているが、引き続き配慮する必要がある。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業を精査するとともに、補助金の必要性について検討し、補助金交付要綱を制定し、対象事業を明確にした。		・野田市、社会福祉協議会、母子寡婦福祉会及び障がい者団体連絡会と行政財産の許可に基づく自動販売機の設置に係る覚書に基づき、引き続き福祉団体による自動販売機の設置を推進し、財政基盤の強化に努める。 ・母子寡婦福祉会の事業内容や市委託事業、補助金対象事業の状況を精査し、財政基盤の状況とあわせ、補助金交付要綱に基づき対象事業に対し適正に使用されているか、実施内容を確認する。	

基本 目標	事業番号	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予 算額(千円)
2 就業 支援 の 拡 充	2	関係機関による連携の強化 (就業支援事業の推進) H16.4~	既存	児童家庭課	・ハローワークや市の無料職業紹介所等との連携を推進し、ひとり親家庭等のニーズに適した求人情報の収集、開拓に努めるとともに、児童家庭課の窓口において、求人情報の提供を行うことで、ひとり親家庭等の職業適性に合った就業支援に努める。	・ハローワークや市の無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、平成28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更し実施した。 ・H29年度啓発活動訪問事業所件数23件	・依然として雇用環境と経済的な状況が厳しいため、ひとり親家庭等の雇用と収入の増に結びつく情報の提供に努める必要がある。 ・事業の見直しを行ったひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の種類や情報提供の方法を検討する必要がある。		・引き続き、ハローワークや市の無料職業紹介所と連携を図るとともに、野田市パーソナルサポートセンターと児童家庭課の母子・父子自立支援員との連携により、自立に向けた総合的な相談を行う。 ・ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動について、ひとり親就業支援事業の状況にあわせて職種を選定し、就業相談において情報を提供する。	
	2	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化 H19.10~	拡充	児童家庭課	・母子家庭の母の就業を支援するため、個々の母子家庭の状況、ニーズに応じたきめ細かな自立・就労支援を推進する「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を実施する。 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行により、平成25年度から父子家庭も支援の対象としている。	・16人策定 (うち、父子家庭の父 0人) 就業実績 正規雇用 : 3人 非正規雇用: 10人	・個々のニーズに応じて、きめ細やかな就業支援を実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業により、ひとり親家庭の雇用促進に効果を上げた。 ・母子家庭においては、依然として就労収入が低いため、経済的自立に向け収入増につながる支援をする必要がある。	825	・母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進にあたり、収入増につながる支援として、個々の状況とニーズに応じ、資格取得のための情報提供や取得に集中できる生活環境に関する相談など、総合的な支援のためのプログラムを策定して行く。 ・アフターケアとして、同プログラムで就業した後においても、その後の状況を維持し、又は更なる目標が設定できるよう、面談等の定期的な相談支援を実施する。 ・25年度から新たに支援対象となった父子家庭についても制度周知に努める。	777
	2	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業の活用 H18.4~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の親が、看護師、保育士など就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格取得のため、修学期間に促進費を支給する「高等職業訓練促進給付金」及び修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業の活用促進を図る。	・母子家庭等高等職業訓練促進給付金 支給人数:9人 (資格の種別) 看護師5人、准看護師1人、作業療法士1人、教員1人、保育士1人 ・母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金 支給人数:1人 (就業実績) ・正規1人	・長期の修学期間を支援することで高度な技能を習得できる本事業は、正規雇用に結び付いた実績を挙げており、より高い収入と安定した雇用を得ることに効果的であることから、今後も周知に努める必要がある。	7,634	・30年4月から、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合も対象とできる制度改正がされたことから、さらに利用促進を図る。	13,116
	2	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業の活用 H16.7~	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭の、より高い収入と安定した就業に向けた、自主的な能力開発の取組を支援するため、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」を実施している。	・2人に支給 (資格の種別) 介護職員初任者研修2人	・市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、支給額を受講料の20%(上限10万円)から60%(上限20万円)に引き上げられ事業が拡充されたことから、さらに利用の促進を図る。 ・25年4月から父子家庭の父も支援の対象となっており、さらに制度の周知に努める。	100	・父子家庭も含め、引き続き事業の周知に努め、利用促進を図る。 ・H29年度より、国の制度改正に伴い、雇用保険法の一般教育訓練給付金(20%上限10万円)の受給資格者に対しても、当該制度の給付金(60%上限20万円)との差額(40%上限は国の制度と合わせて20万円)を支給する拡充がされたことから、さらに周知を図る。	137

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
2 就業支援の拡充	2	在宅就業推進事業導入の検討 未実施	既存	児童家庭課	・国の「在宅就業推進事業」は、在宅での就業希望者や、在宅就業において必要とされるスキルアップの希望者を対象としたセミナーの開催など、在宅就業に関する基本的なノウハウを提供し、コーディネートする事業であり在宅就業希望者等に必要な支援を行うもの。	・在宅就業について母子・父子自立支援員の就労相談においても相談の実績はなく、ニーズは低い。	・平成25年度の意識調査の結果では、母子家庭の母が仕事を变えたい場合、在宅での仕事を希望する割合は2%とニーズが低い状況である。 ・市内においては、在宅就業を実施している企業を見つけるのが難しい。また、パソコンを利用した在宅業務では経理データの入力やホームページの作成など高いスキルが必要となるが、仕事量が不確定のため収入の安定性が低い。		・現在のニーズは低いものの、パソコンを利用した在宅起業やデータ入力など、ひとり親家庭に適した新たな在宅就業の形態についても積極的に情報収集し、就労相談において提供していく。また、児童扶養手当の現況届出の機会に、ニーズの動きを把握していく。	
	2	雇用促進奨励金の活用 H15.4~	既存	商工観光課	・公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃金の10%(限度額15,000円)を奨励金としてを交付することで雇用の促進を図る。	・野田市雇用促進奨励金 ひとり親を雇用した事業主に対して3人の奨励金を交付した。 軽作業 3人	・ひとり親家庭の雇用促進として効果があると考えられるが、まだまだ周知されていない状況であるため、事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がある。	5,283 (うち、ひとり親129)	・引き続き、市内の各事業主や関係機関に対して、当事業の活用促進を図るため、さらなる制度の周知に努め、ひとり親家庭の雇用の促進に努める。	4,984 (ひとり親以外の高年齢者、障がい者を含む。)
	2	職業訓練の強化 H16.1~	拡充	児童家庭課 商工観光課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、就業に必要な知識や技能の習得を図る就業支援講習会について、野田市職業訓練センターに委託して実施している。また、受講料に係る経済的負担を軽減するとともに、託児サービスを母子寡婦福祉会の日常生活支援事業で提供するなど受講しやすい環境づくりに配慮している。 25年度からは、パソコン操作に係る資格取得の講座をニーズの多い夜間のコースで年2回開催し、面接や履歴書の書き方などを指導する「就職準備セミナー」を併設して事業効果の拡大を図っている。	・就業支援パソコン講習会と就職準備セミナー 受講者数 14名 うち資格取得者数 ワード 13名 エクセル 13名 受講時の職場でスキルアップ 5人 (参考:H28年度) 受講者数 16名 うち資格取得者数 ワード 14名 エクセル 11名 新規就業(資格を活用) 1人 (正規雇用0人 非正規1人) 受講時の職場でスキルアップ 1人 (パートから正社員1人)	・受講者が意欲的に取り組み資格取得率も高い結果となった。資格を活用できる職種への就業に結びついている現状があり、ひとり親家庭の就労支援として一定の効果があると考えられる。 ・講習会と併設し行われる就職準備セミナーでは、就職活動に係る履歴書の書き方や面接など、就職活動の支援に一定の効果があると考えられる。 ・当該講座は受講期間が約3ヶ月(24回)と長く参加しづらいとの意見から、29年度は、受講期間をレベルにより分けて(初心者24回、中級者18回、上級者12回の3コース)参加しやすい工夫を行った。	1,699	・引き続き、就職希望の多い事務職に欠かせないスキルであるパソコン技能の取得に向けた講習を実施していくが、受講期間が長く参加しづらいとの意見がある。そのため、平成29年度から利用者のスキルに応じて選択できるようにし、30年度は、長期24回、短期12回の2コースを設定し、多様なニーズに対応する。 ・パソコン講習会の中で実施していた就職準備セミナーについて、受講者を広く募集するため単独開催も行う。 ・ひとり親にアンケート調査を行い、パソコン以外の就業支援についての要望等の把握を行う。	1,725

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
2 就業支援の拡充	2	無料職業紹介所と連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と情報提供 H22.5~	拡充	商工観光課 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 市の無料職業紹介所において、ひとり親家庭のそれぞれの職業適性に配慮した職種の情報提供に努めている。 平成22年度から、ひとり親家庭等の求職活動を支援するため、市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携し、市内の事業所を訪問して、ひとり親家庭の雇用を促進するための啓発を行い、ひとり親家庭向けの求人開拓を行うことで職業適性に配慮した職種の提供に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の無料職業紹介所の職業相談員と母子・父子自立支援員が連携したひとり親家庭向け求人情報の開拓と雇用啓発を行っていたが、事業の見直しを行い、28年7月から、ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動に変更した。 訪問事業所数 23社 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の見直しを行い、28年7月から実施しているひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度の啓発活動では、訪問する事業所の職種や、情報提供の方法を検討する必要がある。 ひとり親家庭の雇用への理解と奨励金制度については、認識が低いことから、周知を図る必要がある。 	4,480 (母子・父子自立支援員報酬)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親の雇用を促進するためには、雇用への理解と奨励金の活用への啓発は必要であり、ひとり親に特化した訪問活動を行う。 引き続き、求人情報の提供や、職業紹介業務については、無料職業紹介所に協力してもらい、情報の提供に努める。 事業所の職種の選定については、ひとり親家庭就労支援に係る資格取得などにあわせ、収入増につながるような内容の収集に努める。 収集した事業所の情報については、自立支援プログラムの策定や窓口での就業相談等において情報提供を行う。 	4,860 (母子・父子自立支援員報酬)
3 子育て支援の充実	3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進 H16.4~ H23.10~(拡充)	既存	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等において、自立のための修学や疾病等の理由により、一時的に日常生活を営む上で支障が生じている場合など、家庭生活支援員を母子寡婦福祉会に委託により派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行っている。 また、求職活動時に保育所を入所申請している場合や残業時に対応するホームヘルプサービスを本事業において実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援 5人延べ38日 225時間 (内保育所待機時利用 実績なし) 生活援助 実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン講習会や講演会、法律相談の託児は予定が立てやすく支援員の協力により適正に対応することができたが、急な要望の場合は、支援員の手配が難しく対応できない現状もあることから、利用者の要望に応えたいよう検討が必要である。 母子家庭等が安心して子育てをしながら、求職活動や就業を行うため、保育所入所申請時の待機時に対応できるよう23年10月より事業の拡充をしたが、本事業のニーズはあるものの、27年度から保育所でもひとり親家庭の優先入所に加え、求職中や職業訓練中についても入所要件が拡充されたため、利用自体は減少しているが、当該事業では利用負担額が安価であり、非課税世帯では無料となることから、利用者の経済状況も含め制度の周知が必要である。また、平成28年4月から、国の制度改正に伴い、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大され、併せて周知を図る必要がある。 	472	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、ひとり親家庭等が安心して子育てしながら仕事や求職活動をするために有効な事業であり、更に市の制度が28年4月から国の制度改正に伴い改正され、定期的な就業上の理由による残業等についても支援が拡大されたことから、母子寡婦福祉会や保育課等の関係機関と連携するとともに、引き続き、母子・父子自立支援員の離婚直後の面談時や就業等の相談時に、事業の一層の周知に努める。 利用者からの要望に応えるため、個々の支援員の情報(資格、対応範囲、対応時間)をデータ化し、迅速で的確な支援に繋げる。 	1,254

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
	3	保育所、学童保育所における児童の受入の円滑化 H15.4～(保育所) S40.12～(学童保育所)	拡充	児童家庭課 保育課	・27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」により、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく配慮義務として、ひとり親家庭の優先利用が行われるよう調整指数の加点をする措置を講じている。	・保育所においては、27年度に引き上げた指数で利用調整を行い、ひとり親家庭の入所の円滑化を図った。 ・学童保育所において、求職中や職業訓練中の家庭での児童の保育状況等を加味し、1か月間単位の入所を認めている。 ・ひとり親家庭の入所実績 保育所 333人 学童保育所 357人	・保育所においては、ひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中においても柔軟な受入れを行った。 ・学童保育所について、求職中や職業訓練中の家庭の児童は1ヶ月間の入所が認められている。また、入所希望者は全て入所することが出来ている。		・保育所において、今後もひとり親家庭に優先的な入所の配慮を行い、求職中や職業訓練中において柔軟な受入れを行うとともに必要度の高いひとり親家庭については、斡旋等を行う。 ・学童保育所について、引き続き求職中や職業訓練中においても柔軟な受け入れを行い、ひとり親家庭の経済的自立への支援を図る。	
3 子育て支援の充実	3	保育所、学童保育所における延長保育の充実 H13.4～(学童保育所) H15.4～(保育所)	既存	児童家庭課 保育課	・全保育所において、午前7時から午後7時まで延長保育を実施している。また、指定管理の保育所、私立保育所及び事業所内保育所では午後8時まで、一部の保育所では午後8時以降の保育を実施している。 ・民間委託した学童保育所においては、保護者の申出により午後7時まで保育時間を延長している。	・子ども・子育て支援新制度施行により、保育標準時間の原則的保育時間は、午前7時から午後6時までとなり、午後6時を超えた時間を延長保育としている。 ・延べ利用児童数 公立 (月極利用) (日割利用) 午後7時まで 2,136人 9,707人 午後8時まで 174人 23,147人 午後9時まで 0人 78人 午後10時まで 0人 2人 計 2,310人 12,934人 私立 (月極利用) 午後7時まで1,434人 午後8時まで 420人 計 1,854人 ・学童保育所児童延べ数 委託学童 13,350人(20施設) 直営学童 4,215人(14施設)	・保育所における延長保育の実施時間の拡大については、実績が少なくなっている現状があるので、今後の利用状況を見極めながら検討する。 ・民間委託した学童保育所については、保育時間を引き続き午後7時までとする。また、直営学童保育所の保育時間についても平成27年9月より、平日は午後7時までとし、平成29年の夏休みからは、開所日のすべてを午後7時までとしました。		・引き続き全保育所で延長保育を実施する。 ・民間活力を導入したことで、延長保育事業の拡充が図られているが、今後、延長時間の拡大等については、これまでの実績を踏まえ、今後の利用ニーズを検討する。 ・学童保育に関して、全ての学童保育所の開設時間が統一したことを広く周知する。	
	3	保育所における休日、一時保育、病児・病後児保育の充実 H15.4～(休日) H15.11～(病児・病後児) H18.4～(一時保育)	既存	保育課	・日曜・祝日等の保護者の就労等の理由により家庭で保育をすることが困難な場合となった乳幼児の保育を行う休日保育を2保育所で実施している。 ・保護者の疾病等により家庭で保育することが一時的に困難となった乳幼児の保育を行う一時保育を、私立保育所において実施している。 ・病気又は病気回復期のため集団保育ができず、家庭での保育ができない児童の保育ができない児童の保育を行う病児・病後児保育を実施している。	・休日保育 コピープリスクール あたご保育園 延べ 406人 尾崎保育所 延べ 48人 ・一時保育 聖華保育園 延べ 1,050人 ・コピープリスクール せきやど保育園 延べ 178人 アスク七光台保育園 延べ 100人 コピープリスクール さくらのさと保育園 延べ 405人 聖華未来のこども園(幼稚園型)延べ 380人 ・病児・病後児保育 小張総合病院「ひばりルーム」 延べ 354人	休日保育・一時保育 ・就労、家事、子育ての負担を一人で背負うこととなる、ひとり親家庭への保育サービスについて、多様なニーズを把握しながら充実を図る必要がある。 病児・病後児保育 ・開設日数293日に対して、利用した人数が354人となっており、一日平均利用人数が1.21人となっている。実際の利用人数には偏りがみられるものの、定員4人に対して余裕がある日もあることから、引き続き利用に関する周知を行う必要がある。但し、感染症により、利用を断った事例もあるので、感染症対策への検討及び利用の制限等についても、検討する必要がある。	5,981	休日保育・一時保育 ・多様な保育サービスの周知を図り、利用促進に努める。 ・利用児童数の推移を注視しながら、利用ニーズを把握し、定員や実施施設について検討する。 病児・病後児保育 ・利用者の利便性の向上に配慮すると共に、感染症における対応の検討する。また、利用の制限等について理解を得るための周知を図る。	5,981

平成29年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)「進捗状況調査表

資料2

基本 目標	事業番号	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予 算額(千円)
3 子育て 支援の 充実	3	児童の居場所づくり H14.7~(委託)	既存	児童家庭課 学校教育課	・親の就労時間中等に親不在の状態 で家庭にいることの多いひとり親家 庭の児童の健全育成を図るため、子 ども館などの地域の社会資源や人的 資源を活用した児童の居場所づくり の推進に努めている。	・子ども館利用者数 77,676人 ・うち委託日 12,888人 (月・火・祝)	・ひとり親家庭の児童の見守りな ども含め、放課後の過ごし場所と して、子ども館などの利用促進を 図る必要がある。		・子ども館で、異年齢の交流を深 めるための行事を検討し、より利 用し易い環境を構築する。 ・子どもの居場所づくり、貧困対策 として、NPO法人等の実行委員会 が実施している「こども食堂」につ いて、食材提供の協力依頼などの 支援を行う。	
	3	招待事業の充実	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の児童の福祉の向上 のため、母子寡婦福祉会が実施する ひとり親家庭等の児童などの招待事 業(親子ふれあい研修)への参加を 推進している。	親子ふれあい研修(年2回) ・ふなばしアンデルセン公園 49人 ・ディズニールランド 100人	・母子寡婦福祉会の事業により、 ひとり親家庭等の交流が図られて いる。 ・ディズニールランドは人気があり、 参加者も多く、チケット代の補助な どをしているが、さらに、参加費の 徴収額を減らすなど、会の魅力を 高め、会員増につなげるなど検討 が必要である。 ・近年では、新規会員が増えてい ないため子どもの年齢が上がって いることから、場所の選定等、子 どもの年齢を考慮していく必要があ る。	430 (団体補助 金)	・引き続き、ひとり親家庭等の児童 の福祉の向上を図るため、母子寡 婦福祉会において実施している招 待事業の推進を図る。 ・参加費の徴収額を減らしたり、子 どもの年齢を考慮した場所の選定 など、会員増につなげるための施 策を検討する。 ・親子ふれあい研修(年2回)の実 施予定。 (第1回)未定 (第2回)未定	430 (団体補助 金)
	3	ファミリー・サポート・センター の利用促進の強化 H14.1~	既存	児童家庭課	・ひとり親家庭の育児負担の軽減と 育児と仕事の両立を支援するファミ リ・サポート・センター事業の周知 を図るとともに、市町村民税非課税 世帯等を対象にした利用料助成制度 の周知を行うことで、事業の活用促 進に努めている。平成23年度から は、ひとり親家庭(ひとり親家庭医療 費助成金受給資格者)に対しても利 用料助成の対象としている。	・利用料助成登録 22世帯 (うちひとり親世帯 16世帯) ・延利用 1,462.7時間 (うちひとり親世帯 626.4時間)	・ひとり親家庭の子育てに係る負 担の軽減に効果をあげていると思 われるが、助成利用者が固定、長 期化する傾向があるため、新規利 用者開拓のため、引き続き制度の 周知を図る必要がある。あわせて 利用会員の児童年齢が小学6年 生までに拡大されたことについて も周知する。	513	・制度の周知を広く一般に向けて 市報に掲載するほか、既にファミ リ・サポート・センター会員であ る方にも改めて機関紙を通じて事 業内容を周知し、利用の拡大に努 める。 ・登録手続きの簡素化、市窓口で の申請受理、利用会員の児童年 齢を小学6年生まで拡大したこと について周知を図る。	514
4 居住 支援の 充実	4	市営住宅におけるひとり親家 庭向け住戸の確保 H5.4~	既存	営繕課	・市営住宅において、ひとり親家庭向 け住戸を確保する。	・29年度において8戸のひとり親家庭 向け住戸の募集を行ったが、入居者 はいなかった。年度中に1戸が該当 ではなくなったため(退去)合計では 14戸となっている。	・ひとり親向け住戸を確保しても該 当世帯が退去したり子供が20歳に なり、ひとり親家庭でなくなるケー スが出てくるので、当該住戸の状 況を把握して市営住宅募集時に ひとり親家庭向け住戸を適切に割 り振っていく必要がある。		・募集戸数などを考慮しながら、ひ とり親向け住戸を用意するが、30 年度第1回目の募集において4戸 予定している。	

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額 (千円)
4 居住支援の充実	4	市営住宅における多回数落選者の抽選率優遇の検討	既存	営繕課	・一定回数以上連続して落選している応募者で、特に住宅困窮度が高いと認められるひとり親家庭については、当選確率が高くなるような措置を検討する。	〔6月募集 入居状況〕 世帯区分(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯 (0/1) 0% 抽選会前辞退 ・高齢者世帯 (3/4) 75% ・障がい者世帯 (0/1) 0% 抽選会前辞退 合計 (3/6) 50% 〔12月募集 入居状況〕 世帯区分(当選者/応募者)当選率(%) ・母子父子世帯 (0/0) 0% ・子育て世帯 (1/1) 100% ・高齢者世帯 (2/5) 40% ・障がい者世帯 (1/1) 100% 合計 (4/7) 57%	・29年度の応募者で落選されたひとり親家庭は0件(応募者1件)ですが、過去に多回数落選した応募者はいない状況である。 今後、応募状況により、一定回数以上連続して落選するひとり親家庭が増えるような場合は、同じように落選している他の住宅困窮者(高齢者、障害者)との公平性に配慮しつつ、当選確率が高くなるような措置を検討する。		・応募状況により優遇措置について引き続き検討する。	
	4	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業の推進 H17.8~	既存	営繕課	・家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」「連帯保証人がいない」などの理由で市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援する「住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を実施している。	・相談件数 0件 (内ひとり親家庭 0件) ・利用申込状況 0件 ・相談等により賃貸借契約を締結した件数 0件 ・入居保証料助成利用 0件	・現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっている。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題がある。	0	・引き続き制度の周知を図り、協力不動産店の情報を利用者に提供する等、継続して支援を実施する。 ・利用者の経済的負担を軽減するため、保証料の助成額(限度額)を増額し対応する。	40
	4	ひとり親家庭等及びDV被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業の推進 H17.4~	既存	営繕課	・緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及びDV被害女性、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を図る。	・相談件数 11件 ・助成件数 7件 (内訳) ひとり親家庭 7件	・賃貸借契約時に要する費用の一部を負担することで、入居時の経済的負担軽減を図ることが出来た。	697	・引き続き制度の周知を図り、継続して支援を実施する。	1,900
	4	DV世帯における母子生活支援施設を活用した自立の促進 H22.4~	既存	人権・男女共同参画推進課 児童家庭課	・同伴児を抱えるDV被害女性がシェルター退所後、被害女性自身が児童の監護も十分にできず、自立心に欠けるなどのケースでは、児童の監護や生活を支援・指導をしながら、自立に導くため、母子生活支援施設の活用を図る。	・29年度は市のシェルター入所実績なし。県のシェルター入所者は、同伴児なし。 ・シェルターへ入所しないケースのなかで、同判児のいるDV被害女性より母子生活支援施設への入所希望があり、施設見学等の対応にあたったケースがあったが、結果的に入所に至らず、母子生活支援施設の利用は実績なし。	同判児を抱えるDV被害女性は、単独での自立が困難で、かつ本人の子育て能力が低下していること等を踏まえ、生活再建を図るため、母子生活支援施設への入所等、段階的継続的な支援が求められる。 そのため、本人の入所意思及び自立意欲等を見極めつつ、個々のケースに応じたきめ細やかな対応とともに、母子生活支援施設の活用を図ることが必要と考えられる。	0	引き続き、一時保護後、同伴児を抱えるDV被害女性の状態に合わせて、母子生活支援施設の活用を図る。	414

基本 目標	事業番号	事業名	事業 区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予 算額(千円)
5 養育費確保のための支援策の推進	5	養育費等相談体制の充実 H16.1~	既存	児童家庭課	・養育費等の問題の解決を図るために、母子寡婦福祉会が実施する「無料法律相談」を支援するとともに、児童扶養手当の申請窓口を活用して、母子・父子自立支援員が養育費等の相談に応じる。 ・子どもの健全な成長に資する施策として「面会交流」に係る県の事業を紹介するなど、教育費以外の相談についても積極的に対応する。	・母子寡婦福祉会による法律相談 ○無料法律相談 (29年度実績) 実施 :10回 相談者:20名 相談員:法律専門家1名	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、継続して養育費を安定して取得するための施策が必要である。また、面会交流も活用し、養育費の取得につなげることも必要である。		・母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「無料法律相談」と母子・父子自立支援の相談や養育費等個別法律相談会と連携させ引き続き支援するとともに、当該事業の周知・活用の促進に努める。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるとともに、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。 ・また、無料法律相談を、母子・父子自立支援員による相談への切り替えの検討も含めて、日頃、窓口において様々な相談内容に対応できるよう県の講習会等を活用し、母子・父子自立支援員の相談スキルの向上に努める。	
	5	広報、啓発活動の推進 H16.1~	既存	児童家庭課	・養育費取得に関して分かりやすく解説した「養育費取得のしおり」や「無料法律相談事業」のパンフレットを児童扶養手当の窓口で活用し、養育費取得等の問題解決に向けた支援に関する広報、啓発に努める。	・窓口において「養育費のしおり(野田市版)」と「無料法律相談」のチラシを配布 ・個別法律相談の市報掲載	・依然として養育費を取得できるケースが少ないため、引き続き養育費を安定して取得するための施策が必要である。	8	・引き続き、児童扶養手当の窓口などを活用して「しおり」を配布し、制度や相談事業の説明を行うなど、養育費の取得等の問題解決に向けた情報提供を行うとともに、相談事業に関するニーズを把握する。	6
	5	弁護士による養育費取得等に関する個別法律相談会の実施 H19.2~	拡充	児童家庭課	・養育費の取得など法律の問題について、弁護士が個別相談を行う「個別法律相談」を実施する。 平成25年度から「養育費セミナー」を改編し、弁護士による養育費問題など法律全般に関わる個別相談のほか、母子・父子自立支援員による就業相談など併設した内容とした。	・養育費等個別法律相談会 (29年度実績) 実施日:30年2月25日(日) 相談者:7名 相談員:弁護士2名	・休日に養育費等個別法律相談会と希望者には母子自立支援員による就労相談を併せて実施したことにより、よりの確にニーズに応えることができた。 ・弁護士による無料の個別法律相談が受けられる貴重な機会であるが、定員に満たないことから、児童扶養手当の窓口などの機会を捉えて、積極的に周知していく必要がある。	50	・ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、法律の専門家による養育費等個別法律相談会は効果的であり、母子・父子自立支援員との相談から母子寡婦福祉会が取り組む月1回の「養育費相談」と「養育費等個別法律相談会」を連携させるため、相談回数を増やす。特に、離婚直後のひとり親に対し相談会の活用を促す。 ・養育費の取得の向上は、児童扶養手当の削減につなげることができるとともに、日常の母子・父子自立支援員の相談の際や、児童扶養手当現況届の受付の際に、養育費の取得状況を聞き取るなどして、法律相談の一層の事業周知に努める。	150

平成29年度 野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン(第3次改訂版)「進捗状況調査表

資料2

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額(千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額(千円)
6 経済的支援の推進	6	児童扶養手当等の支給事業の適正な推進 S37.1~ H15.4~H22.7(父子手当)	拡充	児童家庭課	・ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、児童扶養手当等の情報提供に努め、円滑な支給事務を推進する。 ・平成22年8月から父子家庭も児童扶養手当の支給対象となったことから、野田市独自の「父子家庭等支援手当制度」を「養育者支援手当制度」に改編し、父又は母が監護しない児童を養育する公的年金受給者のセーフティネットの役割を果たしている。	・児童扶養手当 受給者数1,270人 ・養育者支援手当 受給者7人	・児童扶養手当等の的確な情報提供を行うと同時に、居住実態、同居人などの状況を判断し適切に支給する必要がある。また、事実婚などにより返還金が生じている場合があるため、返還計画に基づき着実に返還を履行するよう指導していく必要がある。 ・28年4月から国の制度改正に伴い、2子目以降の子どもに対して手当加算額の拡充があったことから、適格な情報提供と周知に努める。	629,240	・適正な受給資格の認定を行うとともに、円滑な支給と返還金の対応に努める。 ・返還金の滞納について、督促の通知や電話連絡の他にも、福祉事業の観点から、滞納者の状況確認も含めた訪問を実施し、訪問による面会や不在の場合は、封入の上不在通知連絡を行い、接触の機会、納付を促していく。	647,969
	6	母子福祉資金貸付金・父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金制度等の活用促進 S28.4~	拡充	児童家庭課	・母子家庭及び父子並びに寡婦の自立や児童の修学などに様々な用途に重要な役割を果たしている母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金の貸付制度等の活用促進を図るため、制度に関する情報提供を行う。 ・貸付者である県の審査等が円滑に進むよう、相談者の支援に努めている。 ・平成26年10月から父子家庭についても貸付の対象となった。	・母子寡婦福祉資金貸付件数 新規申請：1件	・貸付金を効果的に活用するため、高等職業訓練給付金などの就業支援事業等と組み合わせた利用を推進する。 ・全国的に返済金の滞納が増加している報道もあり、相談者には制度の説明をしっかりと行い、計画的な返済に協力してもらう必要がある。 ・円滑に資金の貸付業務を行うため、県の審査機関である健康福祉センターと密に連携する必要がある。		・ひとり親家庭等の経済的自立に資する事業として、貸付金を効果的に活用できるよう返済計画の作成や他の制度の紹介なども組み合わせた相談を行い、きめ細かな支援を行う。 ・また、貸付業務については、県の審査機関である健康福祉センターと連携し、円滑な貸付対応に努める。 ・28年4月より、福祉資金貸付金の拡充により、ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合の貸付利率が引き下げられたことから、更なる活用促進を図る。 ・保証人がいない場合 年1.5% 改正後:年1.0%	
	6	保育所、学童保育所の保育料の減免制度の周知 S46.4~(学童保育所) H16.4~(保育所)	既存	児童家庭課 保育課	・ひとり親家庭になった場合の保育所保育料については、ひとり親の前年度の所得を算定基礎として見直すため、減額になる場合がある。また、国の措置により、28年4月分保育所保育料から年収約360万円未満のひとり親世帯等への軽減が拡大した。 ・学童保育所の保育料についても所得に応じて、減免措置を講じており、市報、市ホームページ等により制度の周知を図っている。	・ひとり親家庭となって減額された件数 保育料 22件 学童保育料 14件 ・ひとり親家庭で保育所保育料が年収約360万円未満で軽減が適用された件数 115件	・ひとり親になった場合の減免措置については、ひとり親家庭になった申出の翌月分から保育所等保育料の見直しを行うので、入所案内等において周知を図っているが、新たにひとり親になり、入所を希望している家庭では「減額や減免制度を知らない」という声もあるため、更なる周知を図る必要がある。また、保育所等からも家族構成の変更手続きについて案内を図る必要がある。		・保育所の保育料について、ひとり親等の保護者負担の軽減措置が関係する家計の主宰者の認定基準(同居の祖父母合算基準)を見直しを検討する。 ・ひとり親家庭になった場合には、保育所保育料の減額、学童保育料の減免措置について、入所案内、市報、ホームページなどの情報媒体で周知していく。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し減免制度の周知に努める。あわせて、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用(保育所及び学童保育所の保育料の減免制度)についても周知を図る。	

基本目標	事業番号	事業名	事業区分	担当課	事業内容及び方針	29年度実績	評価及び課題	29年度決算額 (千円)	30年度の事業内容	30年度当初予算額 (千円)
6 経済的支援の推進	6	ひとり親家庭等医療費助成制度の見直し S52.4~ H22.4~(見直し)	既存	児童家庭課	・医療費による経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭の父又は母等とその児童が、病気などで受信した際の保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する「ひとり親家庭等医療費助成制度」の推進に努めている。	・延受給者数 1,671人 (事業内容) ・18歳到達後の最初の3月31日までの児童がいるひとり親家庭の方が、医療機関を受診した場合、医療保険が適用される医療費の自己負担額のうち、入院費については食事療養費・生活療養費標準負担額を除いた額を、また、通院・調剤費については診療又は調剤報酬明細書1件につき、1,000円を除いた額を助成する。 所得制限あり。	・現状の助成方法は病院窓口で一旦、保険診療自己負担分を支払い、後で児童家庭課窓口で領収書を示して償還払を受ける方法だが、ひとり親家庭等の利便性を図るため、受給券を病院窓口で提示して助成制度の自己負担金(診療1件あたり1,000円まで)を支払う「現物給付」への移行が求められているが、現物支給化は明らかに過剰な診療を招くことになり、現物支給化にすることによる費用対効果は、事務職1人分の人件費削減効果を大きく上回ることが想定され、費用対効果が見込めないことから現物支給は行わない。	23,383	・市の現在の状況では、ひとり親家庭が過剰に診療している傾向はなく、現状の償還払いの給付を続けていく。	25,439
	6	未婚の母・父への寡婦・寡夫控除のみなし適用 H27.9~	新規	保育課 児童家庭課 営繕課 学校教育課	・未婚の母及び父については、児童扶養手当の支給、就労支援、保育所入所申請時における優先的な配慮など、ひとり親家庭に対する支援施策において異なる扱いはありませんが、税法上では寡婦控除及び寡夫控除の対象となっておらず、保育所保育料など税額が算定の基準になっている制度では、離婚や死別でひとり親家庭になった方よりも高額な負担となる場合がある。 税法における取扱いについては国においても様々な議論があり、今後の動きを注視していくが、保育料などの算定にあたり、未婚の母及び父に寡婦控除及び寡夫控除を「みなし適用」することは、子育てと生計を一人で担う苦勞を背負うひとり親家庭に対して共通する支援施策の一つとして、本プランの趣旨に合致することから、負担軽減につながる事業として適用するように取り組んでいく。	・保育料について、みなし寡婦控除を適用して計算した。 保育所保育料 36件 学童保育所保育料 3件 ・市立幼稚園保育料、私立幼稚園就園奨励費補助金、市営住宅家賃のそれぞれの事業についても、パンフレットや通知と併せ、みなし寡婦控除を周知しているが、実績はなかった。	・保育所入所継続のための現況届の提出時にみなし寡婦控除について再度周知及び申し出を実施。 ・新たに保育所の入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育料について、みなし寡婦控除を実施するにあたり、入所案内及び入所決定通知書配付時に周知を図る。		・保育所保育料(4月~8月分)については、みなし寡婦控除を適用して計算した対象世帯数 11件 ・保育所保育料について、30年9月分から31年3月分の保育料額を切り替えることから、改めて制度の周知を行い、負担軽減に努める。 ・新たに入所を希望するひとり親家庭に対しては、窓口相談や児童扶養手当等の申請時を利用し、未婚のひとり親への寡婦・寡夫控除のみなし適用についても周知を図る。 ・学童保育所の保育料減免制度について、引き続きみなし寡婦控除を実施するとともに入所案内等で周知を図っていく。 ・国が児童手当等の寡婦・寡夫控除のみなし適用の導入を予定していることから、国の制度改正を注視していく。	

資料 3 - 1

子ども・子育て支援に関するニーズ調査について

1 調査の目的

子ども子育て支援法第 61 条に基づき策定する「子ども・子育て支援事業計画」を包含する「野田市エンゼルプラン(第 4 期計画)」の計画期間が平成 31 年度末で終了することから、時期計画策定のための資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望、意見等を把握することを目的にニーズ調査を実施するものです。

(子ども・子育て支援法第61条 抜粋)

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2 調査方法

(1) 調査方法

調査対象者

「就学前児童」「幼稚園児」「就学児童(1年生~3年生)」をお持ちの世帯・保護者

調査対象者数

「就学前児童」	2,000 人(前回 2,000 人)
「幼稚園児」	500 人(前回 557 人)
「就学児童(1年生~3年生)」	500 人(前回 500 人)
計	3,000 人(前回 3,057 人)

調査時期 平成 31 年 1 月に実施予定

調査方法

「幼稚園児用」 幼稚園経由で配布・回収

「就学前児童用」「就学児童用(1年生~3年生)」 郵送による配布・回収

* 前回 25 年度の回収率

「就学前児童」	997 件	49.9%
「幼稚園児」	433 件	77.7%
「就学児童（1 年生～3 年生）」	261 件	52.2%
合計	1,691 件	55.3%

3 調査内容（調査項目）

（1）国の基本指針に基づく設問

- 子育て環境に関する事項
- 保護者の就労状況に関する事項
- 教育・保育事業の利用状況や利用希望に関する事項
- 地域子育て支援事業の利用状況に関する事項
- 病気の対応に関する事項
- 一時預かり等の利用に関する事項
- 小学校就学後の放課後の過ごし方に関する事項
- 仕事と育児の両立支援に関する事項

（2）野田市独自の設問について

前回 25 年度の調査時では、国が示した調査票の項目に加えて市独自の項目を設けました。

これらの設問については、子育て支援施策についての保護者の認知度や効果、必要性を計れるほか、前回及び前々回の調査との比較もできることから、時点修正等の精査を行った上で今回の調査においても項目を設けることとします。

また、NPO が取り組んでいる事業なども、現在、子育て中の方が必要とする支援にマッチングするのか、設問の選択肢の凡例に加えていきます。

なお、保育の無償化についても、新たに設問に加えたいと考えています。

【前回の調査で市が独自に設問した項目】		
	地域子育て拠点事業（支援センター、つどいの広場、子育てサロン）の利用を増やしたいと思わない理由と利用していない場合の理由。	設問 18-1
	市で実施している子育て支援サービス（子ども館、コーディネート事業、育児支援家庭訪問など）についての認知、利用の有無と意向。	設問 19
	仕事時間・家事（育児）時間・プライベート時間のうち優先度について。	設問 31
	子育てが「楽しいと感じることが多いか」「辛いと感じることが多いか」「楽しいと辛いと同じくらいか」の選択。	設問 32
	上記で「楽しい」と選んだ場合と「辛い」と選んだ場合で、どのような子育て支援が有効または必要か。	設問 32-1

【今回の調査で新たに市が独自に設問する項目】		
	保育所等が無償化になった場合、平日に定期的に利用する教育・保育事業について	設問 15-6
	無償化で平日に定期的に利用する教育・保育事業の種類について	設問 15-7
	無償化で平日に定期的に利用する教育・保育事業の利用日数と利用時間	設問 15-8
	無償化で平日に定期的に利用する教育・保育事業の実施場所について	設問 15-9
	18 歳までの全ての児童や子育てする保護者同士が交流できるような新しい子ども館があれば利用したいですか。	設問 19-2

4 調査結果の集計・分析とニーズ量の算出

調査結果を集計・分析し、集計後に報告書を作成する。報告書を基に、国が全国共通の基準で教育・保育及び子ども子育て支援事業の量の見込みの算出するため、「作業の手引き」が7月末に示されます。

この手引きに基づきニーズ量の見込を算出し、平成 31 年度に改訂する「野田市エンゼルプラン」に反映させる。

5 調査結果の公表

調査結果については、改訂後の「野田市エンゼルプラン」に掲載します。また、改訂後の「野田市エンゼルプラン」は、市ホームページ及び行政資料コーナーに設置する。

子ども・子育て支援に関する 調査票（案）

回答するに当たってお読みください

あなたがお住まいの市町村では、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5 年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施しています。（平成 27 年度から実施）

本調査は、平成 27 年度から 31 年度までの第 1 期支援事業計画を見直し、平成 32 年度から 36 年度の第 2 期支援事業計画を策定するにあたり、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいても構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

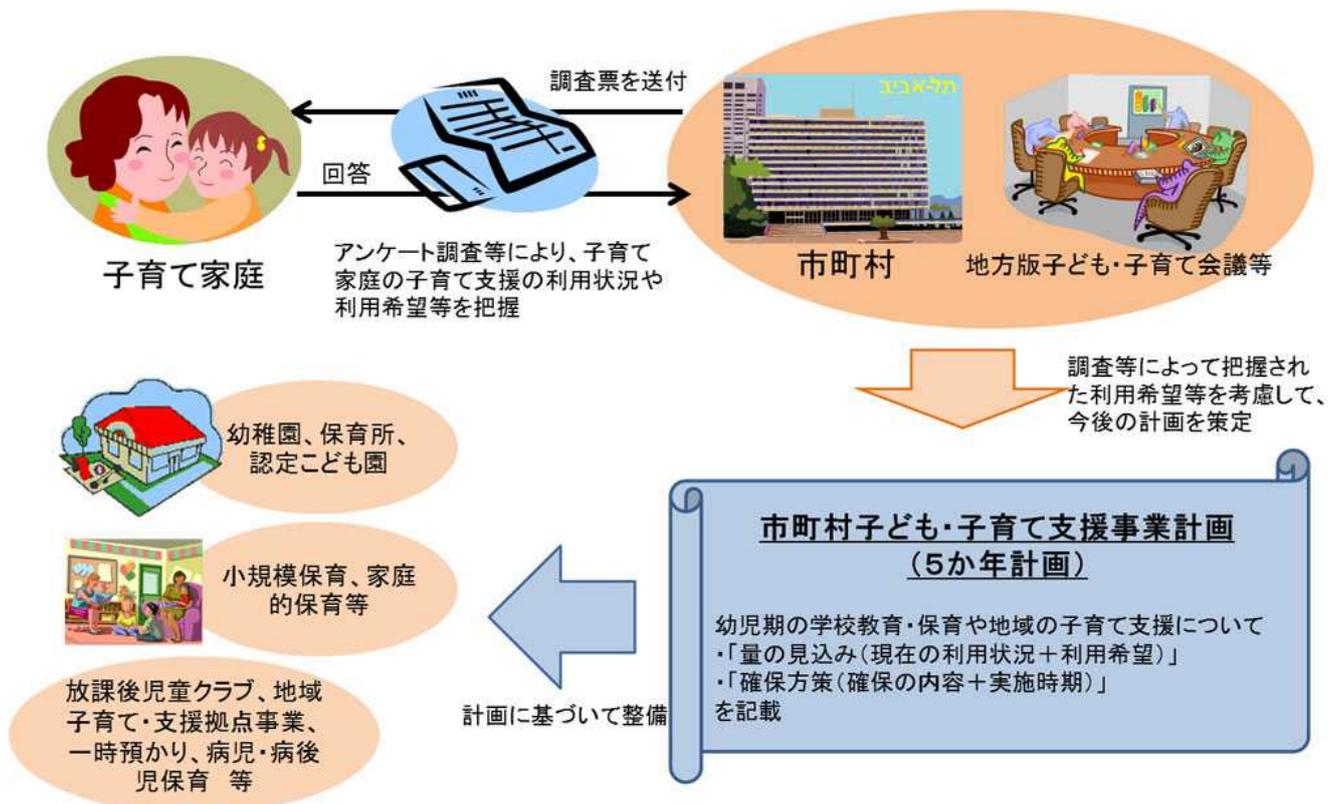
子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第2条）
- ・保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・教育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地域として当てはまる答えの番号 1 つ に をつけてください。

1 . 中央地域	2 . 東部地域	3 . 南部地域	4 . 北部地域
5 . 川間地域	6 . 福田地域	7 . 関宿地域	

地域は、下記の表に従ってご記入ください。

地域名	大字名
1. 中央地域	野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目、清水公園東二丁目、桜の里一丁目、桜の里二丁目、桜の里三丁目、つつみ野一丁目、つつみ野二丁目
2. 東部地域	目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井
3. 南部地域	山崎、今上、桜台、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目、桜木
4. 北部地域	岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目、岩名二丁目、五木新町、春日町、谷吉、泉三丁目、光葉町一丁目、光葉町二丁目、光葉町三丁目
5. 川間地域	船形、中里、尾崎、東金野井、長谷、小山、蕙打、日の出町、尾崎台、泉一丁目、泉二丁目
6. 福田地域	下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾
7. 関宿地域	関宿台町、関宿江戸町、関宿町、関宿元町、関宿内町、関宿三軒家、関宿台町番外、関宿町番外、平成、平井、東宝珠花、次木、親野井、古布内、桐ヶ作、柏寺、新田戸、中戸、東高野、西高野、関宿江戸町飛地、関宿元町飛地、はやま、中戸谷津、木間ヶ瀬、岡田、丸井、岡田新田、木間ヶ瀬新田

封筒の宛名のお子さんご家族の状況
についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。(内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

平成 年 月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

きょうだい数 人 末子の生年月 平成 年 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他()

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | | | | |
|----------|-------------------------------|------|-------|-------|-------|
| 1．父母ともに | 2．母親 | 3．父親 | 4．祖父母 | 5．幼稚園 | 6．保育所 |
| 7．認定こども園 | 8．その他（ ） | | | | |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに をつけてください。

- | | | | | |
|-------------------------------|------|-------|-------|----------|
| 1．家庭 | 2．地域 | 3．幼稚園 | 4．保育所 | 5．認定こども園 |
| 6．その他（ ） | | | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | | |
|-----------------------------------|---|---------|
| 1．日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | 問 9-1 へ |
| 2．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3．日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | 問 9-2 へ |
| 4．緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5．いずれもない | | 問 10 へ |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に つけた方にうかがいます。

祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|--|--------|
| 1．祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | |
| 2．祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | |
| 3．祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4．自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6．その他（ ） | 問 10 へ |

問9-2 問9で「3.」または「4.」に つけた方にうかがいます。

友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | |
|--|
| 1．友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |
| 2．友人・知人の身体的負担が大きく心配である |
| 3．友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である |
| 4．自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい |
| 5．子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある |
| 6．その他（ ） |

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない 	<p>(1) -1 .2へ</p> <p>問 14へ</p>
--	--------------------------------

(1) -1 (1)で「1.~4.」(就労している)に をつけた方にうかがいます。

週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

1 週当たり	日	1 日当たり	時間
--------	---	--------	----

(1) -2 (1)で「1.~4.」(就労している)に をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

時間は、必ず（例）08時~18時 のように、24時間制でお答えください。（内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）

家を出る時刻	時	帰宅時刻	時
--------	---	------	---

(2) 父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに をつけてください。

<ol style="list-style-type: none"> 1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない 4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である 5. 以前は就労していたが、現在は就労していない 6. これまで就労したことがない 	<p>(2) -1 .2へ</p> <p>問 14へ</p>
--	--------------------------------

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に をつけた方にうかがいます。

1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

1週当たり	日	1日当たり	時間
-------	---	-------	----

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に をつけた方にうかがいます。

家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

時間は、必ず(例)08時~18時 のように、24時間制でお答えください。(内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。)

家を出る時刻	時	帰宅時刻	時
--------	---	------	---

問13 問12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に をつけた方にうかがいます。

該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。

就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに をつけ、該当する 内には数字をご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

- | |
|-----------------------------|
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| 1週当たり 日 1日当たり 時間 |

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

- | |
|-----------------------------|
| ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| 1週当たり 日 1日当たり 時間 |

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業 の利用状況についてうかがいます。

ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問 15-1 に示した事業が含まれます。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 利用している	問 15-1 へ	2. 利用していない	問 15-5 へ
-----------	----------	------------	----------

問 15-1 問 15-1～問 15-4 は、問 15 で「1.利用している」に をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

<p>1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)</p> <p>3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)</p> <p>5. 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)</p> <p>7. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)</p> <p>9. 居宅訪問型保育 (保育者が子どもの家庭で保育する事業)</p> <p>11. その他 ()</p>	<p>2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)</p> <p>4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)</p> <p>6. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)</p> <p>8. その他の認可外の保育施設</p> <p>10. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)</p>
---	---

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間(何時から何時まで)かを、内に具体的な数字でご記入ください(数字は一桁に一字)。時間は、必ず(例)09時~18時のように24時間制でご記入ください。

(1) 現在

1週当たり	日	1日当たり	時間(時 ~ 時)
-------	---	-------	------------

(2) 希望

1週当たり	日	1日当たり	時間(時 ~ 時)
-------	---	-------	------------

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかにをつけてください。

1. 居住している市区町村内	2. 他の市区町村
----------------	-----------

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある / 求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障がいがある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他（)

問 15-5 問 15-5～問 15-6 は、問 15 で「2. 利用していない」に つけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに をつけてください。内は数字をご記入ください。

1. (子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている）
9. その他（)

問 15-6 3歳児～5歳児を対象に幼稚園、認可保育園、認定こども園を無償化し、認可外施設についても一定の助成がされる場合は利用されますか。当てはまる番号 1つに をつけてください。

- | | | | |
|---------|-----------------|----------|--------|
| 1. 利用する | 問 15-7～問 15-9 へ | 2. 利用しない | 問 16 へ |
|---------|-----------------|----------|--------|

問 15-7 問 15-6で 「1.利用する」に をつけた方にうかがいます。無償化の場合、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1 . 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2 . 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3 . 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)	4 . 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5 . 家庭的保育 (保育者の家庭等で子どもを保育する事業)	6 . 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)
7 . その他の認可外の保育施設	8 . 居宅訪問型保育 (保育者が子どもの家庭で保育する事業)
9 . その他 ()	10 . その他 ()

問 15-8 無償化の場合、平日に定期的に利用したい教育・保育の事業について、どのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間(何時から何時まで)かを、内に具体的な数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。時間は、必ず(例)09時~18時のように24時間制でご記入ください。

1週当たり	日	1日当たり	時間(時	~	時)
-------	---	-------	-----	---	---	----

問 15-9 無償化の場合、教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかにをつけてください。

1 . 居住している市区町村内	2 . 他の市区町村
-----------------	------------

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。

- | | |
|---|---|
| 1 . 幼稚園
(通常の就園時間の利用) | 2 . 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3 . 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの) | 4 . 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) |
| 5 . 小規模な保育施設
(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね 6 ~ 19 人のもの) | 6 . 家庭的保育
(保育者の家庭等で 5 人以下の子どもを保育する事業) |
| 7 . 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設) | 8 . 自治体の認証・認定保育施設
(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) |
| 9 . その他の認可外の保育施設 | 10 . 居宅訪問型保育
(保育者が子どもの家庭で保育する事業) |
| 11 . ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業) | |
| 12 . その他 () | |

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「 1 . 」「 2 . 」のいずれかに をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1 . 居住している市区町村内 | 2 . 他の市区町村 |
|-----------------|------------|

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問 17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてにをつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を 内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

現在、野田市では、東部保育所地域子育て支援センター、いちいのホール3階二川つどいの広場、聖華保育園さくらんぼルーム、アスク七光台保育園ぼかぼかひろば、聖華未来のこども園コアルーム、民間の子育てサロン（市内では3団体が運営）の8か所が開催しています。

- | |
|---|
| 1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）
1 週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度 |
| 2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名：
1 週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度 |
| 3. 利用していない |

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号 一つに をつけて、おおよその利用回数（頻度）を 内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。

- | |
|--|
| 1. 利用していないが、今後利用したい
1 週当たり 回 もしくは 1ヶ月当たり 回程度 |
| 2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
1 週当たり 更に 回 もしくは 1ヶ月当たり 更に 回程度 |
| 3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない 問 18-1 へ |

問 18-1 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない理由はどのようなことですか。次の中から最も当てはまるものを 一つに をつけてください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 利用したいサービスが地域にない |
| 2. 地域のサービスの質に不安がある |
| 3. 地域のサービスの利便性（立地・開催時間・日数等）が悪く利用しづらい |
| 4. 利用料がかかる |
| 5. 自分がサービスの対象者になるのかどうか分からない |
| 6. 時間がない |
| 7. サービスの利用方法（手続等）が分からない |
| 8. その他 |
| 9. 特に理由はない |

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後 利用したいと思うものをお答えください。～ の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

	A 知っている	B これまでに利用 したことがある	C 今後利用したい
母親（父親）学級、両親学級、育児学級	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保健センターの情報・相談事業	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
家庭教育に関する学級・講座	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
教育相談センター・教育相談室	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子育ての総合相談窓口	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
自治体発行の子育て支援情報誌 「のだし子育てガイドブック」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子ども館（児童館）	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子育て支援総合コーディネート事業 「かるがもネット」 1	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
育児支援家庭訪問事業 2	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
ホームスタート事業 3	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

- 1：子育て中の保護者からの相談に応じ、その家庭に適した子育て支援サービス 利用の援助、あっせん等を行っています。また、ホームページ「かるがもネット」を運用し、子育て支援サービス情報の提供を行っています。
- 2：出産後おおよそ 1 年以内の家庭や養育上問題を抱える家庭に訪問員を派遣して育児の指導や援助を行う事業です。
- 3：子育て支援のNPO団体が行っているもので、家にこもりがちな乳幼児を持つ家庭に子育て経験者が訪問して、相談や話し相手となる事業です。

問 19-1 問 19で、のいずれかの項目に「はい」に をつけた方にうかがいます。

子育て支援サービス情報「かるがもネット」について、現在はパソコン用ホームページのみですが、携帯サイト版の情報があれば利用されますか。

1 . 利用する	2 . 利用しない
----------	-----------

問19-2 18歳までの全ての児童や子育てする保護者同士が交流できるような新しい子ども館があれば利用したいですか。

1 . 利用する	2 . 利用しない
----------	-----------

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問 20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	}	利用したい時間帯	時から	時まで
---	---	----------	-----	-----

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	}	利用したい時間帯	時から	時まで
---	---	----------	-----	-----

問 20-1 問 20 の(1)もしくは(2)で、「3.月に1～2回は利用したい」に をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 月に数回仕事が入るため	2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
3. 親族の介護や手伝いが必要なため	4. 息抜きのため
5. その他 ()	

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例) 09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 利用する必要はない 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい 3. 休みの期間中、週に数日利用したい	}	利用したい時間帯	時から	時まで
--	---	----------	-----	-----

問 21-1 問 21 で、「3.週に数日利用したい」に をつけた方にうかがいます。

毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 週に数回仕事が入るため	2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため
3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため	4. 息抜きのため
5. その他 ()	

問 24-1 問 24 で「1.利用したい」に をつけた方にかがいます。

問 24 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。
 当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等）
2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）
3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）
4. その他（ ） |
|---|

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含まれます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した （児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他（ ）	泊
2. なかった		

問 25 で「1. あった ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と答えた方にかがいます。

ア. 以外を選択した方は、問 26 へ

問 25-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号 1つに をつけてください。

- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかという困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|--------------|-------------|

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育所」の場合には、利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。
「学童保育所」…保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週	日くらい
4. 児童館	週	日くらい
5. 学童保育所	週	日くらい 下校時から 時まで
6. ファミリー・サポート・センター	週	日くらい
7. その他（公民館、公園など）	週	日くらい

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「学童保育所」の場合には、利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。
だいたいのこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	日くらい
3. 習い事 （ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	週	日くらい
4. 児童館	週	日くらい
5. 学童保育所	週	日くらい 下校時から 時まで
6. ファミリー・サポート・センター	週	日くらい
7. その他（公民館、公園など）	週	日くらい

問 28 問 26 または問 27 で「5. 学童保育所」に をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、学童保育所の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。(1)(2)それぞれについて、当てはまる番号 1つに をつけてください。また利用したい時間帯を、 内に(例)09時~18時のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 土曜日

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	}	利用したい時間帯		
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		時から		時まで
3. 利用する必要はない				

(2) 日曜・祝日

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	}	利用したい時間帯		
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		時から		時まで
3. 利用する必要はない				

問 29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育所の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号 1つに をつけてください。また利用したい時間帯を、 内に(例)09時~18時 のように24時間制でご記入ください(数字は一枠に一字)。

1. 低学年(1~3年生)の間は利用したい	}	利用したい時間帯		
2. 高学年(4~6年生)になっても利用したい		時から		時まで
3. 利用する必要はない				

問 30 で「2.取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

該当しない方は、問 31 へ

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号 1 つに をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---------------------|
| 1 . 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2 . 現在も育児休業中である |
| 3 . 育児休業中に離職した |

(2) 父親

- | |
|---------------------|
| 1 . 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2 . 現在も育児休業中である |
| 3 . 育児休業中に離職した |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか 1 つに をつけてください。年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 . 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2 . それ以外だった |
|--------------------------|-------------|

(2) 父親

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1 . 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2 . それ以外だった |
|--------------------------|-------------|

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

実際の取得期間	歳	ヶ月	希望	歳	ヶ月
---------	---	----	----	---	----

(2) 父親

実際の取得期間	歳	ヶ月	希望	歳	ヶ月
---------	---	----	----	---	----

問 30-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

歳	ヶ月
---	----

(2) 父親

歳	ヶ月
---	----

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

「希望」より早く復帰した方 当てはまる番号すべてに をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 . 希望する保育所に入るため | 2 . 配偶者や家族の希望があったため |
| 3 . 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4 . 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5 . その他 (|) |

(2) 父親

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 . 希望する保育所に入るため | 2 . 配偶者や家族の希望があったため |
| 3 . 経済的な理由で早く復帰する必要がある | 4 . 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5 . その他 (|) |

「希望」より遅く復帰した方 当てはまる番号すべてに をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 . 希望する保育所に入れなかったため | 2 . 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3 . 配偶者や家族の希望があったため | 4 . 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5 . 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6 . その他 (|) |

(2) 父親

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 . 希望する保育所に入れなかったため | 2 . 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3 . 配偶者や家族の希望があったため | 4 . 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5 . 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6 . その他 (|) |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1 つに をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 . 短時間勤務制度を利用した | 2 . 短時間勤務制度を利用しなかった |
|------------------|---------------------|

(2) 父親

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 . 短時間勤務制度を利用した | 2 . 短時間勤務制度を利用しなかった |
|------------------|---------------------|

問 30-7 で「2.短時間勤務制度を利用しなかった」と回答した方にうかがいます。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに をつけてください。

(1) 母親

- | |
|---|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他() |

(2) 父親

- | |
|---|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった |
| 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった |
| 10. その他() |

問 30-2 で「2.現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 30-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
|----------------------|-----------------|

(2) 父親

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい | 2. 1歳になる前に復帰したい |
|----------------------|-----------------|

ひとり親家庭等の支援に関する意識調査の実施について

1 調査の目的

母子及び寡婦福祉法（以下 法）第 12 条に基づき策定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画」を包含する「野田市ひとり親家庭支援総合対策プラン」の計画期間が 31 年度末で終了することから、次期プラン策定のための基礎資料とするため、策定作業の前年度にあたる 30 年度において、対象者について意識調査を実施するものです。

2 調査対象者

母子家庭及び父子家庭

児童扶養手当受給資格者 母子家庭 約 1,400 人、父子家庭 約 150 人
寡婦 野田市母子寡婦福祉会会員約 170 人のうち の受給資格者を除く方

3 調査方法及び実施時期

母子家庭及び父子家庭については、児童扶養手当の現況届に調査票を同封して郵送し、8 月の現況届提出時に回収。

寡婦については、野田市母子寡婦福祉会に調査票の配付と回収を依頼し、調査に協力していただく方法とします。

【前回 25 年度の回収率】

母子家庭 62.4%、父子家庭 50.9%、寡婦 89.3% 合計 61.2%

4 主な調査項目（別紙「アンケート調査（母子家庭）案」参照）

調査票を「母子家庭用」「父子家庭用」「寡婦用」に区分し、設問項目については、5 年間の推移を見るため、前回 25 年度に実施した項目を基本とします。

そこへ今回は、28 年度に実施された「全国ひとり親世帯等調査」の項目の中で、国が新たに創設した項目や変更した項目について必要なものを反映させる予定です。

また、「子供の貧困対策に関する大綱」の中で示された子供の貧困に関する指標及び参考指標のうち、出所が全国ひとり親世帯等調査であるものについて把握できるように項目を追加、変更する予定です。

（参考）新たに設問する項目及び削除する項目

設問	対象	備考	問
面会交流の相談先	母子・父子	全国ひとり親世帯等調査により新設	14
面会交流の取り決めをしていない理由	母子・父子	全国ひとり親世帯等調査により新設	15
面会交流の取り決めをしている方が現在面会交流を行って	母子・父子	全国ひとり親世帯等調査により新設	17

設問	対象	備考	問
いない理由			
相談相手が欲しいひとり親の割合	母子・父子	子どもの貧困に関する指標により新設	40
大学生等のボランティアが学習を支援したりする制度があった場合の利用希望	母子・父子	子ども未来教室事業として実施済みのため削除	-
現在働いているか	母子・父子・寡婦	就業形態の質問に含めたため削除	24
養育費の主な相談先以外の相談先	母子・父子	主な相談先と重複するため削除し、養育費等個別法律相談会等に役立てるため相談の希望日時に変更	12

(参考)子どもの貧困に関する指標のうち出所が全国ひとり親世帯等調査であるもの

指標名及び参考指標名	対応予定	問
ひとり親家庭の子供の就園率	既存の設問で対応	5
ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	既存の設問を変更して対応	4
ひとり親家庭の親の就業率	既存の設問で対応	24
相談相手が欲しいひとり親の割合(参考指標)	新規の設問で対応	40
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合(参考指標)	既存の設問で対応	24
ひとり親家庭で養育費の取り決めをしている割合(参考指標)	既存の設問を変更して対応	13
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合(参考指標)	既存の設問で対応	16

5 調査結果の集計及び分析

児童家庭課職員により、調査・分析を実施し、集計後報告書を作成する。なお、この報告書は平成 31 年度に改訂する「ひとり親家庭支援総合対策プラン」に反映させる。

6 調査結果の公表

調査結果については、改訂後の「ひとり親家庭支援総合対策プラン」に掲載します。また、改訂後の「ひとり親家庭支援総合対策プラン」は、市ホームページ及び行政資料コーナーに設置します。

問8 公営住宅に入居していない方におたずねします。

公営住宅の入居の希望について、あてはまるものを選んでください。

1. 希望する（応募経験あり） 2. 希望する（応募経験なし） 3. 希望しない



入居の希望のある方におたずねします。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 応募したいが保証人になってくれる人がいない
2. 入居に関し、転居費用等の工面が困難である
3. 過去に応募したが希望の団地に当選しなかった
4. 今後応募したいと考えている

母子家庭になった理由や取り決めなどについておたずねします。

問9 母子家庭となってからどのくらいの期間が経過しましたか。

1. 1年未満 2. 1年以上3年未満 3. 3年以上5年未満
4. 5年以上10年未満 5. 10年以上

問10 母子家庭となったのはどのような理由からですか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 死別 → 問18へお進みください 2. 借金など経済的理由による離婚 3. 暴力による離婚
4. その他の理由による離婚 5. 未婚の母 6. 行方不明、遺棄

問11 夫と離別した方又は未婚の方(問10で2～5と答えた方)におたずねします。あなたは子どもの養育費のことでどなたかに相談しましたか。あてはまる主なものを1つ選んでください。

1. 親 族 2. 友人、知人 3. 養育費相談支援センター
4. 市役所相談窓口、母子・父子自立支援員 5. 母子寡婦福祉会による養育費相談 6. 弁護士
7. 家庭裁判所 8. NPO法人 9. その他() 10. 相談していない

問12 あなたは、子どもの養育費のことで専門家、弁護士等に無料で法律相談をする場合、開催日の希望を1つ選んでください。

1. 平日昼間 2. 平日夜間 3. 土曜日昼間 4. 土曜日夜間 5. 日曜日昼間 6. 日曜日夜間

問13 養育費の取り決め状況について、あてはまるものにつけてください。

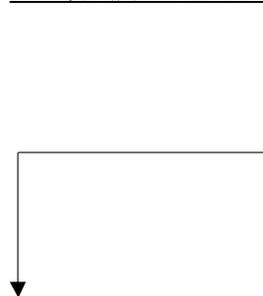
1. 取り決めをしている

2. 取り決めをしていない

↓
取り決めをしている方におたずねします。

取り決めの方法について、あてはまるものを1つ選んでください。

- ア. 文書あり（判決、調定、審判など裁判所における取決め、
強制執行認諾条項付きの公正証書）
イ. 文書あり（その他の文書）
ウ. 文書なし



取り決めをしていない方におたずねします。取り決めをしていない理由について、主なものを1つ選んでください。

1. 自分の収入等で経済的に問題ないから 2. 取り決めの交渉がわずらわしいから
3. 相手に支払う意思がないと思ったから 4. 相手に支払う能力がないと思ったから
5. 相手に養育費を請求できることを知らなかったから
6. 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから
7. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから 8. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
9. 相手から身体的・精神的暴力を受けたから 10. 相手と関わりたくないから
11. その他()

問14 あなたは、お子さんの面会交流のことで、どなたかに相談しましたか。あてはまるもの主なものを 1つ を選んでください。

1. 親 族
2. 友人、知人
3. 養育費相談支援センター
4. 市役所相談窓口、母子・父子自立支援員
5. 母子寡婦福祉会による養育費相談
6. 弁護士
7. 家庭裁判所
8. NPO法人
9. その他 ()
10. 相談していない

問15 父親と子どもの定期的な面会交流 についておたずねします。

1. 取り決めをしている



面会交流の取り決めのある方におたずねします。

取り決めの方法について、あてはまるものを 1つ 選んでください。

1. 文書あり (調停、審判など裁判所における取決め)
2. 文書なし (その他の文書)
3. 文書なし

2. 取り決めをしていない



取り決めをしていない方におたずねします。取り決めをしていない理由について、主なものを 1つ 選んでください。

1. 取り決めの交渉がわずらわしいから
2. 相手から身体的・精神的暴力や児童虐待があったから
3. 相手と関わり合いたくないから
4. 相手が面会交流を希望しないから
5. 取決めをしなくても交流できるから
6. 子どもの連れ去りや虐待の可能性があるから
7. 子どもが会いたがらないから
8. 相手が養育費を支払わない又は支払えないから
9. 面会交流をすることが子どものためにならないと思うから
10. 親族が反対しているから
11. 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから
12. 現在交渉中又は今後交渉予定であるから
13. その他 ()

問16 お子さんの父親からの養育費の受給の状況について、あてはまるものを 1つ 選んでください。

1. 現在も受けている
2. 受けたことがあるが現在は受けていない
3. 受けたことがない

↓
養育費の額

1. 月額 約 _____ 円
2. 決まっていない

問17 面会交流の実施状況について、あてはまるものを 1つ 選んでください。

1. 現在、面会交流を行っている
2. 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない
3. 面会交流を行ったことがない

○面会交流の頻度について、あてはまるものを 1つ 選んでください。

1. 月2回以上
2. 月1回以上2回未満
3. 2～3か月に1回以上
4. 4～6か月に1回以上
5. 長期休暇中
6. 別途協議
7. その他

面会交流の取り決めをしている方のみお答えください。現在、面会交流を行っていない理由のうちあてはまる主な理由を 1つ 選んでください。

1. 相手が養育費を支払わないから
2. 相手が面会の約束を守らないから
3. 子どもが会いたがらないから
4. 塾や学校の行事で子どもが忙しいから
5. 面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になるから
6. 相手に暴力などの問題行動があるから
7. 相手が面会交流を求めてこないから
8. 親族が反対しているから
9. 第三者による面会交流の支援を受けられないから
10. 相手が結婚したから
11. その他 ()

問18 母子家庭になった直後は、どのような悩みがありましたか。主なものを2つまで選んでください。

1. 子どもの養育、教育
2. 自分の就職
3. 収入が減ったこと
4. 収入がなくなったこと
5. 住まいのこと
6. 身近な相談相手がいなかったこと
7. 家事のこと
8. 自分や家族の健康
9. 特になかった
10. その他()

問19 現在はどのような悩みがありますか。主なものを2つまで選んでください。

1. 子どもの養育、教育
2. 仕事のこと
3. 生活費のこと
4. 住まいのこと
5. 相談相手がいないこと
6. 家事のこと
7. 自分や家族の健康、介護
8. 人間関係のこと
9. 老後のこと
10. ひとり親家庭に対する差別や偏見
11. 特になし
12. その他()

仕事に関することについておたずねします。

問20 母子家庭になる前は働いていましたか。

1. 働いていた
2. 働いていない

問21 母子家庭となった後、仕事はどうしましたか。

1. 引き続き同じ仕事をしていた
2. 新たに見つけて仕事を始めた
3. 仕事をしていた又は始めたが、現在はしていない
4. 仕事はしていない

問22 母子家庭になってから、求職活動をしたことがありますか。

1. 求職活動をしたことがある
 2. 求職活動をしたことがない
- 問24へ進んでください



問23 求職活動をしたことがある方におたずねします。仕事を探しているときに、どのような問題がありましたか。主にあてはまるものを2つまで選んでください。

1. 気軽に利用できる相談先、情報入手先がなかったこと
2. 求人が少なかったこと
3. 自分に向いている仕事がかかわらなかつたこと
4. 年齢制限があつたこと
5. 資格、技能が合わなかつたこと
6. 職業経験が少なかったこと
7. 子どもの保育の手立てがなかつたこと
8. 子どもが小さいことが問題にされたこと
9. 母子家庭であることが問題にされたこと
10. 特に問題はなかつた
11. その他()

問24 あなたは、現在、どのような仕事に就いていますか。就業形態と職種についてあてはまるものをそれぞれ1つずつ選んでください。複数の仕事をお持ちの場合は、主な仕事1つを選んでください。

(就業形態)

1. 正規の職員・従業員
 2. 労働者派遣事業所の派遣社員
 3. パート・アルバイト等
 4. 会社などの役員
 5. 自営業
 6. 家族従業者
 7. その他
 8. 不就業
- 問29へお進みください

(職種)

1. 専門知識、技術を生かした仕事(教員、看護師、美容師、ホームヘルパーなど)
2. 管理的な仕事(企業、団体の管理職など)
3. 事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)
4. 営業、販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)
5. サービスの仕事(接客業、飲食店員など)
6. 農林漁業の仕事
7. 運輸、通信の仕事(職業運転手、通信従事者など)
8. 製造、技能、労務の仕事(製造技能工、建設技能工など)
9. その他()

問25 現在働いている方におたずねします。仕事と子育てに関してどのような悩みがありますか。悩みがある場合、今のお気持ちに近いものを2つまで選んでください。

1. 仕事と子育てで、肉体的、精神的に疲れている
2. 残業などで帰宅が遅く、家で待っている子どもが心配
3. 休みが少なく、子どもとの会話やだんらんが少なくなった
4. 子どもの急な病気などでも、仕事をあまり休むことができない
5. 託児の費用が高いため働いても生活が苦しい
6. 託児の費用が高いため子どもを預けることができない
7. 特に悩みはない
8. その他()

問26 現在働いている方におたずねします。仕事と生活に関してどのような悩みがありますか。悩みがある場合、今のお気持ちに近いものを2つまで選んでください。

1. 仕事上の悩みなどを聞いてくれるところがない
2. 収入をもっと上げたいが、どのようにしたらいいのかわからない
3. 収入をもっと上げるため、就職や転職をしたいが技能、資格(学歴なども含めて)がない
4. 収入をもっと上げたいが、自己の健康に不安がある
5. 休日は体を休めることがほとんどで、自由に使える時間がない
6. 特に悩みはない
7. その他()

問27 現在働いている方におたずねします。あなたは現在、転職する希望がありますか。どちらかを選んでください。

1. 現在の仕事を続けたい → 問30へ 2. 仕事を変えたい

↓
次の理由のうち、あてはまるものを1つ選んでください。

1. 収入がよくない
2. 勤務先が自宅から遠い
3. 健康がすぐれない
4. 仕事の内容があわない
5. 職場環境になじめない
6. 労働時間があわない
7. 社会保険がない又は不十分
8. 休日が少ない
9. 身分が安定していない
10. 経験や能力が発揮できない
11. 降格
12. その他()

問28 問27で「仕事を変えたい」と答えた方におたずねします。あなたが希望する就業形態と職種についてあてはまるものをそれぞれ1つずつ選んでください。

(就業形態)

1. 正社員
2. パート、アルバイト
3. 派遣社員
4. 自営業(商店主、農業など)
5. 家族従事者
6. 在宅での仕事(内職、パソコンによるデータ入力など)
7. その他()

(職種)

1. 専門知識、技術を生かした仕事(教員、看護師、美容師、ホームヘルパーなど)
2. 管理的な仕事(企業、団体の管理職など)
3. 事務的な仕事(一般事務、経理事務、医療事務など)
4. 営業、販売の仕事(商店店員、セールス、外交員など)
5. サービスの仕事(接客業、飲食店員など)
6. 農林漁業の仕事
7. 運輸、通信の仕事(職業運転手、通信従事者など)
8. 製造、技能、労務の仕事(製造技能工、建設技能工など)
9. その他()

問29 現在働いていない方におたずねします。就職しない(又はできない)理由は何ですか。

主な理由を2つまで選んでください。

1. 仕事の探し方がわからない
2. 収入について条件の合う仕事がない
3. 時間、曜日について条件の合う仕事がない
4. 年齢制限により仕事がない
5. 仕事に必要な専門的知識や資格がない
6. 子どもの保育の手立てがない
(保育所に入所できない)
7. 子どもが問題を抱えている(健康上の不安など)
8. 自分が働ける健康状態ではない
9. 自分が問題を抱えている(離婚調停など)
10. 仕事をする気になれない
11. 技能、資格を取得中
12. 働く必要がない
13. その他()

ここからはすべての方におたずねします。

問30 あなたがお持ちの各種資格・技能等(看護師・保健師、簿記・パソコンなど)の有無について、あてはまるものにをつけてください。

1. 有
2. 無

↓
各種資格・技能等をお持ちの方におたずねします。あてはまるものを1つ選んでください。

現在有している各種資格・技能等が

1. 仕事に役立っている
2. 仕事に役立っていない

あなたがお持ちの各種資格・技能等について3つまでをつけてください。

1. 簿記
2. ホームヘルパー
3. 教員
4. 看護師
5. 准看護師
6. 調理師
7. 理・美容師
8. パソコン
9. 外国語
10. 栄養士
11. 介護福祉士
12. 保育士
13. 理学療法士
14. 作業療法士
15. 大型・第二種自動車免許
16. 医療事務
17. 行政書士
18. その他

問31 あなたは、就職や転職のための資格取得を希望しますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 取りたいと思う
2. 取りたいと思うが問題がある
3. 取りたいと思わない
4. 関心がない
5. その他()

問32 資格を取りたいと思う方(問31で1又は2と答えた方)におたずねします。

あなたが働くために今後取得したいと思っている国家資格はありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 看護師、保健師
2. 教員
3. 保育士、幼稚園教諭
4. 栄養士
5. 理容師、美容師
6. 歯科衛生士
7. 理学療法士、作業療法士
8. 臨床検査技師
9. 特にない
10. その他()

問33 資格を取りたいと思う方(問31で1又は2と答えた方)におたずねします。あなたが働くために今後取得したいと思っている資格、技能はありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 介護職員初任者研修(ホームヘルパー)
2. 医療事務
3. 簿記、速記等
4. パソコン
5. CAD
6. 英会話などの語学
7. 大型自動車免許
8. 大型自動車第二種免許
9. フォークリフト運転技能
10. 特にない
11. その他()

問34 資格を取りたいと思う方(問31で1又は2と答えた方)におたずねします。問33の資格取得のための職業講座を受講する場合、あなたの希望を1つ記入してください。

1. 講座の開催日 ア. 平日昼間 イ. 平日夜間 ウ. 土曜日昼間 エ. 土曜日夜間
オ. 日曜日昼間 カ. 日曜日夜間
2. 講座期間 _____カ月
3. 講座の回数 1カ月に_____回
4. 1回の講座時間 1回_____時間
5. 託児サービスの要否 要・否

問35 問31で「取りたいと思うが問題がある」と答えた方におたずねします。取得できない理由は何ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 育児のために時間が取れない
2. 健康や体力に不安がある
3. 費用を払う余裕がない
4. 仕事が休めない
5. 資格取得のための講習会などに関する情報が得られない
6. その他()

問36 就職や仕事の問題解決のためにどのような支援があれば良いと思いますか。主なものを2つまで選んでください。

1. 訓練受講などに経済的援助が受けられること
2. 技能講習、職業訓練など機会が得られること
3. 就労のための支援策などの情報が得られること
4. コンピューターやインターネットを活用した在宅就業の支援（在宅就業を希望する方を対象としたセミナーの開催等）の支援が受けられること
5. 就職のための準備講習が受けられること（履歴書の書き方、面接の受け方など）
6. 職業や生活に関する相談が一箇所で受けられること
7. 保育所や学童保育所に入所できること
8. 保育所や学童保育所の保育時間の延長
9. 休日保育の充実
10. 仕事を探すときに一時的に子どもを預かってもらうこと
11. 子どもが病気のときなどに世話をしてくれる制度
12. 特に求める支援策はない
13. その他()

問37 平成29年のあなたの世帯の年間総収入並びにあなたご自身の年間総収入及び年間就労収入の金額について、記入してください。

（年間総収入には、全ての収入（生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入等）を含んでください。また、詳細な金額が分からない場合は、概ねの金額で記入してください。）

同居親族を含むあなたの世帯の年間総収入（税込み） 約	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	万円
のうち、あなたご自身の年間総収入（税込み） 約	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	万円
のうち、あなたご自身の年間就労収入（税込み） 約	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>	万円

○ の世帯全体の収入に含まれているものすべてを選んでください。

1. あなたの勤労収入
2. 同居家族（子ども以外）の勤労収入
3. 子どもの勤労収入
4. 養育費
5. 児童扶養手当
6. 生活保護費
7. 親、親族からの援助
8. 遺族基礎年金、厚生年金
9. 生命保険の保険金
10. 預貯金のとりくずし
11. 母子寡婦福祉資金借入金
12. 親からの仕送り
13. 家賃・地代の収入
14. その他()

問38 子どもさんの最終の進学は、どこまでを考えていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

1. 中学校
2. 高校
3. 高等専門学校
4. 短大
5. 大学・大学院
6. 専修学校・各種学校
7. その他

問39 次の制度や施策のうち、あなたが知っているものはありますか。また、母子家庭となって役に立ったものはありますか。制度等についてあてはまるところの数字に 印をつけてください。

	制度および施策	知らない	知っている	役に立った
	母子・父子自立支援員	1	2	3
	児童扶養手当	1	2	3
	ひとり親家庭等医療費助成制度	1	2	3
	母子寡婦福祉資金貸付制度	1	2	3
	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	1	2	3
	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	1	2	3
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	1	2	3
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	1	2	3
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	1	2	3
	ひとり親家庭就業支援講座 (H30年度はパソコン講習会などを実施)	1	2	3
	母子家庭等日常生活支援事業	1	2	3
	ひとり親家庭情報交換事業 (H30年度はそば打ち体験などを実施)	1	2	3
	ファミリー・サポート・センター事業	1	2	3
	病児・病後児保育事業	1	2	3
	養育費確保のための無料法律相談	1	2	3
	養育費等個別法律相談会	1	2	3
	法律相談(市役所)	1	2	3
	消費生活相談(市役所)	1	2	3
	民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業	1	2	3
	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業	1	2	3
21	公共職業安定所(ハローワーク)	1	2	3
22	野田地域職業訓練センター(さわやかワークのだ)	1	2	3
23	無料職業紹介所(市役所内)	1	2	3
24	民生委員児童委員、主任児童委員	1	2	3
25	家庭児童相談室(市役所内)	1	2	3
26	配偶者暴力相談支援センター(県及び市)	1	2	3
27	野田市母子寡婦福祉会	1	2	3
28	子ども食堂	1	2	3

問40 あなたの相談相手について、あてはまるもの1つに をつけてください。

1. いる 2. 欲しい 3. 必要がない



いると答えた方のみ、その相談相手についてあてはまる主なもの1つに をつけてください。

1. 親族 2. 知人・隣人 3. 母子・父子自立支援員等 4. 母子・父子福祉団体
 5. 公的機関(母子・父子福祉センター、福祉事務所等) 6. NPO法人
 7. 任意団体 8. その他()

問41 その他、ひとり親家庭への支援について、ご意見、ご要望がありましたらご記入願います。

ご協力ありがとうございました

資料5 - 1

保育の量の見込みと確保について（実績値との比較）

1 「待機児童・保留者解消野田市計画」との比較

（1）年度当初

（人）

年度	区分	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27	量の見込み	1,434	111	778	2,323
	市計画	1,360	124	713	2,197
	過不足	-74	13	-65	-126
	入所実績	1,382	97	644	2,123
	待機・保留者	44	11	64	119
	+	1,426	108	708	2,242
28	量の見込み	1,434	111	778	2,323
	市計画	1,690	196	809	2,695
	過不足	256	85	31	372
	入所実績	1,320	113	670	2,103
	待機・保留者	26	8	30	64
	+	1,346	121	700	2,167
29	量の見込み	1,436	113	782	2,331
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	279	94	73	446
	入所実績	1,318	114	719	2,151
	待機・保留者	23	6	66	95
	+	1,341	120	785	2,246
30	量の見込み	1,438	115	786	2,339
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	302	92	69	463
31	量の見込み	1,440	117	790	2,347
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	325	90	65	480

（2）年度末

年度	区分	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27	量の見込み	1,400	287	853	2,540
	市計画	1,374	162	773	2,309
	過不足	-26	-125	-80	-231
	入所実績	1,390	165	683	2,238
	待機・保留者	34	133	69	236
	+	1,424	298	752	2,474

資料5 - 1

年度	区分	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
28	量の見込み	1,400	287	853	2,540
	市計画	1,690	196	809	2,695
	過不足	290	-91	-44	155
	入所実績	1,334	166	711	2,211
	待機・保留者	30	181	65	276
	+	1,364	347	776	2,487
29	量の見込み	1,402	289	857	2,548
	市計画	1,715	207	855	2,777
	過不足	313	-82	-2	229
	入所実績	1,399	157	736	2,292
	待機・保留者	31	154	99	284
	+	1,430	311	835	2,576
30	量の見込み	1,404	291	861	2,556
	市計画	1,740	207	855	2,802
	過不足	336	-84	-6	246
31	量の見込み	1,406	293	865	2,564
	市計画	1,765	207	855	2,827
	過不足	359	-86	-10	263

2 待機児童・保留者の内訳について

(1) 発生理由別(人)

28年4月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
保育士不足	21	7	21	49
面積不足	5	1	9	15

29年3月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
保育士不足	21	149	45	215
面積不足	9	32	20	61

29年4月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
保育士不足	18	6	37	61
面積不足	5	0	29	34

30年3月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
保育士不足	27	126	51	204
面積不足	4	28	48	80

【28年4月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	21	保留者 64 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	11	
他に通園可能な園があるが申し込まない	19	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	4	
求職活動中だが活動は不定期	9	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機 児童 0 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	0	

【29年3月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	41	保留者 199 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	79	
他に通園可能な園があるが申し込まない	5	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	6	
求職活動中だが活動は不定期	7	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	61	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機 児童 77 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	1	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	76	

【29年4月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	31	保留者 95 人
単願（1か所のみ入園希望し他園は申し込まない）	21	
他に通園可能な園があるが申し込まない	18	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	5	
求職活動中だが活動は不定期	20	
育児休業中（延長中または早期復職のため申し込み）	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機 児童 0 人
求職活動中（ハローワークや面接など定期活動中）	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	0	

【30年3月】理由別	(人)	区分
現在入園中だが他園への移行を希望	62	保留者 184人
単願(1か所のみ入園希望し他園は申し込まない)	89	
他に通園可能な園があるが申し込まない	15	
市外からの受託依頼された児童だが入園できない	5	
求職活動中だが活動は不定期	13	
育児休業中(延長中または早期復職のため申し込み)	0	
市外の保育所へ委託したが入園できない	0	定義上の待機 児童 100人
求職活動中(ハローワークや面接など定期活動中)	0	
複数の園を希望し申し込んだが入園できない	100	

国の待機児童の定義変更について(平成29年4月から1年間は経過期間)
「育児休業中」の入園保留者について、「保護者が入園できたときに復職する
意向が確認できた場合は待機児童に含める」とされました。

(3) 保留者のうち「他園移行」・「単願」の推移

28年4月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
待機・保留者合計	26	8	30	64
うち他園への移行を希望	10	3	8	21
うち単願	4	3	4	11

29年3月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
待機・保留者合計	30	181	65	276
うち他園への移行を希望	13	16	12	41
うち単願	3	61	15	79

29年4月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
待機・保留者合計	23	6	66	95
うち他園への移行を希望	11	0	20	31
うち単願	7	3	11	21

30年3月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
待機・保留者合計	31	154	99	284
うち他園への移行を希望	11	18	33	62
うち単願	4	64	21	84

3 待機・保留者解消に向けて

(1) 保育施設の整備【保育施設における定員数の確保(実績値)】 (人)

年月	3歳以上	0歳	1・2歳	合計
27年4月	1,261	120	589	1,970
27年10月 1	1,261	124	600	1,985
28年4月 2	1,291	151	667	2,109
28年10月 3	1,318	151	670	2,139
29年4月 4	1,339	160	709	2,208
30年4月 4	1,360	160	709	2,229
31年4月	1,381	160	709	2,250

- 1 ひばり保育園開設(地域枠15人)
- 2 既存7保育所の定員増(70人)、すくすく保育園分園開設(54人)
- 3 コビーさくらのさと保育園の定員増(30人)
- 4 聖華未来のこども園開設(29~31年まで段階的に定員増)
(29年度69人、30年度21人、31年度21人)

(2) 保育士確保対策

国の処遇改善措置について

私立保育所の運営に関しては、公定価格という運営費の単価に基づき、児童数を乗じて支出しており、この公定価格は、地域・施設定員・児童の年齢ごとの単価が設定され、大きくは、基本分単価と処遇改善加算で構成されています。

基本分単価は、人件費や事業費で構成され、処遇改善加算は、職員の平均勤続年数と経験年数に応じた加算となっています。

国の処遇改善について、基本分単価では、平成27年度(2015年度)において、人事院勧告に従った2%に加え、平成27年度補正予算で、1.9%相当の改善を行い、平成28年度(2016年度)においても、人事院勧告に沿った1.3%の改善を行いました。処遇改善加算では、消費税財源を活用した3%と消費税率10%引き上げによる2%の加算。この部分については、平成28年12月26日付内閣府事務連絡においても国の平成29年度当初予算案として示されたため、野田市の29年度当初予算についても、2%上乗せし計上しています。

また、1億総活躍プランにおいて、更なる追加的な処遇改善を行い、現在月4万円程度ある保育士と全産業の女性労働者との賃金格差を解消するとしています。これが国の実施する処遇改善となります。

また、国は平成29年度に処遇改善加算の対象施設における「経験年数7年以上で、研修を経た中堅職員(仮称 副主任)に対する月額4万円の処遇改善」や「経験年数3年以上で、研修を経た職員(仮称 職務分野別リーダー)に対する月額5万円の処遇改善」が示され、野田市では、29年6月から開始しています。

公定価格の構成内容

地域・施設定員・児童の年齢ごとに以下の単価が設定される		
項目		備考
基本分単価	事務費(人件費)本俸、諸手当、社会保険料等 (管理費)旅費、保健衛生費、補修費等 事業費(生活諸費)給食・保育材料費等	
処遇改善加算	職員の平均勤続年数と経験年数に応じた加算	
その他加算 1	所長設置、3歳児配置改善、休日保育実施等	左記を実施した場合に加算措置
その他加算 2	主任保育士専任、療育支援、事務職雇上等	

公定価格×児童数＝保育所運営費

財源充当＝保育料を除いた運営費に対して国費1/2・県費 1/4

処遇改善加算＝処遇改善加算は、平成 26 年度以前の旧民改費に相当する職員一人当たりの平均勤続年数に応じた基礎分（2～12％）に、用途を保育士等の賃金改善に限定した賃金改善要件分 3％（平均勤続年数 1 年以上の施設においては 4％）を加えたもの

・国の保育士処遇改善の経過と動き

国は、「1億総活躍プラン」において、以下の加算措置を合計して、現在 4 万円程度ある保育士と全産業の女性労働者との賃金格差を解消するとしている。

項目	改善内容	備考
基本分単価(人件費)	27年度 +2%	人事院勧告に基づく 27年度補正予算による実施 人事院勧告に基づく
	27年度 +1.9%	
	28年度 +1.3%	
処遇改善加算	27年度 +3%	新制度で改善(消費税財源) 税率 10%引き上げにより実施 副主任 月額 40,000 円(経験年数 7 年以上の中堅職員対象) 職務分野別リーダー 月額 5,000 円 (経験年数 3 年以上の職員)
	29年度 +2%	

市の対策

宿舎借上事業（家賃補助）

国の支援事業の一つである「保育士宿舎借り上げ支援事業」を活用し、国の補助 1/2 に市の単独補助 1/2 を上乗せし、事業者の負担なしに市内に保育士用の宿舎が確保できるよう補助するもの

合同就職説明会

保育士養成校の学生や保育士資格を有する保育所就職希望者(潜在保育士)を対象に、野田市内で私立保育所等の運営を行っている法人が一堂に会し、市役所 8 階で個別ブースを設置の上、就職説明会を実施する。

保育士の子どもの優先入所

保育士の復職支援のため、未就学児のいる保育士等の子どもを優先利用の対象としようとするもの。具体的には、野田市内の認可保育施設で就労を予定している保育士等について、保護者の就労状況に対する指数に加点を行い、利用調整の上位になるよう配慮するもの

発達障がいの疑いのあるグレーゾーン児童のクラス対応

現在、保育の現場では「発達障がいの疑いのある児童(いわゆるグレーゾーンのお子さん)」が増えている状況があり、クラス運営に支障が生じている。保育士の加配については、国や県の補助制度の対象外であることから野田市が加配に係る賃金を単独補助しようとするもの。各事業者にとっては、保育士を配置しやすくなり、相乗効果として、クラス運営を担当する保育士のローテーションにも余裕が生まれ、保育士の負担が軽減することから、全体の保育士確保にも寄与する施策である。

処遇改善加算（県事業の活用）

千葉県内に勤務する保育士の他県への流出や潜在保育士の確保を目的に10月から千葉県が独自に月額2万円を限度に賃金を上乘せする「保育士処遇改善事業」について、近隣市すべてが当該制度を活用して実施し、市内の事業者も実施を希望している状況から、保育士の絶対数が不足する状況では、野田市も実施せざるを得ないと判断した。また、当該制度の対象は私立保育園に勤務する保育士となっているが、保育士不足の解消は公立及び私立に共通した課題であることを踏まえ、指定管理者が運営する保育所に勤務する保育士等についても、市単独事業として実施する。

「新規施設の確認にかかる利用定員の設定について」

1. 目的

平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援制度」では、教育・保育給付及び地域型保育給付の実施主体が市町村とされたことから、教育・保育等の事業者が施設を設置し、運営にかかる財政支援を受けるためには、子ども・子育て支援法に基づき、市町村による「確認」を受ける必要があります。

なお、「確認」にあたっては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項の規定に基づき、あらかじめ、市町村が条例で設置する審議会の意見を聴くこととされていますが、「学校法人加藤学園」の施設計画については、エンゼルプラン第 4 期計画策定時の量の確保に含めていることから、後記 3. のとおり、認可定員の報告をさせていただきます。

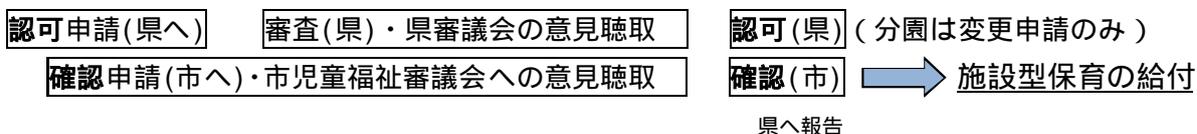
2. 新制度による保育施設等設置のための手続きについて

(1) 認可・確認の実施主体

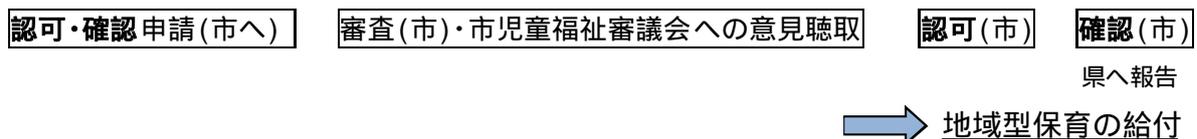
給付類型	認可者	確認者
施設型保育 (通常の保育所)	都道府県(政令市・中核市) * 児童福祉法 35 条	市町村 * 子ども・子育て支援法 31 条
地域型保育 (小規模保育所等)	市町村 * 児童福祉法 34 条の 15	市町村 * 子ども・子育て支援法 43 条

(2) 保育施設等の認可・確認から運営費給付までの流れ

施設型保育



地域型保育



(3) 市町村による確認内容

野田市においては、新制度施行にあたり、平成 26 年度に内閣府令及び本審議会の答申を踏まえて制定した下記の基準(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)に基づき、体制や運営規程が整備されているかなど、施設型給付及び地域型給付を給付すべき施設であるかの確認を行います。

【主な確認基準について】

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から抜粋

基準項目	主な基準の内容
利用開始に伴う基準	利用申込者に対して、運営規程の概要職員の勤務体制や認定申込への応諾義務などについて内容と手続を説明し、同意を得ること。
教育・保育の提供に伴う基準	子どもの心身の状況や置かれている環境などについて把握に努めること。
	特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育と円滑に接続できるよう関係機関との連携に努めること。
	提供する特定教育・保育の内容その他必要事項を記録すること。
	法に基づき市町村が定める利用者負担額その他、特定教育・保育の質の向上に必要と認められる費用の支払を保護者から受けられること。その際、書面による説明を行い、同意を得ること。
	学校教育法に基づく幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく保育の内容についての指針などに基づき、適切な特定教育・保育の提供を行うこと。
管理運営に関する基準	保護者その他の関係者による評価または外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、改善に努めること。
	子ども又は保護者からの相談に応じ必要な助言その他の援助を行うこと。
	子どもの体調の急変が生じた場合は速やかに保護者または医療機関に連絡を行うこと。
	施設の運営についての*重要事項に関する規程を定めておくこと。その概要等を施設内に掲示すること。*施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、職員の職種・員数、提供日・時間など
	適切な特定教育・保育を提供するための職員の勤務体制を定めること。
	国籍、信条、費用負担などによる子どもの差別的取扱いの禁止。
	職員による虐待の禁止。
	子どもと家族の秘密を保持すること。小学校その他関係機関に情報を提供するときは書面により保護者の同意を得ること。
	関係事業者及びその職員から、特定教育・保育施設や子ども又はその家族を紹介することの対償として金品その他の利益の供与及び收受の禁止。
	苦情に対する受付窓口の設置、内容の記録、苦情に関する市の調査などへの協力、指導助言に従った改善を行い、報告すること。
	地域住民又はその活動との連携、協力等を行い交流に努めること。
	事故発生時と再発防止のための措置を講ずること（報告・防止の指針と周知体制の整備、研修の定期的実施、連絡・記録・損害賠償について）
	特定教育・保育事業とその他の事業の会計を区分すること。
職員、設備、会計に関する記録を整備しておくこと。	

3. 利用定員の設定について

(1) 施設 (仮称) Kanade 野田こども園

事業概要

事業者名 学校法人加藤学園 理事長 加藤裕希
 設置場所 野田市蕃昌 336 番 4 外 4 筆
 敷地面積 4,590.08 m² (園庭面積 326.7 m²)
 延床面積 1,244.21 m² (1階 824.71 m²、2階 419.50 m²)
 構造 木造 2階建て
 開園予定日 平成 31 年 4 月 1 日 (予定)

定員計画

開設年度の平成 31 年度の定員計画は以下のとおりとなります。

(人)

年度	1号認定	2号認定	3号認定	合計
31	3	72	57	132

認定区分

- 1号 幼児教育のみを受ける児童
- 2号 保育を必要とする3歳以上の児童
- 3号 保育を必要とする0歳から2歳までの児童

当該園は、平成 31 年度から新制度に基づく施設型給付を受ける施設になります。

(2) 利用定員の設定について

利用定員については、認可定員の範囲内で特定教育・保育施設の区分(認定こども園・幼稚園・保育所)に応じて、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項の各認定区分により設定することとされています。

本施設は、保育所型認定こども園であり、1号・2号・3号の各認定区分に係る利用定員の設定を行います。

なお、下記(3)の表とおり、「野田市待機児童・保留者解消計画」に位置付けた 30 年度当初の「保育の量の確保のための市計画」には、計画策定段階から同園の定員計画を組み入れており、野田市として上記の利用定員を設定し、確認することは、待機児童・保留者の解消に必要なものと考えます。

(3) 「野田市待機児童・保留者解消計画」に位置付けた見込量と確保内容
平成30年度当初

区分		3歳以上	0歳	1・2歳	計
保育における量の見込み 29年度当初実績		1,419	120	780	2,319
市計画	既存施設認可定員 30年4月時点	1,341	160	700	2,201
	既存保育所定員増	-	-	-	-
	*新設認定こども園	72	9	48	129
	定員弾力運用 30年4月時点	254	30	133	417
	計	1,595	190	833	2,618
- (30年4月時点)-(29年度当初実績)		176	70	53	299

4. 参考

現施設（野田北部幼稚園）について

開園 昭和52年4月

定員数 開園時80人

平成30年時点 310人（入園時数359人）

延床面積 1,054.44 m²（うちホール等149.57 m²は認定こども園移行後も使用）

子ども医療費助成の拡充について

子ども医療費助成については、千葉県が通院、調剤について小学3年生までしか助成の対象としていないため、野田市は市単独の財政負担を行い、平成27年8月診療分から中学3年生までを助成対象として、保険診療に係る医療費自己負担金について、調剤については全て無料とし、通院については、住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯については無料とし、所得割課税世帯については1回当たり300円で受診できるよう、制度の拡充を図りました。

児童が医療機関にかかる割合は、低年齢児ほど高くなることから、今回特に小さな子供を育てている世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健康維持に寄与するため、0歳から3歳までの自己負担を無料にするものです。

(1) 制度の拡充内容

拡充内容：医療費保険診療分自己負担の無料化

対象年齢：0歳から3歳まで

実施時期：平成30年8月診療分から（受給券の更新 平成30年7月）

所得制限：適用なし

助成対象外：保育所等でのケガについては、「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の対象となる。

(2) 子ども医療費助成に係る平成29年度実績及び無料化分見込

年度	区分	現物支給	償還分	計
H29 実績	扶助費	490,843,240 円	24,162,994 円	515,006,234 円
無料化 分見込	扶助費 (積算)	7,766,100 円 (51,774 回×300 円×6/12)	506,400 円 (3,376 回×300 円×6/12)	8,272,500 円 (55,150 回×300 円×6/12)

無料化分は、3歳までの自己負担金有りの実績の受診回数を基に、無償化による増加分を含めて回数を見込んで積算（1回当たり300円）。なお、無償化分見込は、10月支払分（8月診療分）からの半年間分を計上。

(3) 本市の子ども医療費助成制度の変遷

制度変更年月日	通 院		入 院	
	対象年齢(上限)	自己負担額 (/回)	対象年齢(上限)	自己負担額 (/日)
H15. 4. 1	3歳未満	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H19.10. 1	4歳未満	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H20. 5. 1	5歳未満	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H20.12. 1	就学前	0円又は200円	就学前	0円又は200円
H22.12. 1	小学校3年まで	0円又は200円	小学校3年まで	0円又は200円
H24.12. 1	小学校3年まで	0円又は200円	中学校3年まで	0円又は200円
H27. 8. 1	中学校3年まで	0円又は300円	中学校3年まで	0円又は300円
H30. 8. 1	3歳まで	0円	3歳まで	0円
	中学校3年まで	0円又は300円	中学校3年まで	0円又は300円

自己負担額は、非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯は「0円」、それ以外の世帯は「200円」又は「300円」

参考

県内の自己負担無料の実施状況

H30.4.1 現在

市町村名	対象年齢
市原市	0歳児
浦安市	未就学児（6歳に到達した年度の3月31日まで）
大網白里町	小学3年生まで（9歳に到達した年度の3月31日まで）
勝浦市・鴨川市・君津市 四街道市・匝瑳市 大多喜町 6市町	中学3年生まで（15歳に到達した年度の3月31日まで）
東庄町・横芝光町・睦沢町 長柄町・長南町・多古町 6町	高校3年生まで（18歳に到達した年度の3月31日まで）

県内近隣市の実施状況

H30.4.1 現在

市町村名	助成の対象年令	自己負担額（通院1回、入院1日）			所得制限
	入院・通院	課税世帯	非課税世帯	備考	
柏市	中学3年生	300円	0円		小学4年生以上 通院調剤あり
船橋市	中学3年生	300円	0円		なし
鎌ヶ谷市	中学3年生	300円	0円		なし
松戸市	中学3年生	200円	0円		なし
流山市	中学3年生	200円	0円		なし
我孫子市	中学3年生	200円	0円		なし
浦安市	中学3年生	200円	0円	未就学児童 0円	なし
野田市	中学3年生	300円	0円		なし

「新たな子ども館」について

野田市の子ども館は、市内に 6 館あり、小規模ながら地域に密着した児童館として就学前児童とその親を対象にしたサークルや体操などの活動、主に小学生などを対象とした季節に応じた行事や野外での合同イベントなど様々な事業に創意工夫して取り組んでいます。しかし、中・高校生の利用など多様なニーズに対応するには、施設が小規模であり、常設的な子育て相談や保護者同士、また、異年齢の児童の交流ができる機能を備えた「地域の子育て支援の拠点」となる子ども館の整備が望まれています。

(1) 新設の目的と施設及び運営内容

野田市が新たに整備する子ども館は子育て支援の拠点であるとともに、児童厚生施設の目的である、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするため、乳幼児から 18 歳までの様々な年齢の児童が集い、遊びを通して自主性や社会性、創造性を身に付ける「学びの拠点」とするため、授乳やおむつ替え、異年齢の児童が安全に安心して遊べるスペース、中高生が活動できる設備などを備えた一定の規模を確保します。

運営にあたっては、子ども達の活動を地域の方や年長児などのボランティアが支え、多世代の交流を図ることで地域における交流の拠点となる施設を目指します。

また、新たな子ども館は、既存の子ども館事業の充実にも繋がるよう先進的な事業運営を行っていきます。

(2) 建築に向けた取組み状況（進捗状況）

建設予定地は、都市計画道路清水公園駅前線沿いある市有地ですが、第一種低層住居専用地域にあることから、延べ床面積 600 m²までの子ども館しか原則建築することができません。ただし、建築基準法第 48 条ただし書きによる許可を県から受けることで 600 m²以上の子ども館の建築が可能となります。

これまでの県との下協議により、良好な周辺の住環境に影響しないよう配慮した建物とし、周辺住民の合意形成を得ることで許可が見込めるとの見解をいただいておりますが、騒音、日照、交通など具体的に配慮が必要な項目も示されましたので、今後、これら具体的な項目につて、設計の中で対策をまとめ、引き続き協議を重ねて行きます。

また、子ども館の建設には、周辺住民の合意形成が重要であると県からも指示を受けていますので、具体的な設計内容はこれからになりますが、7月22日(日)に、清水第7自治会に対し、建設の目的や必要性、効果などの構想的な内容ですが説明させていただきました。説明会での意見は、建設計画において、できる範囲で検討したいと考えています。

(3) 今後のスケジュール

建築基準法第48条ただし書きの許可については、設計の中で、騒音や日照、交通など具体的な対策を検討し、建物の構造や規模、位置や緑地など全体計画を示し県と協議を重ねます。最終的には、公聴会や建築審査会の手続きを経て、知事の許可となります。

建築に必要な主な作業について、下記のとおり予定していますので、適宜ご報告させていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えています。

- | | |
|----------------|---------------|
| ・基本計画の策定 | 平成30年度中に策定 |
| ・基本設計及び実施設計 | 平成31～32年度 |
| ・建築基準法第48条許可申請 | 平成32年度 |
| ・建築確認申請 | 平成32年度 |
| ・開発行為に準じる市長協議 | 平成32年度 |
| ・建築工事 | 平成32年度～平成34年度 |
| ・新子ども館の開館 | 平成34年度中 |

子ども未来教室の拡充

平成 29 年度から、市内の公立中学校に通う生徒のうち、希望する全生徒を対象に、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場として、数学と英語を中心に無料の学習支援を行う「野田市子ども未来教室」を開設しています。対象について、平成 30 年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学 3 年生に枠を広げます。

(1) 事業の目的

「子ども未来教室」は、全ての子どもたちが将来への希望を持って進路を選択し、自立した社会生活を営んでいくことができるよう、支援していくことを目的としています。

具体的には、子どもたち全てが学校の授業を理解できるよう、児童・生徒の自主的な学習をサポートし、基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるための学習支援の場になるよう実施しているものです。

(2) 平成 30 年度事業内容

中学生

- ・対象者 市内公立中学 11 校の全生徒
- ・登録状況

学年	生徒数	申込み者数	割合
1 年	1,294 人	225 人	17.4%
2 年	1,357 人	179 人	13.2%
3 年	1,310 人	120 人	9.2%
合計	3,961 人	524 人	13.2%

- ・実施会場 公民館 10 か所、コミュニティ会館 2 箇所、学校 1 箇所の計 13 箇所
- ・支援内容 数学・英語を基本に宿題や 3 年生については受験対策など
学習支援は講義形式ではなく自習形式として個々の理解に合わせた支援を行っています。
- ・支援時間 午後 7 時～午後 9 時の 2 時間 (50 分単位の 2 コマ)
- ・実施回数 通年
各学校単位で週 1 回実施し、年間 50 回 (1 年生は年間 44 回)
- ・講師 大学生、地域のボランティア (教員 O B , 元塾講師など)

小学生

- ・対象者 市内公立小学 20 校の 3 年生
- ・登録状況

対象児童数	申込み者数	割合
1,346 人	518 人	38.5%

- ・実施会場 小学校教室 20 箇所
- ・支援内容 算数・国語を基本に宿題など
学習支援は講義形式ではなく自習形式として個々の理解に合わせた支援を行っています。
- ・支援時間 午後 3 時～午後 4 時 30 分の間で 1 時間程度（学校により違う）
- ・実施回数 5 月から 10 月の 6 ヶ月間
各学校単位で週 1 回実施し、年間 20 回程度（学校により違う）
- ・講師 地域のボランティア（教員 O B , 元塾講師など）

(3) 平成 29 年度実績 (中学生)

登録者数 ¹	延べ登録者 ²	延べ参加者 ³	出席率	延べ実施回数 ⁴	備考
681	31,385	20,633	65.7%	50	1 年生は 5 月から実施し 44 回

1 30 年 3 月の登録者数

2 当該月の実施回数 × 実施学年の登録者数

3 2 の登録者数のうち、延べ出席者数

4 1 か月間の実施回数 × 11 中学校